

行橋市 地域福祉計画 【第3期】

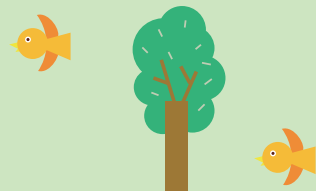
－ みんなで支えあう 福祉のまちづくり －



平成29年3月
行橋市

行橋市 地域福祉計画 【第3期】

－ みんなで支えあう 福祉のまちづくり －



第3期
行橋市
地域福祉計画

平成29年3月
行橋市

市長メッセージ



近年、少子高齢化の急速な進展や核家族化など様々な理由から、家族や地域のつながりが希薄化し、隣近所の住民がお互いに助け合って暮らしてきたかつての地域社会は大きく変わってきました。それに伴い、災害時における高齢者や障がい者等への支援の問題、子どもや高齢者等への虐待問題、ひとり暮らし高齢者の孤独死など様々な社会問題が生じています。

本市では、平成21年12月に「みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり条例」を制定し、市民、事業者、市が相互に協働・連携し、一体となって支えあう地域社会を築くことを目的にそれぞれの責務や役割を定めました。さらに、この条例を具現化するため「行橋市地域福祉計画」（第1期：平成22年度～平成24年度、第2期：平成25年度～平成29年度）を策定し、地域社会を構成する人々が安心して自立した生活や社会参加ができるように地域福祉の推進に取り組んできました。

これまでの成果として、高齢者の交流の場である「いきいきサロン」や災害時に備えた自主防災組織が各地域で設立され、住民どうしの交流やつながりが促進されるとともに、一部の地域では住民が独居老人等を訪問して安否確認をするなどの見守り活動も行われるようになってきました。また、地域住民や福祉サービスを必要とする人たちの相談機能として、市内6中学校区に「高齢者相談支援センター」が設置され、さらには、「障がい者基幹相談支援センター」や生活困窮者のための「生活相談センター」等も設置され、相談機能の充実を図っています。

しかしながら、地域で活動・交流する人たちの高齢化が進むとともに、地域の身近な相談役である民生委員やいきいきサロンのリーダー、自治会長なども高齢者が多いのが現状です。また、相談については、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など各属性が複合的にからみあったケースや虐待問題、権利擁護など行政だけでは対応が困難なケースも増えてきています。

本市では、これまでの成果や地域福祉を取り巻く実情・課題を踏まえ、市民が住み慣れた地域でともに支えあいながら暮らせるまちづくりを継続して推進するため、今般「第3期行橋市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画策定にあたり、議論を重ねていただきました推進委員会・推進実務者会議の皆様をはじめ貴重なご意見をいただきました市民・関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

平成29年3月

行橋市長 田中 純

目次

第1部 総論

第1章	第3期計画の策定にあたって	2
第2章	第2期計画の成果と課題	9
第3章	計画の基本的な考え方	16

第2部 各論

第1章	基本目標1 地域づくり	26
第2章	基本目標2 ひとづくり	34
第3章	基本目標3 しくみづくり	42
第4章	推進プロジェクト	64

第3部 計画の推進方法

1	計画内容や進捗状況の周知	68
2	協働による計画推進	68
3	計画推進に適した庁内体制の整備	69
4	計画の実践と進行管理	69

資料編

1	地域福祉に関わる基礎データ	71
2	市民アンケート調査結果	77
3	計画策定の経緯	95
4	みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会等 設置要綱・名簿	97

■ 「障がい」の表記について ■

本計画では、「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、「障害」を「障がい」と、ひらがな表記しています。ただし、法律・条例や制度等の名称、施設・法人・団体等の固有名詞が漢字表記の場合は、そのまま「障害」と表記しています。

第1部 総論

第1章 第3期計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

● 福祉を取り巻く環境の変化

わが国は総人口が減少するなかで、高齢化率は上昇を続け平成27年には26.7%と世界で最も高い水準となりました。

また、国が発表した将来人口推計によると、今後は少子高齢化と人口減少がさらに進み、43年後の2060年には、総人口は約8,674万人となり、約4割が高齢者となる時代が到来することが予測されています。

国はわが国の構造的な問題である少子高齢化の対策として、誰もがあらゆる場で活躍できる「一億総活躍プラン」の実現に向けた取り組みを始めました。

少子高齢化に加えて、都市化・核家族化の進行や、個人の価値観の多様化等により地域のつながりが薄らぐなど、わたしたちの地域社会のあり方も大きく変わってきています。このため、高齢者等の孤独死（孤立死）や、児童・高齢者・障がい者等への虐待、長引く景気低迷等を原因とする生活困窮世帯の増加等、さまざまな課題がでてきています。

その一方では、ボランティアやNPO等の市民活動が活発化し、市民と協働する、新たな福祉の展開が可能となる基盤が作られつつあります。

また、平成23年3月11日の東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）や平成28年4月の熊本地震による、災害対策をはじめとした、地域での支えあい・助け合いの重要性が再認識されています。

● 本市における地域福祉の取り組み

本市では、平成21年度に「みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり条例」の制定と併せて「行橋市地域福祉計画」（第1期計画）を策定し、地域ワークショップを継続して開催する等、市民や地域の関係団体と連携・協働しながら、地域福祉に関する具体的な取り組みを進めてきました。第1期計画の成果と課題を踏まえ、平成25年度からは第2期計画として具体的な取り組みを継続しながら拡げるとともに、生活困窮者への支援など新たな取り組みも始めました。

また、本計画を受けて、行橋市社会福祉協議会においても「地域福祉活動計画」が策定され、市・社会福祉協議会がそれぞれ策定した計画が整合を図りながら、いきいきサロン拡充が進む等の地域福祉活動を展開しています。

市全体の政策の面からみると、本市の最上位計画である「第5次行橋市総合計画」（計画期間：平成24～33年度）では、まちの将来像を「魅力がいっぱい 人が集まる パワフル ゆくはし」とし、その実現を目指して、基本目標「ひとを育むまち」のもと、本市の保健福祉医療分野の基本施策として「ライフステージ支援プロジェクト」を定めています。平成29年度からの後期基本計画でも、引き続きこの「ライフステージ支援プロジェクト」の第一分野として「地域福祉の推進」が設定されており、本市の施策でも充実が望まれている分野であるといえます。

こうした市の総合計画の方針等も踏まえながら、市民や関係団体・事業者等と行政との協働により、だれもが住みなれた地域で、安心して、いきいきとくらすことができる福祉のまちづくりをより一層進めるため、第1期計画、第2期計画策定以降の本市を取り巻く状況等を勘案しながら計画を見直し、「第3期行橋市地域福祉計画」を策定するものです。

2 計画の性格

(1) 「市町村地域福祉計画」の概要

● 「市町村地域福祉計画」の法的位置づけ

「市町村地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを示す計画です。

福祉に関する計画は、従来「高齢者」「障がい者」「子ども」等の対象ごとに策定されてきました。「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの対象ごとに共通する課題を整理し、地域で支援を要するさまざまな人（高齢者、障がい者、子育て家庭をはじめとした日常生活で何らかの支援を要する人）の生活を支えていくための計画です。

『社会福祉法』（地域福祉に関する条文の抜粋）

（第1条 目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（第4条 地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（第107条 市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

● 「地域福祉」の担い手

社会福祉法第4条によると、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を営業者」「社会福祉に関する活動を行う者」は、地域福祉の推進に努めなければならないことが規定されており、行政と共に市民・団体等も地域福祉の担い手となります。

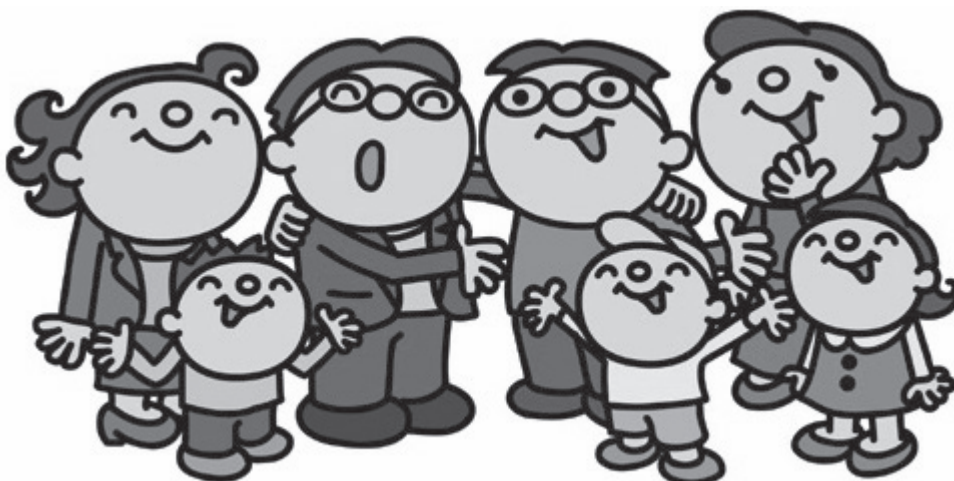
さらに、具体的にみてみると、国の計画策定指針（市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針のあり方について）では、「地域住民」「要支援者の団体」「自治会・町内会等の地縁型組織」「一般企業」「商店街」「民生委員」「ボランティア」「特定非営利活動法人（NPO法人）」「社会福祉法人」「社会福祉協議会、地区（校区）社会福祉協議会」などが示されています。

本計画でも、国の考え方を踏まえ、地域福祉の担い手として、市はもとより、市民や、保健福祉医療等に関わる活動を行う地域の関係団体、事業者等を想定しています。

国の指針（社会保障審議会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針のあり方について」）における地域福祉の担い手（例）

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ○地域住民 | ○要支援者の団体 |
| ○自治会・町内会、地縁型組織等 | ○一般企業・商店街等 |
| ○民生委員、福祉委員等 | ○ボランティア（団体） |
| ○NPO法人、住民参加型在宅サービス団体等 | ○農業協同組合、消費生活協同組合等 |
| ○社会福祉法人、地区社会福祉協議会等 | ○社会福祉従事者（民間事業者含む） |
| ○福祉関連民間事業者 | |

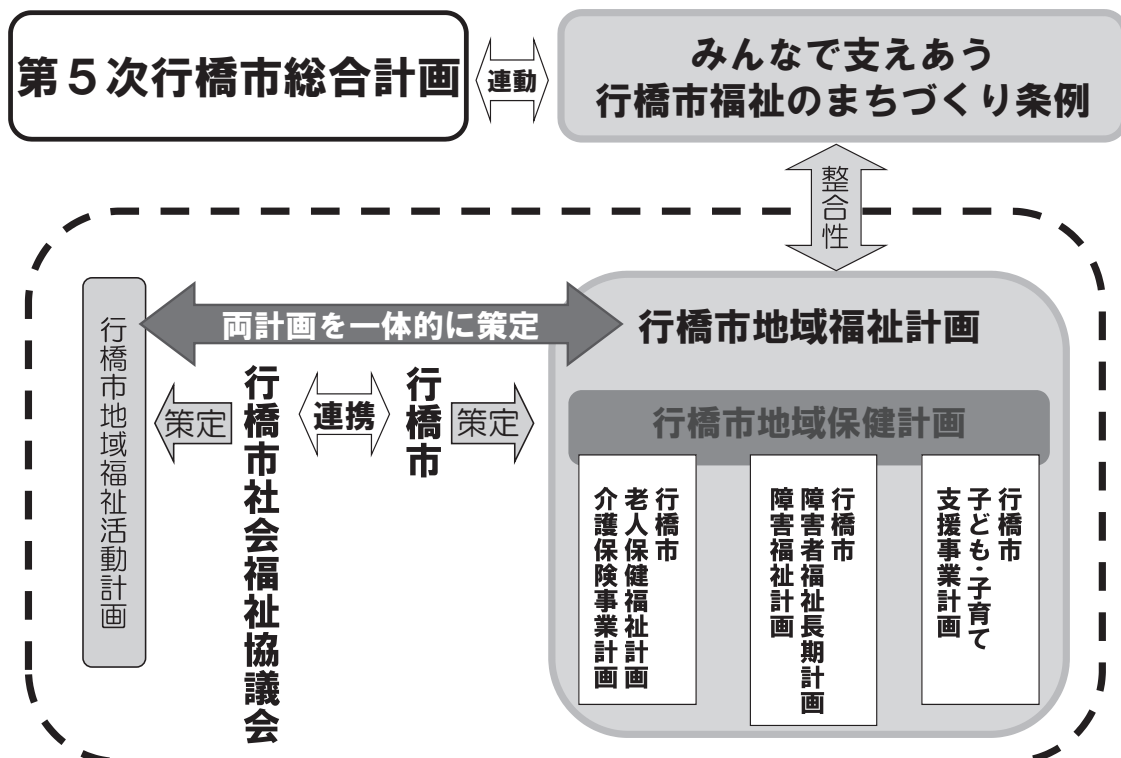
（注）民生委員・児童委員が正式名称ですが、本計画では、原則として「民生委員」と表記しています。



(2)「行橋市地域福祉計画」の位置づけ

- ◆ 本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」です。
- ◆ 「第5次行橋市総合計画」における本市の保健福祉医療分野の基本施策である、「ライフステージ支援プロジェクト」の一環として地域福祉の推進を図るため、「行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」、「行橋市障害者福祉長期計画・障害福祉計画」、「行橋市子ども・子育て支援事業計画」、及び「行橋市地域保健計画」等の計画に共通する地域福祉の理念を明示するとともに、地域福祉実践の推進を図るための基本的な方向性を定めた計画です。
- ◆ 平成21年度に制定した「みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり条例」と整合性を図りながら、福祉のまちづくりを推進していきます。
- ◆ また、防災・防犯対策やまちづくり、男女共同参画、教育等の保健福祉医療分野以外の関連分野の条例・計画等とも整合性を図っています。
- ◆ さらに、行橋市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」（地域福祉推進のために社会福祉協議会が取り組む活動内容等を整理した計画）と本計画は、同じ地域福祉推進を目的とする計画であることから、車の両輪として位置づけてきました。第3期計画ではより地域福祉の推進を図るために両計画を一体として策定しました。

■ 計画の位置づけ ■



■ 「みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり条例」の概要 ■

【目的（第1条）】

この条例は、みんなで支えあう福祉のまちづくりを推進するため、その基本方針を明らかにし、市民、事業者及び市の役割並びに基本方針を実現するための基本的事項を定めることにより、市民だれもが生涯を通じて安心して健やかにくらすことのできる地域社会を築くことを目的とする。

【基本方針（第3条）】

市民、事業者及び市は、次に掲げる基本方針に基づき、みんなで支えあう福祉のまちづくりを推進するものとする。

- (1) 市民が個人として尊重され、かつ公平に福祉サービスを楽しむことができるまちづくり
- (2) 市民が地域で支えあい、安全、安心な生活を営むことができるまちづくり
- (3) 市民が互いを思いやる気持ちを持つ、人にやさしい福祉のまちづくり

【基本目標（第7条）】

市民、事業者及び市は、みんなで支えあう福祉のまちづくりを推進するため、相互に協働し、連携し、一体となって地域で支えあうしくみづくりとして次に掲げる事項について重点的に取り組むものとする。

- (1) 地域づくり
- (2) ひとづくり
- (3) しくみづくり

【重点的な取り組み（第3章）の概要】

第1節 地域づくり

- ・市民が自ら進める地域づくり（第19条）
- ・地域づくりのための支援（第21条）
- ・市民による環境づくり（第23条）
- ・高齢者、障がい者等の把握（第25条）
- ・市民活動団体間の連携（第20条）
- ・家庭と地域での子育て（第22条）
- ・施設の提供（第24条）

第2節 ひとづくり

- ・地域の人材育成（第26条）
- ・市民の健康づくり（第28条）
- ・地域活動の推進（第27条）
- ・福祉を支える人材の育成（第29条）

第3節 しくみづくり

- ・安全、安心な生活の確保（第30条）
- ・相談支援体制の整備（第32条）
- ・施設整備にあたっての他法との整合性（第34条）
- ・移動の確保（第35条）
- ・災害時等における高齢者、障がい者等に対する対応（第37条）
- ・情報の収集及び周知（第31条）
- ・市の施設の先導的整備等（第33条）
- ・要援護者情報の整備（第36条）

3 計画の期間

この計画の期間は、平成29～34年度までの6年間とします。

なお、計画の期間内においても、社会情勢の変化や関連法制度の変更などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

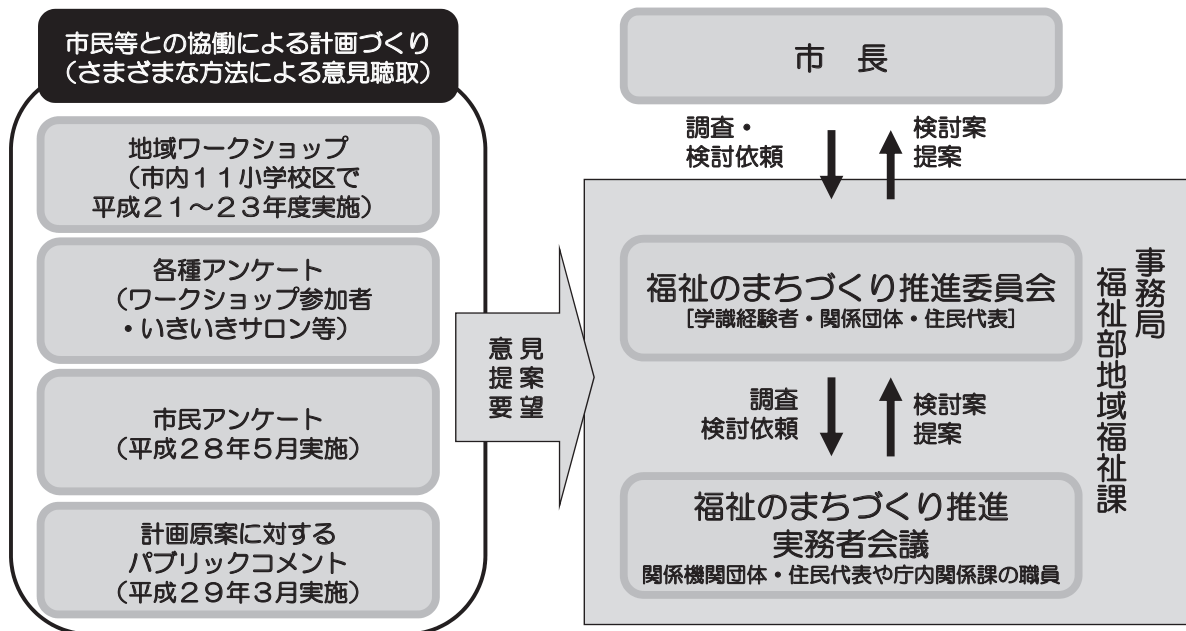
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
	第2期計画期間					
見直し	第3期計画期間					
				計画見直し検討期間		

4 計画策定の取り組み

地域福祉計画は、市民や地域のさまざまな関係団体等の協力なくしては推進できない計画です。

このため、本市では、第1期計画、第2期計画策定時と同様に今回の策定に際しても、市民や関係団体等との協働を重視し、次のようなさまざまな手法を取り入れて、市民や関係者の意見把握・反映に努めました。

■ 計画の策定体制及び市民との協働・意見聴取の取り組み ■



- * ワークショップ：
多様な価値観や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにかかわらず、だれもが自由に意見を言いやすいよう工夫された会議手法。講義等のような一方的な知識伝達ではなく、参加者全員が意見を出し、課題解決のための方策の立案等を行う。
- * パブリックコメント：
行政が計画策定等を行う際に市民等の意見を計画等により多く反映させていくために、策定途中段階で原案等を公表し、市民等から意見提案を受ける制度。

(1) 計画策定体制（推進委員会・推進実務者会議）

本市では、平成21年度に策定した第1期計画の進行管理等を行う機関として、学識経験者や関係機関・団体代表等で構成する「みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）と、当該推進委員会の下部組織として行政職員も含めた実務者で構成する「みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議」（以下、「推進実務者会議」という。）の2つの審議機関を設置し、年度ごとに計画の進捗状況の評価や計画推進のための方策の検討等を行ってきました。

今回の第3期計画策定についても、第1期計画及び第2期計画の進行管理から継続して、この推進委員会・推進実務者会議において計画内容の審議を行いました。

また、生活困窮者自立支援制度の創設に伴い生活支援課が推進実務者会議のメンバーに加わりました。

(2) 地域ワークショップ

平成21年度の第1期計画策定時に実施した地域ワークショップ（3小学校区）を平成22・23年度も継続し、3年間で市内全小学校区（11校区）で開催しました。

地域ワークショップでは、校区ごとに、市民や民生委員、いきいきサロン参加者等の地域の関係者が集い、地域の課題やその解決策等の検討を行っており、これらのワークショップで協議された内容についても計画策定の基礎資料として活用しました。

併せて、各種計画策定時等に実施した地域ワークショップの意見も活用しています。

また、今回はじめて社会福祉協議会が夏休みの小学生を対象とした「めだかの学級」で子ども達が地域でどのように活動しているか等、ワークショップ形式で意見を聴きました。

(3) 各種アンケート調査

本計画策定の基礎資料として地域福祉関係者の活動実態や意識等を把握するため、平成24年度に「地域ワークショップ参加者アンケート調査（地域福祉に関するアンケート）」と「いきいきサロンに関するアンケート調査」を実施しました。

また、平成23年度に実施した「団塊の世代に対するアンケート調査」も計画策定の基礎資料として活用しました。

今回の第3期計画の策定の基礎資料として、平成28年5月に市内にお住まいの20歳以上の方3,000人を対象とした市民アンケートを実施しました。

(4) 計画原案に対するパブリックコメント

平成29年3月に、パブリックコメントを実施し、計画原案に対する意見聴取を実施しました。

第2章 第2期計画の成果と課題

各種統計データ等からみた本市の第2期計画策定以降の福祉等を取り巻く現状、及び第2期計画の成果と課題の概要は以下のとおりです。

1 各種統計データからみた現状

(1) 人口・世帯の状況

総人口は平成29年1月末現在で72,905人と過去最高を記録しました。65歳以上の高齢者人口は20,577人で市民の3.5人に1人が高齢者となっています（高齢化率28.2%）。第1期計画策定時（平成22年1月末）から総人口は1,000人弱増加しましたが「団塊の世代」の高齢化等により高齢者は約4,000人の大幅増となっています。

高齢化率は蓑島地区で44.4%と最も高く4割を超えていますが、市街地である行橋地区は21.8%と、市内でも地域差が大きく表れています。

単身高齢者世帯は年々増加し、平成28年には5,000世帯を超えています（平成28年4月時点 5,182世帯）。

(2) 支援を要する人等の状況

介護保険の要介護認定者・認定率は平成22年度以降の増加（上昇）が顕著であったが、近年は緩やかになり、平成28年12月現在の認定者数は3,521人、要介護認定率は17.1%に達しました。

障がい者（手帳所持者）は、平成24年度以降、4,000人を超え、総人口の6%前後で推移しています。

18歳未満の児童人口は12,000人台で微減傾向にあり、平成29年1月現在で12,008人、総人口に占める割合は16.5%まで低下しています。

ひとり親家庭は年々増加しており、平成29年1月現在で854世帯（一般世帯の2.7%）となっています。

生活保護世帯も近年は約1,100世帯台で推移し、平成25年度以降は微減傾向にあります。平成27年度末現在の保護率は21‰（パーミル）です。

2 まちづくりに関する市民アンケート調査結果からみた現状

現在の行橋市について「住みよい」、「どちらかといえば住みよい」と感じる人は7割を超えており、「愛着を感じる」、「やや感じている」愛着ありの人も7割を超えています。

地域の活動に「全く参加していない」、「あまり参加していない」不参加派は5割を超え、理由として「機会がない」、「忙しく時間がない」といった、若い年代の回答が多かったが、日常生活で不自由になったときに地域住民から受けたい支援、地域住民に自分ができる支援では、「災害時の手助け」と「安否確認の声かけ」が全ての年代と全ての地域で最も多い結果となりました。

地域福祉に関わる認知度では、身近な地域の相談者である民生委員を知らない人が5割、市内のボランティア団体やNPOを知らない人は7割を超えていました。地域福祉計画の名前も計画内容も知らない人は約8割を占めていました。一方で休日夜間急患センターなどの地域福祉に関する機関を利用する年代毎の認知度は比較的高い結果でした。

また、行橋市がどのようなまちであってほしい将来像では、最も多かったのが「健康と福祉のまち」、次いで「安全・安心のまち」、「住環境に優れたまち」と続いた。併せて、健康で安心を実感できるまちづくりに重要なことの上位4つは、「社会保障制度の安定を図る」、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」、「緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みを作る」、「身近な場所で相談できる窓口を増やす」でした。

「第5次行橋市総合計画」における本市の保健福祉医療分野の基本施策である、「ライフステージ支援プロジェクト」に掲げる8施策のうち7施策について、今後の重要度は高いという結果でした。

<参考>

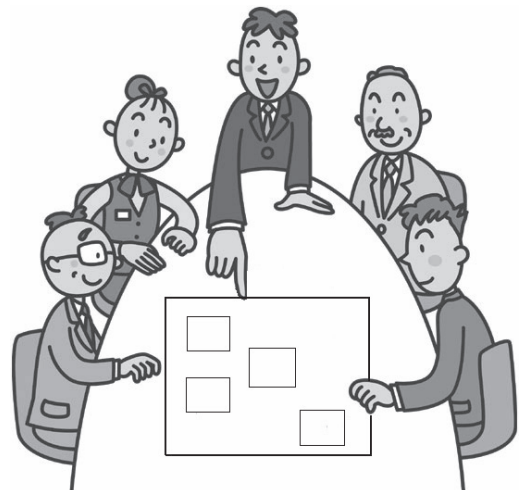
■ 地域ワークショップ参加者アンケートからみた成果

第1期計画策定時及び推進期間（平成21～23年度）に実施した校区ごとの地域ワークショップ参加者に対してアンケート調査を実施し、ワークショップに対する評価や参加後の意識・行動の変化状況等を把握しました。

アンケート結果によると、ワークショップ参加後に地域づくりに対する気持ちが変わったと評価している人が6割を占めており、多くの方がワークショップを通じて地域づくりへの意欲が増していることがわかります。

また、このようなワークショップの必要性を感じたという人も参加者の7割を占めており、ワークショップが有効であると評価されているといえます。

ただし、ワークショップ参加後に周りや地域に具体的な変化があったかという問いに対しては、7割の人が「感じなかった」と回答しており、ワークショップで意欲が高まっても具体的に活動が実践されたり、成果がでたりするところまでは至っていない様子が見えます。しかしながら、市民参加型のワークショップを開催したことで、地域の様々な活動を行う関係者の方々と、地域福祉の推進に対する課題や解決するためのアイデアを共有することができました。このワークショップを、地域福祉推進のひとつの柱として継続していきたいと考えており、具体的な地域活動につながるように、今後は行政主導型から地域主導型での開催ができるような取り組みを進めてまいります。



3 第2期計画の活動実績と評価

第2期計画策定以降の取り組みについて、行政内部で自己評価を行い、その結果を計画の進行管理及び策定機関である推進委員会・推進実務者会議に報告し、第2期計画の成果と課題、今後の方向性等について検討を行いました。

今回は新たな手法として推進実務者会議において、3グループ編成のワークショップ形式で第2期計画以降の取り組みの進捗具合等を発表し、最終的に全体で成果と課題の整理を行いました。

第1期計画の評価と同様に、第2期計画で設定した42の活動をA～Cの3段階で評価すると併せて、第1期計画の評価から第2期計画の評価までに進んだ（進んでいない）のか矢印による2段階での評価も行いました。42活動の評価の結果の概要は下表のとおりです。

計画全体では、17活動が進んだ（ている）となっており、A評価（具体的な動き、成果がある）が11活動（26%）、B評価（動いてはいるものの、成果がない、少ない）が23活動（55%）、C評価（まだ動きがとれていない）が8活動（19%）となっています。

この評価については、全てが客観的な数値等で計れるものではなく、成果が少なく評価が低くても取り組みを進めている活動もあり、行政がすべての取り組みを把握できていない状況での評価となっています。

内訳をみると、市民や地域が主体となる『基本目標1 地域づくり』の活動では、地域主導で取り組む項目が多く、行政では成果をとらえにくいのですが、行政や社協の関わりの強化と地域での拡充が進んだ結果、A・B評価が多くなったと考えております。

また、行政が主体的に取り組みやすい“公助”が中心の『基本目標3 しくみづくり』では、多くの活動で具体的な取り組みを進めることができたとの評価になりました。

一方で『基本目標2 ひとつづくり』での取り組みが進まなかった要因としては、実践過程で役割分担（「どこ（だれ）が」「どのように」行うか）を明確にしながら取り組むことができていなかった等の前回評価と同じ指摘がありました。

■ 第2期計画 平成25～28年度の活動実績評価（概要） ■

進捗具合 → 進んだ	区分	活動数	評価結果		
			A	B	C
7	基本目標1 地域づくり	12	3	8	1
2	基本目標2 ひとつづくり	8	1	3	4
8	基本目標3 しくみづくり	22	7	12	3
17	計画全体	42	11	23	8

（詳細は次頁参照）

4.2 活動の評価

① 地域づくり

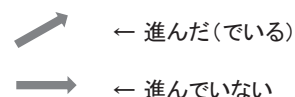
活動番号	活動名		前回評価	今回評価	
1	身近で気軽に集える居場所をつくろう		C	→	C
2	いきいきサロンを広めよう		A	↗	A
3	子どもからお年寄りまで、みんなで交流しよう		B	↗	B
4	だれもが楽しめる行事をつくろう		C	↗	B
5	みんなが使える活動拠点をつくります		C	↗	B
6	地域であいさつ・声かけをしよう		B	→	B
7	地域で支えあうしくみをつくろう		B	↗	B
8	みんなで地域の課題を見つけよう		A	→	A
9	民間の事業者も地域活動に参加しよう		C	↗	B
10	手助けが必要な人を把握し、地域の関係者と情報共有します（地域支援マップ）		B	→	B
11	防災訓練をしよう	助けあう組織をつくろう、防災訓練をしよう、避難所を確保し、知らせよう	A	→	A
		防災意識を高めよう	A	↗	A
12	安心で安全な地域を目指そう	地域で防犯活動を推進しよう	B	→	B
		安心で安全な地域を目指そう	B	→	B
		安心・安全なまちづくりの意識を高めよう	B	→	B

















② ひとづくり









活動番号	活動名		前回評価	今回評価	
13	社会福祉協議会の機能を強化し、地域のために頑張ります		B	↗	B
14	民生委員の活動を支援します		A	→	A
15	地域で活躍できるボランティア・NPO等を育成します		B	→	B
16	市民活動団体の活動を支援します		B	→	B
17	区・校区の見直しを検討します（コミュニティ組織づくり）		C	→	C
18	新たな地域相談役を見つけよう		C	↗	C
19	さまざまな特技を持った「地域の達人」を発掘し、活躍してもらおう		C	→	C
20	専門職の皆さん（看護師、教師等）出番です		C	→	C

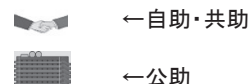
※ 評価基準について

- A：よく頑張りました・・・具体的な動き、成果がある
 B：頑張りました・・・動いてはいるものの成果が無い、成果が少ない
 C：もっと頑張ろう・・・まだ動きがとれていない



今回検証総括	現時点での課題	自助・共助と公助の分類	役割分担（市・社協の取組み）
特定の年代（子育て世代、高齢者）の交流は行われている。			社協・福祉部各課
H25年 85ヶ所 → H28年 97ヶ所に増えた。	地域と関わりの薄い方をどう参加させるか。		社協
	サロンを基盤として、様々な世代や各種団体が参加できる工夫を考える。		社協・福祉部各課
	校区公民館で実施されている公民館事業を活用する。		社協・福祉部各課 ・教育委員会
	一部の校区では行事（お祭り、体験学習等）を通して、交流が継続して行われている。		
空家を活用して介護予防教室を実施。	地域住民集いの場の不足。 校区公民館を地域活動の拠点化推進。		社協・福祉部各課 ・教育委員会
地域で継続して行われている。	活動の継続化（住民意識の醸成）。		全庁
一部の校区で見守り協議会が活動	活動の拡大・継続化（住民意識の醸成）。		社協・福祉部各課
高齢者に関する課題は高齢者相談支援センターを中心に把握されている。	地域（高齢者以外）のニーズや課題を継続して把握する仕組みが必要。		社協・福祉部各課
地域の支え合い活動に企業の協力が得られている。	地域課題と企業を繋げる協議の場が必要。		社協・福祉部各課
区長や民生委員に避難行動要支援者名簿を配布している。	特定の人だけでなく、広く情報共有できる仕組みが必要。		防災危機管理室
自主防災組織 H25年 80ヶ所 → H28年 102ヶ所に増えた。	組織数は増えているが、実動しているのは一部。	 	防災危機管理室
熊本地震による防災意識が高まっている。 （アンケート結果）	防災意識の継続化（希薄化対策）。		防災危機管理室
			市民相談室
地域で安全・安心組織が結成されている。 NPOによるバトラン（ボトリング）活動が始まった。 定期的に講習会が開催され、防犯や交通安全施策が継続して行われている。	住民意識の啓発と継続化が必要。		市民相談室
			市民相談室

今回検証総括	現時点での課題	自助・共助と公助の分類	役割分担（市・社協の取組み）
いきいきサロンの拡大、ボランティアセンターの設立に向けた取り組み等を進めた。	行橋市のボランティア支援体制の見直しが必要。		社協・福祉部各課
活動に必要な情報提供（リストの配布）を行っている。 地域の実情に合わせ、増員を行った。	認知度が低い。（アンケート結果） 職務の重責や高齢化によるなり手不足が深刻化。		社協・福祉部各課
新設されるボランティアセンターに期待。	目的毎のボランティア団体、NPOの整理と活動の場づくり、マッチングが必要。		社協
自治会（184区）加入率 H22年 84.7% → H28年 81%と微減。	自治会加入率の向上。（マンション等の集合住宅）		市民相談室
集落の状況に合わせて地元と協議を行っているが、理解が得られない。	地元の理解が得られない。（基準作り）		市民相談室
いきいきサロンの世話人がサロン内での相談役を担っている。	相談役のあり方（役割等）を整理する必要がある。		社協
			社協
新設されるボランティアセンターで個人登録が行われれば効果大。	特技をもった「地域の達人」や専門職の発掘と活躍できる場の提供。		社協

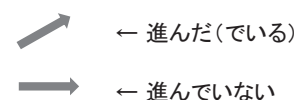


③しくみづくり


活動番号	活動名		前回評価	今回評価	
21	わかりやすい市報やパンフレット・リーフレットづくりに取り組みます		B		B
22	インターネット等の新しい手段を使って情報提供します		C		C
23	情報を広めよう	交流の場を利用して情報を広めよう	B		B
		市民が集まる場を活用して情報を広めよう	C		C
24	保健福祉医療等の専門機関の連携を強めます		B		B
25	相談支援の中核となる地域包括支援センターづくりを進めます		A		A
26	相談対応者の資質を高めます		B		B
27	身近で気軽に相談できる場をつくろう		B		B
28	継続的な意識調査を実施します		A		A
29	個人のくらし、安心を守るためのネットワークをつくります		B		B
30	権利擁護関連事業を周知し、利用につなげます		C		C
31	サービスに関わる行政職員の資質を高めます		A		A
32	福祉分野の計画を周知し、充実を図ります		B		B
33	介護予防のための効果的な事業を広めます		A		A
34	質の高いサービス提供に努めます		A		A
35	災害に備えたしくみづくりを進めます	災害時等に要援護者情報を地域と共有するためのしくみをつくります	A		A
		災害時の危険箇所を把握し、情報提供します（ハザードマップ）	A		A
36	だれもが使いやすい公共施設の環境整備を進めます		B		B
37	だれもが使いやすい道路・交通環境整備を進めます		B		B
38	民間事業者も、だれもが使いやすい施設づくりに取り組もう		B		B
39	「心のバリアフリー」を進めます		A		A
40	安心できる住環境の整備を進めます		—		C
41	公共交通機関の事業者と連携して、必要な交通手段の確保に努めます		B		B
42	新たな移動手段を検討します（移送ボランティア、コミュニティバス、乗り合いタクシー等）		B		B

※ 評価基準について

- A：よく頑張りました・・・具体的な動き、成果がある
- B：頑張りました・・・動いてはいるものの成果が無い、成果が少ない
- C：もっと頑張ろう・・・まだ動きがとれていない



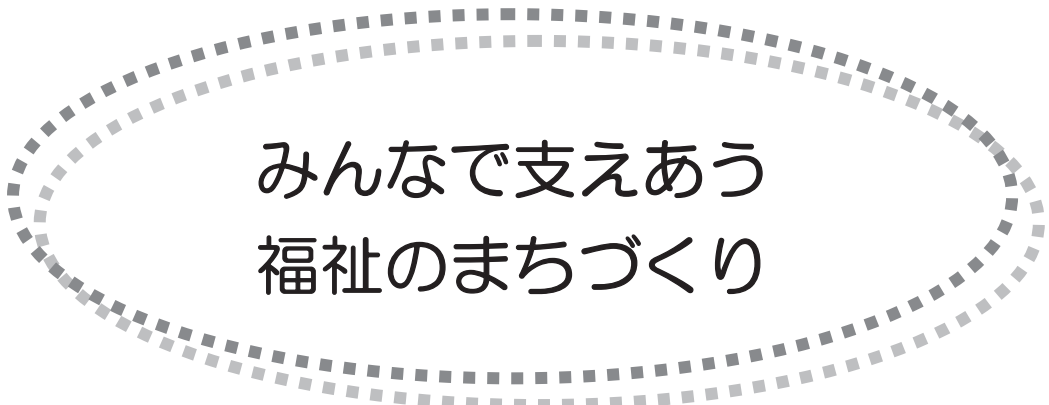
今回検証総括	現時点での課題	自助・共助と公助の分類	役割分担（市・社協の取組み）
転入手続きの際に「福祉ナビ」の配布を実施。市報を活用した情報提供を進めている。	新たな情報提供、情報交換媒体（自由度の高い）の検討。 パンフレット等の紙媒体の更新と配布。		地域福祉課
H26年度にホームページをリニューアル。各課で編集が可能となり、タイムリーな情報提供が可能になった。	市のHPが利用者にとってわかりづらい声がある。若い世代へのアプリ活用の検討。		地域福祉課
いきいきサロンを活用した情報提供が充実。子育て支援センターやスターコロンFMを通じての子育て情報の提供。	活動の継続化。		地域福祉課
医療機関を中心とした一部の協力のみである。	市民が日常利用するその他生活関連施設への協力体制の拡大。		地域福祉課
子育て・児童虐待や権利擁護において関係機関との連携強化が図られた。	ケース毎に対応した柔軟な連携のしくみづくり。		福祉部各課
中学校校区に1箇所設置され、地域の相談窓口として定着しつつある。	相談窓口は増設されているが、窓口がケース毎に分かれているため分かりづらい。 人員の配置等の体制強化が必要である。		介護保険課
研修等により職員の資質の向上は図られている。		全庁	
いきいきサロンの場や民生委員の参加による繋がりが広がっている。又、地域の社会福祉法人等の協力により「交流ステーション」の開設も始まった。		社協・福祉部各課	
各課によるアンケート等を活用したニーズ調査を実施。	地域のニーズや課題を継続して把握する仕組みが必要。（地域毎に住民ワークショップの開催等）		福祉部各課
H24年度より「権利擁護連絡会」を開催。	権利擁護の取組は弱い。今後、専門家等のフォローアップ体制やネットワークの構築・強化が早急に望まれる。		福祉部各課 ・人権男女・教育委員会
個別に権利擁護事業が実施されている。		福祉部各課 ・人権男女・社協	
福祉ナビの活用や研修等により資質の向上に取り組んでいる。	人事異動等に伴う職員の習熟度が低下しているため、補完するしくみを検討する。		全庁
各種計画の認知度が低い。（アンケート結果）	市民にわかりやすく、広く周知する方法を再検討する。		福祉部各課
いきいきサロンの活動が多い地区は認定率（要支援者数）が低い結果が表れている。	継続して取り組んでいくために、活動支援員の確保と育成が必要である。		介護保険課
サービス事業者への定期的な研修会の開催、介護相談員の派遣、実地指導、ケアプランの点検を実施。	サービスに対する外部評価制度の検討。		福祉部各課
毎年度更新された要援護者情報が提供されている。	行政内部で防災に対する取り組みの連携が十分に取れていない。 情報を活用するしくみが不十分である。 広く市民への周知を行い、防災意識の醸成を図る必要がある。		防災危機管理室 ・福祉部各課
H26年度に更新され全戸に配布された。 H28年度、更新される予定である。		防災危機管理室	
既存施設的环境整備（改良等）が一部でしか進んでいない。	予算との兼ね合いで進捗度が低い。 地域の指摘、要望を整理し、担当部署に伝え、優先度を上げる動きが必要である。		全庁
			関係各課
新設や改築時に整備が進んでいる。	今後も法律や条例に基づき進められていく。		関係各課
様々な分野において進んでいると感じる。	継続して福祉意識の醸成を図っていく。		福祉部各課・教育委員会
新設や改築時にバリアフリー化等の整備が進んでいる。	ソフト面（資金等）での環境整備に対する支援が充実していない。		全庁
市内路線バスの路線延長、ダイヤ改正の実施。 H28年3月「行橋市地域公共交通網形成計画」を策定。 「行橋市地域公共交通網形成計画」に基づき、交通空白地に対して地域に即した支援を今後検討していく。	計画に沿いながら、地域の特性に応じた交通・移動手段の確保を進める必要がある。		都市政策課
			都市政策課

 ←自助・共助

 ←公助

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念



みんなで支えあう 福祉のまちづくり

第1期計画策定時やその後に実施した地域ワークショップ、アンケート、地域活動等では、共通するキーワードとして「ふれあい」「つながり」「支えあい」「安心」があがっています。

このことから、多くの市民が、住み慣れた行橋のまちで、さまざまな人とふれあい、つながり、支えあっていくこと、また、だれもが安心していきいきとくらすことができるまちを望んでいることがわかります。

また、このようなまちづくりは、行政だけの取り組みで進められるものではなく、地域の中で主体的に取り組んでいくことが必要との意見も多くありました。

このような意見を踏まえて、この計画の基本理念を「みんなで支えあう福祉のまちづくり」とし、市民をはじめ、地域のさまざまな関係団体・機関や事業者、市が協働して、福祉のまちづくりを進めていきます。

市民の思い ～第1期計画策定時地域ワークショップ合同発表会より～

大切なことは「つなげていこう」ということです。

『おはようございます』『その後どうですか?』『お隣さんはどうしているかしら?』そんなちょっとしたあいさつから、心配りから、小さな交流が始まります。世代を超えて、また、障がいをもつ・もたないなどの違いを超えて交流をつなげていくことで、大きな輪、「つながり」になっていきます。そんなつながりの中で育っていく子どもたちは、きっと『このまちが大好き、行橋大好き』という思いを持って心の中に素敵なふるさとをもっていけるのではないかなと思います。老若男女問わず一人ひとりがいきいきとくらせる、一人ひとりにあたたかい居場所がある福祉のまちにしていきたいなと思っています。

2 基本的視点

基本理念に掲げた「みんなで支えあう福祉のまちづくり」の実現に向けて、本計画では、以下の基本的な視点にたって、計画を推進していきます。

(1) 福祉意識の醸成

地域福祉の原動力となるのは、市民がお互いを思いやる気持ちです。

本計画で定めたさまざまな活動の実施にあたっては、それらの活動に関わる人が、お互いを思いやり、支えあう気持ちを持つことができるよう、配慮していきます。

また、社会的排除の対象となりやすい者への対処、少数者への地域の無理解からくる問題や、場合によっては偏見・差別にいたるといった問題もあり、新たな貧困を含む低所得の問題も地域にある問題として捉える必要があります。

(2) 市民等との協働

本計画は、市民や地域のさまざまな関係団体等の協力なくしては推進できない計画です。このため、市民、地域の関係団体・機関、事業者、社協、市等の各主体が、それぞれ役割を担いながら、連携・協働して、福祉のまちづくりに取り組みます。

(3) 必要なサービスを受けることのできるまちづくり

「みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり条例」第3条第1項第1号における「市民が個人として尊重され、かつ公平に福祉のサービスを楽しむことができるまちづくり」の規定を受け、市民が、安心していきいきとくらすことができ、必要な福祉サービス等を、必要に応じて受けることができるまちづくりに取り組みます。

(4) 男女共同参画の視点

地域福祉を推進する諸活動は、男女共同参画の視点に立脚して展開される必要があります。男性も女性も共に日々のくらしの基盤である地域社会の生活課題に目を向け、その解決のための意思決定や諸活動に参画できるように取り組みます。



3 基本目標

基本目標1 地域づくり

「支えあい」のある、福祉のまちづくりを進める際の基本となるのは、「地域のつながり」です。

第1期、第2期計画においては、地域のつながりを構築する基盤として、「いきいきサロン」をはじめとした地域の交流の場づくりや、地域ワークショップ等で地域の課題を把握・整理する取り組み、自主防災組織の設立等の地域と連携した災害対策や安全なまちづくりの推進を図りました。第3期計画においては、これらの取り組みを継続しつつ、ふれあいから支えあいへ繋がる取り組みを推進していきます。

地域交流の場づくりについては、社会福祉協議会を中心に「いきいきサロン」の拡充を図ることができましたが、今後も未設置地区への整備や小学校区単位での取り組みを行うなどサロン活動のさらなる活性化に努めます。あわせて、交流拠点としての公民館の利便性の向上、新たな交流拠点の発掘、世代間交流の促進など地域のつながりをさらに強化していきます。

地域の課題発見や支え合い活動の促進については、第1期、第2期計画において市内11校区でワークショップを開催し、課題の把握・整理までは実施していますが、その後の課題解決の活動が実践されている地域は少ない状況です。今後は、地域活動の中核を担う自治会組織、校区民児協やいきいきサロンとの連携をより強化しながら、継続して地域ごとの課題を発見し、それぞれの地域にあった解決のための取り組みが実践されるよう支援していきます。また、行政内の所管部署である総務部門と福祉部門で連携しながら、地域と協働して自主防災組織の設立や要援護者情報の把握・共有のしくみづくりに取り組みました。しかし、自主防災組織は平成29年2月現在103団体設立されたものの、地域で防災訓練を行えたのは数団体にとどまっています。今後は、地域での防災訓練の実施を促進しながら、災害時の要援護者支援対策の充実を図ります。あわせて、地域独自で行われている見守り活動や民間事業者と協働した地域活動についても取り組みを進めます。

本計画における『基本目標1 地域づくり』は、市民、地域、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者、行政等みんなが一体となって取り組んでいきます。



基本目標2 ひとづくり

福祉のまちづくりの推進に際しては、「地域づくり」とともに、「ひとづくり」も重要な課題です。

ただし、第1期、第2期計画において、3つの基本目標の中で取り組みが進まなかった分野でもあり、行政と地域等との連携を強化しながら、長期的な視点で推進を図る必要があります。

既存の福祉活動団体の活動促進については、社会福祉協議会との連携や民生委員の定員を増やす等、体制の充実を図ることができました。第3期計画では社会福祉協議会との連携をさらに強化し、社協の計画である「地域福祉活動計画」と本計画を一体として策定し、住民主体の地域福祉活動の推進を支援していくとともに、民生委員の負担軽減や活動の充実、自治会組織との連携強化を図ります。

また、ボランティア・NPOについては、所管部署である「市民相談室」と、社会福祉協議会が整備した「ボランティアセンター」とも連携しながら、ボランティア・NPO団体の育成・支援の取り組みを進めます。

地域の新たな人材等の発掘・育成については、どこが主体的に進めるか明確にしていなかったため、具体的な取り組みを進めることができませんでした。今後は「団塊の世代」等の新たな地域人材となりうる層の動向を的確に踏まえながら、地域での新たな相談役の育成をはじめ、地域の中でさまざまな趣味・特技を持っている人や看護師等の専門的な資格を持っている人、福祉活動に意欲・興味を持っている人に活躍してもらうためのしくみづくりなど、社協ボランティアセンターが地域の人材発掘・育成に取り組めます。

本計画における『基本目標2 ひとづくり』は、社会福祉協議会及び社協ボランティアセンターが主体的に取り組んでいきます。



基本目標3 しきみづくり

「しきみづくり」については、高齢者、障がい者、子ども等の個別の福祉分野に共通する、福祉分野全体での情報提供・相談体制づくりや、福祉関連サービスの充実、人にやさしい住環境づくり等の取り組みが進んできました。

行政が主体となる“公助”が多い分野であることから、3つの基本目標の中でも多くの具体的な取り組みが推進できた分野ではありますが、情報提供や権利擁護のしきみづくり等、さらなる充実が必要なものや生活困窮者自立支援方策に関するものといった新たな取り組みも始まりました。

また、国が検討を進めている「一億総活躍プラン」の「地域共生社会の実現」にむけ「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制の整備に向けて取り組んでいきます。

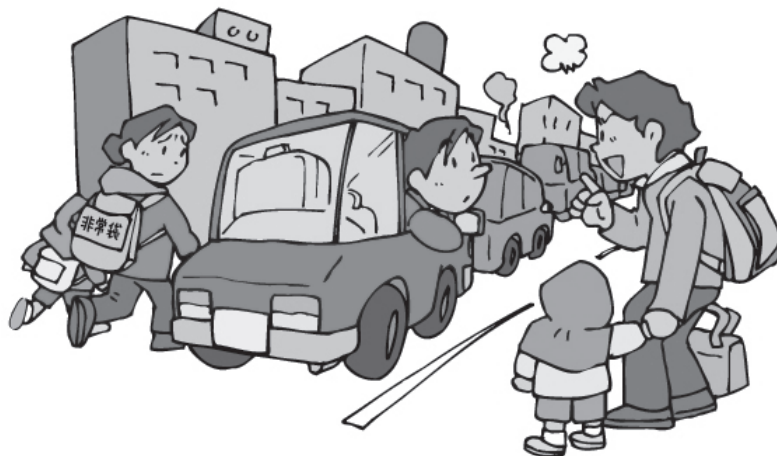
情報提供については、情報技術（IT）等を活用したホームページ等の情報提供媒体づくりなど、市民のニーズにあった多様な情報提供手段の整備に取り組めます。

また、医療介護保健福祉等の専門相談機関間の連携強化を進め、「高齢者相談支援センター」や「ゆくはし生活相談センター」などの体制整備等により、地域福祉等に関わる課題発見・相談体制の充実や権利擁護体制の充実を図ります。

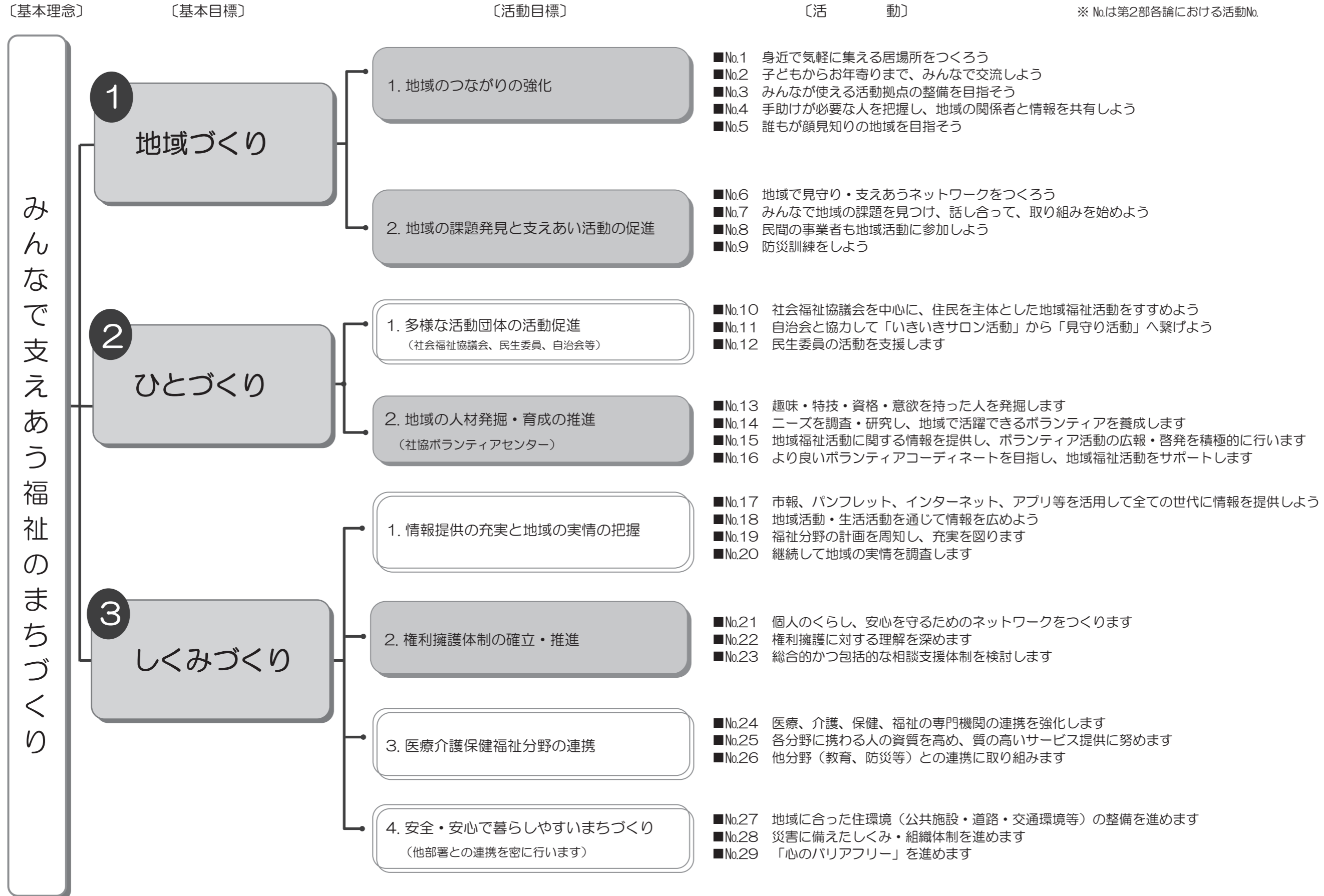
災害対策については、基本目標1において、地域での自主的な避難支援活動を促進するとともに、「地域防災計画」や「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、地域と連携しながら災害時に備えたしきみづくりを推進します。

さらに、安全・安心で暮らしやすいまちづくりの一環として、だれもがくらしやすく、地域特性に応じた住環境づくりに関係部署と連携して取り組んでいきます。

本計画における『基本目標3 しきみづくり』は、行政が主体的に関係機関と連携して取り組んでいきます。



4 計画の体系



5 「地域」福祉生活圏のイメージ

この計画でいう「地域」の範囲は、概ね以下のとおりに整理しています。

<基礎圏域（小地域）>

自治会の圏域（区・行政区）：市民の生活に最も身近な圏域であり、交流や支えあいなどの日常的な地域活動の基礎となる単位です。

<小圏域>

小学校区の圏域：基礎圏域（小地域）での取り組みでは解決することが難しい問題等に対し、近隣の小地域同士の活動が結びついて取り組みが行われる範囲です。

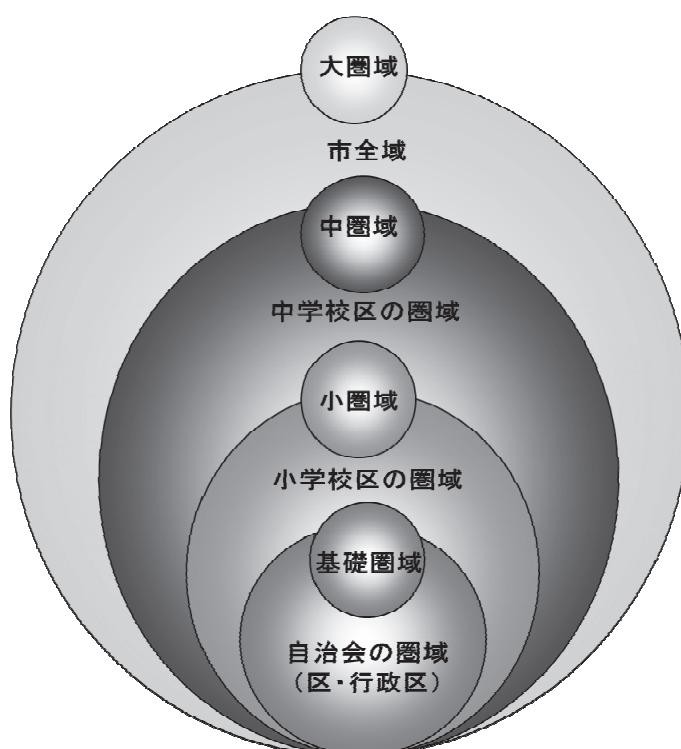
<中圏域>

中学校区の圏域：小学校区単位でも解決することが難しい問題等に対して、対処する単位です。高齢者相談支援センター等地域住民の福祉活動や福祉サービス提供拠点整備の範囲です。

<大圏域>

市全域：市全体で取り組むべき課題や、全体で取り組んだ方が効率的なことについては、市全域で取り組みを進めます。広域なボランティア・市民活動や介護保険等の福祉サービスといった市全域での活動やサービスを提供する範囲です。

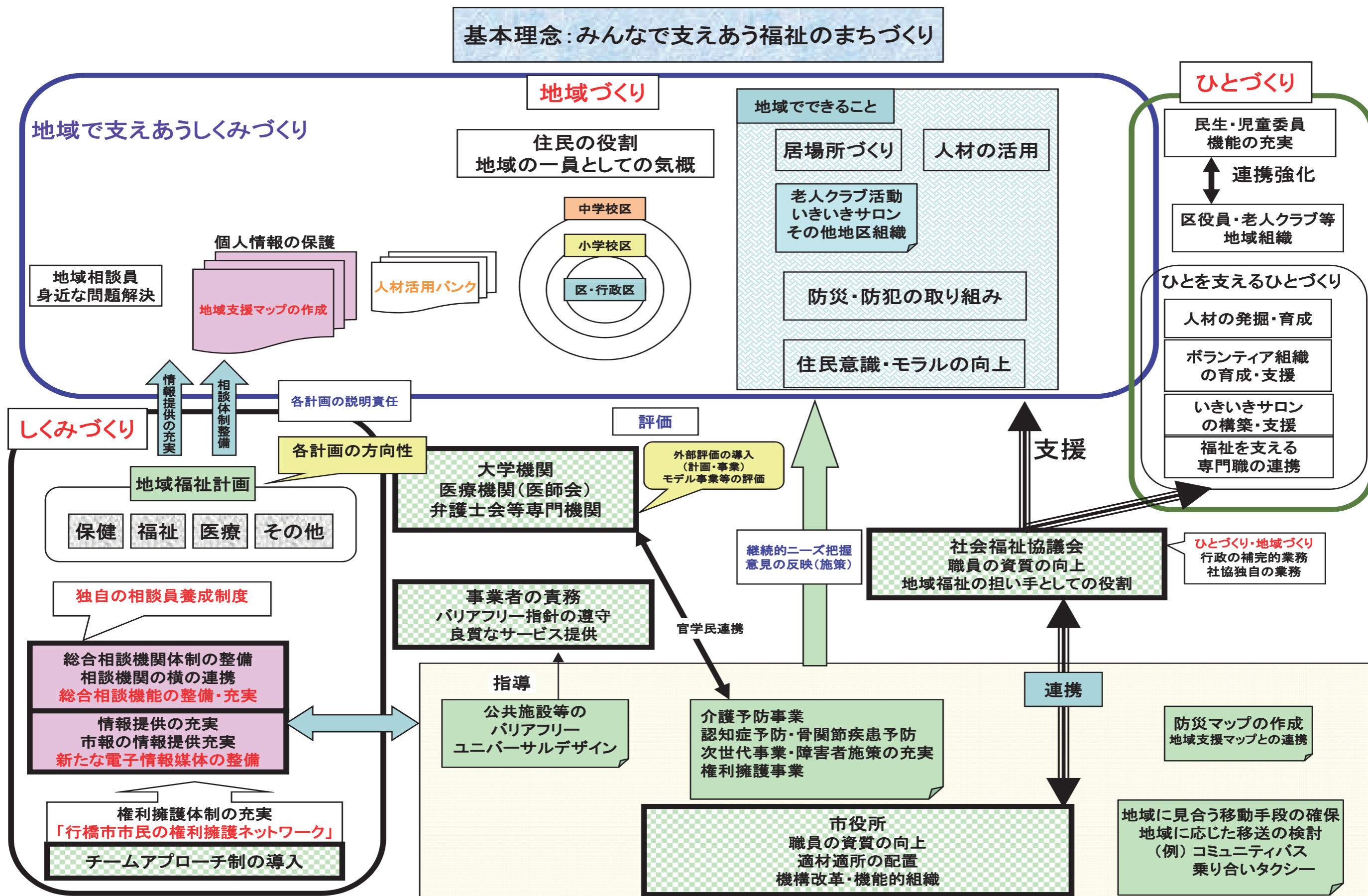
■ 地域福祉生活圏のイメージ ■





<計画の概要（グランドデザイン）>

各基本目標・活動目標は相互に関係があります。それぞれの関係性を整理すると、以下のようになります。



第2部 各論

第2部各論の見方

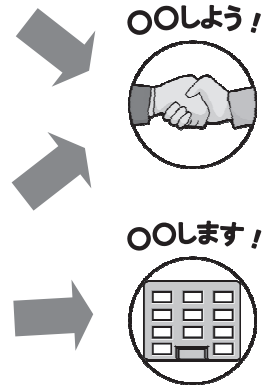
- ★ 第2部各論では、3つの基本目標の下に複数の「活動目標」を設定し、各活動目標に基づいて、市民や地域、市や社会福祉協議会等で協働して取り組む具体的な「活動」を掲載しています。
- ★ 各活動の「活動名」の欄には、その活動の主な担い手を示すため、次のようなマークを掲載しています。

《「活動名」欄のマークの意味》

市民や地域で主体的に取り組んでいただきたい活動
（「自助・共助」が主）

市民や地域、市や社会福祉協議会が同じくらい協力しあって
進める活動（「自助・共助」と「公助」で協力しあって）

市や社会福祉協議会が主体的に取り組む活動
（「公助」が主）



- ※ 自助：個人や家庭による自助努力
共助：地域の連携による助け合い
（共助には、身近な人達による助け合い「互助」活動も含む）
公助：公的な制度による福祉サービスの提供

- ★ 各活動の「役割分担」の「市民・地域ができること（自助・共助）」欄には、その役割を主に担う「地域」の規模を示すため、前頁の生活圏域をあらわすマークを掲載しています。※地域の規模が明確に示せない活動については、マークをつけていません。

《「役割分担（自助・共助）」のマークの意味》

自治会：

小学校区：

中学校区：

第1章 基本目標1 地域づくり

1 地域のつながりの強化

基本的な考え方

支えあう地域づくりの第一歩は、地域の中でのつながりづくりです。アンケートの結果からわかるように地域での交流の場・機会づくりが強く求められています。

本市では、このような地域での交流の場として、市社会福祉協議会と自治会や民生委員等の関係者との連携により、高齢者等を主対象とした、いきいきサロンの設置が進められてきました。平成29年2月現在の設置箇所数は市内99箇所、第1期計画策定時の実績（平成22年1月時点で69箇所）から着実に増加し、地域交流・ふれあい活動の中核として、さまざまな交流活動が展開されています。今後も引き続き未設置地区等を中心に、設置箇所の増加を図るとともに、既存サロンの活動の維持や各小学校区内のサロンが協働で行う取り組みを支援します。

世代間交流については、地域のいきいきサロン、老人会、子ども会等、世代ごとの取り組みは行われていますが、団体間の交流の機会は少ないのが現状です。世代を問わず参加できるような地域行事の活性化を支援します。

地域交流の活動拠点については、第1期、第2期計画を通して「公民館」を拠点として想定していますが、アンケートから主な利用目的は地区の集会・寄合という認識が強いことがうかがえます。「交流の場」としての公民館利用を推進し、あわせてハード・ソフト両面から公民館の利便性の向上に努めます。また、近年増加している空き家など新たな交流拠点として有効活用できるような施設を、地域と連携して情報収集・共有し、活用方法を検討していきます。



～私たちのアイデア～ (第1期計画策定後の地域ワークショップより)

<居場所づくり>

- ★ マンションの1Fとかに人々の交流の場ができれば。
- ★ 地域に障害者の人が集まれるところ (いきいきサロンのような) があればと思う。若い世代 (~60代) の集まる場所が欲しい。
- ★ 高齢者が集まれる場所 (区) を作ってほしい (あまり歩けないが元気な人も多い)。

<いきいきサロン>

- ★ いきいきサロンの体操のメニューを60代等の若い世代向けのものも作る (男性や若い層の参加が少ない、参加してほしい人が参加してくれない)。
- ★ いきいきサロンと老人会の連携が必要である。
- ★ いきいきサロンの内容の拡充が必要である (バスハイク、食事、土日祝日開催による子どもとの交流 等)。
- ★ サロン同士の交流・相談会を開催し、更に活動を充実させたい。

<世代間交流>

- ★ 小学校・公民館で昔遊びの教室を開く。
- ★ 老人会と子ども会を一緒に行う。
- ★ 子どもと高齢者の交流を進める (戦争体験の伝承、果樹園での果物狩り、漁業体験等)。
- ★ 小学校の空き教室を利用して高齢者が集まったり、地域交流をする場になるといい。

<交流拠点>

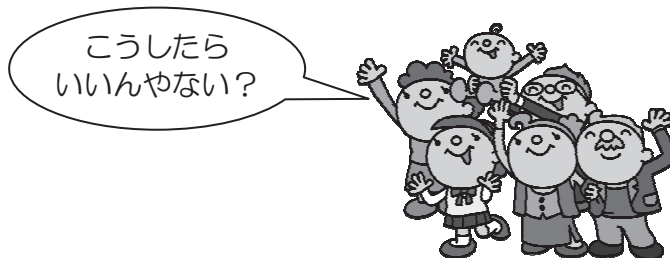
- ★ 人の交流ができる公園を整備する。
- ★ 空き家を活かした施設を作る、空き家を有効活用する。

<老人クラブ>








- ★ 老人クラブと地域の若い層での交流が必要である。
- ★ 老人会の加入促進のため、名称を変える (名称に抵抗がある)。





<子ども会>

- ★ 子ども会と老人会を合わせた会にする。
- ★ 子ども会活性化の為に話し合いを、保護者・地域・学校で行う。



具体的な取り組み

No.	活動名	課題・問題点等 (活動を計画するに至った理由)	活動内容	役割
				市民・地域ができること (自助・共助)
1	身近で気軽に集える居場所をつくろう 	支えあう地域づくりの前提として、地域の住民同士が知り合うことの必要性が指摘されています。その中で地域の交流・ふれあい活動の中核として、いきいきサロンの設置が広がっていますが、未設置地域もあり、今後どのように発展させていくのかを問われています。	さまざまな人が気軽に参加して交流できる、居場所を地域の中に増やします。小学校区単位で協働したサロン活動を行います。	■ 交流の場・居場所づくりを企画し、運営する 
2	子どもからお年寄りまで、みんなで交流しよう 	高齢者と子ども・若者等の世代間の交流が少なくなっています。	地域の中で世代間交流ができる場を増やします。世代間交流に関する情報収集・発信を行います。	■ いきいきサロンや老人会と子ども会等、世代ごとのグループを結びつける機会をつくる
3	みんなが使える活動拠点の整備を目指そう  	地域にいて、日常的な交流・居場所づくりを促進するためには、それぞれの拠点となる「場所」が必要です。校区公民館や地域の集会施設がありますが、機能、キャパシティ的に十分でないのが現状です。また利用目的によって、行政が整備しなければいけないもの、地域のみなさんで整備していただくもの、その他有効に利用できる施設を見出し活用することが必要です。	公民館をはじめ、空き家・空き店舗、学校施設等の地域資源を活用して、交流・居場所づくりの拠点を確保します。介護施設の一部など新たな活動拠点を見出します。	■ 交流の場・居場所として活用できる場所を見つけ活用する ■ 空き家に関する情報提供を行う
4	手助けが必要な人を把握し、地域の関係者と情報を共有しよう  	地域においては、行政区単位で地域支援マップの作成を行い、活用しているケースがありますが、市全域において展開されているわけではありません。	災害時要援護者の把握については、市で情報把握・整理を行います。災害時にどのような情報が必要か確認します。災害時だけでなく、日頃の見守り活動にも活用します。	■ 地域でルールを決めて要援護者の把握や情報共有を行う。  
5	誰もが顔見知りの地域を目指そう 	いきいきサロンの拡充により、地域の住民同士のふれあいについては着実な成果ができていますが、人と関わりたくないという人も一定数存在しています。そのような人達を地域に参加させるためのきっかけづくりが必要です。	地域でのあいさつ・声かけを促進します。自治会等に参加していない方でも気軽に参加できるような行事を開催し、地域参加のきっかけづくりにします。	■ 地域であいさつ・声かけを広める。 ■ だれもが楽しめる行事を企画する。

分 担	年次計画						目 標
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
<p>市・社協が取り組むこと （公助）</p> <p>■ 地域での交流・居場所づくりを支援する（情報提供や助成等）</p> <p>【社協】 【福祉部関係課】</p>	1ヶ所設置 ○	1ヶ所設置 ○	1ヶ所設置 ○	1ヶ所設置 ○	1ヶ所設置 ○	1ヶ所設置 ○	全 105ヶ所設置
<p>■ 地域での世代間活動を支援する（情報提供や助成等）</p> <p>【社協】 【福祉部関係課】 【教育委員会】</p>	情報収集 ○	検 討 ○	推 進 				推 進
<p>■ 公民館のバリアフリーや利用しやすいしくみづくりを行う。 【教育委員会】</p> <p>■ 介護施設、福祉施設等の一部を活用できるよう地域と施設を橋渡しする。 【福祉部関係課】</p> <p>■ 空き家、空き店舗や余裕教室等の状況を確認し、活用方法を検討する。 【社協】 【福祉部関係課】 【教育委員会】</p>	情報収集 ○	検 討 ○	実 施 				実 施
<p>■ 地域での自主的な情報把握・共有を支援する（情報提供、地域支援マップ作成支援等）</p> <p>■ 要援護者の情報を地域と共有する</p> <p>【防災危機管理室】 【社協】 【福祉部関係課】</p>	推 進 						推 進
<p>■ 地域でのあいさつ・声かけの大切さを啓発する。</p> <p>■ 地域行事の開催を支援する。</p> <p>【全庁】</p>	推 進 						推 進

2 地域の課題発見と支えあい活動の促進

基本的な考え方

日常的な交流・ふれあい活動が進むことにより、地域の中で、自主的に地域の課題が把握できるようになることが期待できます。

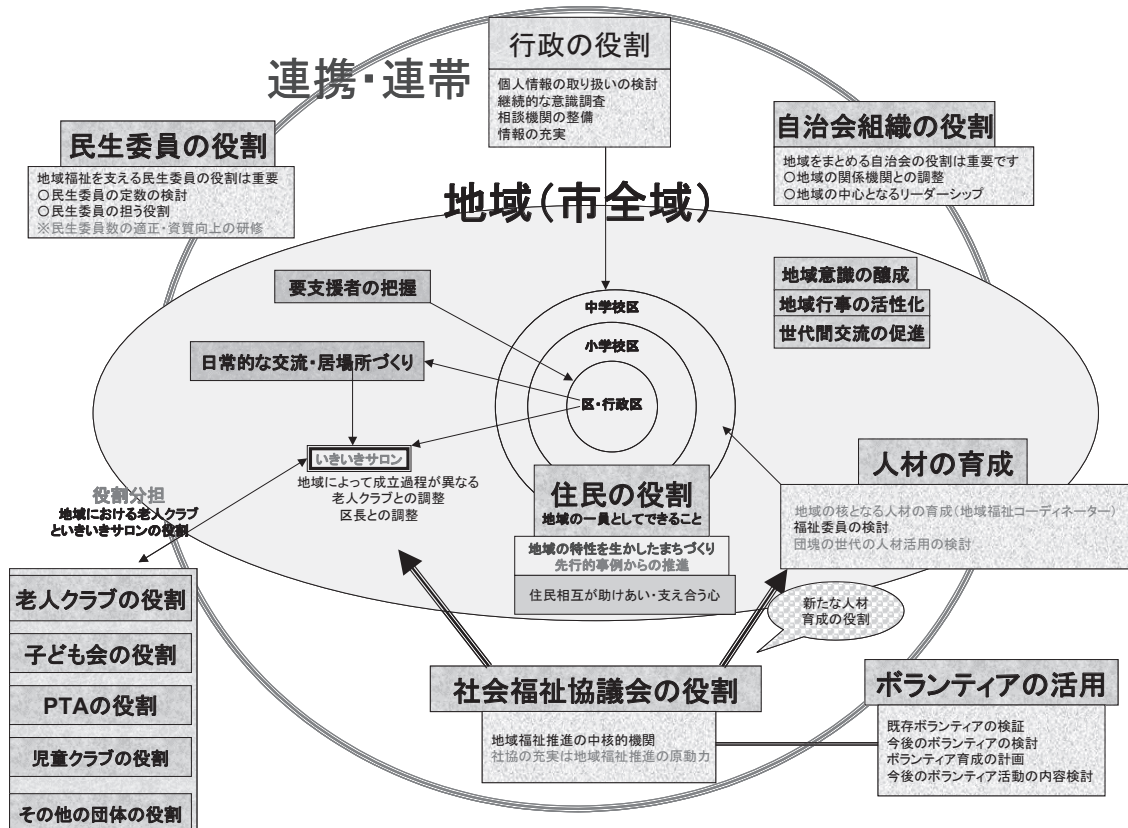
第1期計画では地域で支えあうしくみづくりの一環として、まず「支援を必要とする人（高齢者・障がい者・子ども等）」の情報収集・共有を図るため、高齢者支援マップの整備や、災害時要援護者の実態調査に取り組んできました。第2期計画では、調査等で把握した情報を活用し、地域の関係者間のネットワークが生まれ、地域の自主的な見守り・支えあい活動が芽吹いてきました。

しかし、地域には、独居高齢者の孤独死、認知症による徘徊、行政情報だけでは見つけにくい生活困窮者の存在などといった様々な課題があります。それらの課題について地域で検討し、地域で解決に向けた活動を行います。

また、解決策の検討・実践にあたっては、地域活動の中核を担う自治会組織との連携が必要不可欠との意見が多数あがっていることから、自治会組織と連携したワークショップ開催等もあわせて支援していきます。

さらに、民間事業者にも、地域の支えあい活動の担い手として活躍してもらえよう、理解・協力を求めています。

■ 支えあう地域づくりにおける関係者の役割（イメージ） ■



～私たちのアイデア～ (第1期計画策定後の地域ワークショップより)

<支えあいネットワークづくり>

- ★ 高齢者（一人暮らし）が多いので皆で声かけをする。
- ★ 見守り隊をつくる。
- ★ 高齢者の見守り活動を行う。

<ひとり暮らし、孤独死対策>

- ★ 孤独死に取り組むボランティア団体をつくる。
- ★ 孤独死予防に取り組む（近所への声かけ、新聞配達や牛乳配達と連携して確認、毎朝“旗”を出す 等）。
- ★ 独居の方のゴミ出しの手伝いをする（安否確認になる）。

<地域関係者の連携強化>

- ★ 地域の区長等とのワークショップを行う。
- ★ 公民館、区長、組長などの集まりの場をつくる。
- ★ 区長会とPTAが連携する。

<地域ワークショップ>

- ★ 世代によっては“ワークショップ”という横文字に抵抗がある。語り合う場、意見を聞く場など、名称を使い分ける。
- ★ 公募参加者を増やすには、参加して得ることがある、興味をひくようなテーマ設定、身近な小さいテーマ設定が必要。テーマ別・年齢別で開催してはどうか。












<災害時対策>

- ★ 自主防災組織をつくる。
- ★ 災害時の避難組織図をつくる。
- ★ 災害時の安否確認の体制をつくる。
- ★ 災害時にそなえ、日頃から地域で訓練をしたり、助けが必要な人の情報を共有する。
- ★ まず防災訓練をやってみることが大事。災害時に何が必要かわかるようになる。地域の各組織が連動して訓練をすべき。行政情報の活用も大切。

こうしたら
いいんじゃない？



具体的な取り組み

No.	活動名	課題・問題点等 (活動を計画するに至った理由)	活動内容	役割
				市民・地域ができること (自助・共助)
6	地域で見守り・支えあうネットワークをつくろう 	地域ではさまざまな関係者が、高齢者・障がい者・子どもなど、さまざまな支えが必要な方の把握・見守り・支援を行っています。関係者同士の連携が少ないとの指摘があります。 地域で自主的な支えあい活動を行いやすいよう関係者同士の連携が求められています。	自治会や民生委員、老人クラブ、ボランティア等の関係者の連携やネットワークづくりを促進します。 また市民がやりがいや楽しみを感じながら主体的に支えあい活動に参画できるようしくみを作ります。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支えあい活動を行っている関係者のネットワークを作る  ■ 支えあい活動の参加者を増やす 
7	みんなで地域の課題を見つけ、話し合っ、取り組みを始めよう 	行政職員と地域の関係者の連携は、単発的ではなく、継続的に話し合いを重ねることが必要です。 各地域関係者から「地域活動の中核を担う自治会組織と連携を進めていきたい」という声が多くあがっており、自治会と連携してワークショップを開催することも必要です。	地域で定期的な話し合いやワークショップを開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 話し合いやワークショップ等を開催・参加する 
8	民間の事業者も地域活動に参加しよう 	地域住民と民間事業者のつながりは営利活動にとどまらず、衣食住全てにおいて重要な役割があります。 福祉の担い手として事業者だからこそ可能な役割を整理し共通理解する必要があります。	さまざまな民間事業者に対して、地域の支えあい活動への理解・協力を要請していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支えあい活動の担い手となり得る民間事業者は地域での活動に協力する 
9	防災訓練をしよう  	災害発生時は地域の支援活動が最も有効であり、地域からの支援を望む人が多くなっています。そのため災害発生に備えた防災訓練・避難訓練を地域のさまざまな組織が連携して実施することが必要です。 また災害時の避難所について地域で周知が不十分だったり、避難しづらい場所が指定されていたり、避難所自体が使いづらい地域もあります。 災害の発生に備え、市民一人ひとりが災害に対する心構えや、防災のための知識を身につけておくことが必要です。	地域住民による自主防災組織の設立を促進します。 自主防災組織を中心に、災害発生時の連絡や支援方法等のルールづくりを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自主防災組織を設立する 
			地域での防災訓練の実施を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災訓練を企画・実施する 
			避難所を確保し、周知を徹底します。 避難所のバリアフリー化に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の避難所としてふさわしい場所を検討する
			防災に関する意識啓発、情報提供を行います。 情報機器を活用して災害情報を入手します。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共機関等の災害情報メールを活用する。

分 担	年次計画						目 標
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
市・社協が取り組むこと (公助) ■何か支えが必要な人のためのネットワークづくりを支援する(先行事例の情報提供、会議支援等) 【社協】 【福祉部関係課】 ■支えあい活動を活性化するためのしくみを検討する 【社協】 【福祉部関係課】	地域で拡充						地域で拡充
■地域でのワークショップ開催・運営を支援する 【社協】 【福祉部関係課】	2校区以上で開催 ○	2校区以上で開催 ○	2校区以上で開催 ○	2校区以上で開催 ○	2校区以上で開催 ○	2校区以上で開催 ○	11校区で開催
■支えあい活動の担い手となり得る民間事業者に対する啓発や協力依頼を行う 【社協】 【福祉部関係課】	現状把握 ○	検 討 ○	実 施				実 施
■自主防災組織の設立を支援する(情報提供、マニュアル作成支援等) 【防災危機管理室】 【消防本部】							
■地域での防災訓練実施を支援する(企画・運営支援、人材派遣等) 【防災危機管理室】 【消防本部】	地域防災計画で実施						
■適切な避難所を確保し、周知する 【防災危機管理室】 ■障がい者等の避難所として福祉施設を確保する 【防災危機管理室】 【福祉部関係課】							地域防災計画で実施
■広報や講習会等で防災に関する情報提供や意識啓発を行う 【消防本部】 【防災危機管理室】 【教育委員会】							

第2章 基本目標2 ひとづくり

1 多様な活動団体の活動促進 (社会福祉協議会、民生委員、自治会等)

基本的な考え方

(1) 社会福祉協議会

行橋市社会福祉協議会(以下「社協」という。)では、地域が抱える様々な福祉課題に対して、住民の皆さんと共に考え、互いに協力して課題解決を図るため、福祉のまちづくりを進めるための指針である「地域福祉活動計画」(計画期間平成22年度～平成26年度)を策定し、計画の実現に向けて様々な事業に取り組んできました。

平成29年度から、より一層、行政との連携を図り、また、住民の方にも一目でわかるように、新たな「地域福祉活動計画」は「行橋市地域福祉計画」と一体的に示す計画として策定します。

社協の使命は、「住民主体による地域福祉の推進」です。それは、「住み慣れた地域において、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域づくり」につなげるものです。具体的には、生活の場である地域において課題を把握し、その解決において、制度やサービス提供以外に、住民同士や当事者、地域の様々な団体が主体的に支えあう風土を醸成し仕組みを構築していくことです。

このため、社協では、「いきいきサロン活動」による支援を中心に小地域の組織化を図ってきました。現在99カ所122行政区に設置済みではありますが、今後さらに活動を展開するためには、地域福祉活動の担い手不足や活動者の高齢化など大きな課題があるのも現実です。

これまで述べて来たものは、高齢社会における介護予防に視点をおいた取り組みですが、一方で社会的孤立や生活困窮など見逃せない新たな課題も顕著になっています。このような新たな課題は、高齢者介護や障害者支援の中にも存在し、また、輻輳化し、切り離せない現状にあります。

このように地域福祉全般を見渡し、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域にするため、生活支援の体制整備、制度の狭間の問題への対応、制度間の連携を積極的に行うとともに自治会、民生委員会、老人クラブ等多様な団体と連携して、地域全体で支えあう仕組みを創り上げ、市民一人ひとりが社会参加できるまちづくりを目指します。

（2）民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、地域住民からの生活に関する相談への対応や情報提供等の活動を行う、民間の奉仕者です。また児童委員は児童福祉法（第16条第2項）で民生委員が兼ねるとされています。

本市では、平成28年に4人の定員増が実現し、平成29年2月現在133人が活動しています。

今後の地域においては、少子高齢化の進行や生活困窮者の問題など、さまざまな地域課題が増加・複雑化し、民生委員に求められる役割はさらに重要になります。このため、民生委員への負担増加やなり手不足が懸念されており、活動の充実に向けて、担当世帯数の適正化等により負担軽減を図るほか、研修等による資質向上や他の関係団体との連携を強化していきます。

（3）自治会

本市では平成29年2月現在、187の行政区が存在し、184の自治会組織が構成されています。地域福祉を推進していく上で自治会組織と連携を図っていくのは必要不可欠です。特に小地域福祉活動において、日常的な交流や支えあい活動の基盤となります。地域住民同士のふれあいをステップアップして住民相互の支えあいへつなげていきます。

～私たちのアイデア～（第1期計画策定後の地域ワークショップより）

<民生委員>

- ★ 民生委員の負担が大きい。負担軽減が必要である。
- ★ 民生委員と区長さんとの連携が必要である。
- ★ 民生委員の任期を短くする。

<人材発掘>

- ★ 交通手段が少ないので、近所の方や車を持っている方が助け合っていくといい。
- ★ 高齢者が集まって何かの“仕事”ができればいい。


<校区・行政区・自治会活動>

- ★ 昔ながらの地元の人と新しい人達（アパート）とのつながり、既存の会に参加しない人たちとのつながりづくりをする。
- ★ 区に入らない人について、入るきっかけをつくる（講座とか）。
- ★ 地域デビューのきっかけを作る（65歳以上になると老人会に誘うなど）。

こうしたら
いいんじゃない？



具体的な取り組み

No.	活動名	課題・問題点等 (活動を計画するに至った理由)	活動内容	役割
				市民・地域ができること (自助・共助)
10	社会福祉協議会を中心に、住民を主体とした地域福祉活動をすすめよう 	福祉のまちづくりの主人公は市民です。市民がまちづくりに主体的に関わるためには、互いに尊重し、生きる力を高めあう関係を作ることが必要となります。そのため、市民が福祉意識を高める取り組みを社協が中心となり推し進め、多くの市民が地域福祉活動に参画できるよう求められています。	小地域福祉活動・ボランティア活動を積極的に行っている市民に協力して頂き、地域での福祉的課題について話し合い、その解決方法を検討し、各地域に見合った支え合いの仕組みを再構築することを目的とした「行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会」(仮称)を設置します。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉協議会を中心に、地域での連携を強化します
11	自治会と協力して「いきいきサロン活動」から「見守り(支えあい)活動」へ繋げよう 	地域住民同士の間人関係をさらに住民相互の見守り(支え合い)活動の展開に繋げていく「であい」「ふれあい」から「支え合い」へのステップアップさせていくことが、これからの「いきいきサロン活動」の目標です。	「行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会」(仮称)による小地域福祉活動部会において、積極的にいきいきサロン活動を支える世話人の育成・支援に努めます。また、地域で暮らす高齢者、障がい者、子育て中の親など、生活課題を抱えた人たちが、地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、課題解決に向けて、小地域で行う見守り(支え合い)の仕組みなどの実践報告会を各小学校区単位で実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域住民同士の間人関係を深めます ■ 「見守り(支えあい)活動」に参加します
12	民生委員の活動を支援します 	地域ニーズの多様化、担当世帯の増加、困難事例の増加等により、民生委員の負担が増大しています。このことにより、民生委員の仕事・役割を見直す必要があり、適正配置が求められています。	民生委員の仕事内容の見直しを行い、担当世帯数を考慮した適正人員の確保と配置を行います。また必要に応じた研修等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人員の適正配置や研修等に取り組む(民生委員) ■ 民生委員の仕事の見直しを行う(民生委員協議会)
		担当地区の民生委員を知っている人は市民の4割程度、活動内容について理解している人はさらに少ないため、市民への認知度と活動への理解を広めることが必要です。また、複雑化する社会福祉制度の情報を収集し、民生委員活動につなげていくことが必要です。	民生委員活動の周知や、地域との連携強化等の活動支援を図ります。また活動に必要な情報収集・情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民生委員活動のPRを行う(民生委員) ■ 地域(自治会組織)との連携を強化する(民生委員)

分 担	年次計画						目 標
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
市・社協が取り組むこと (公助)							
■活動内容を充実し、組織体制の見直しを検討する 【社協】 ■研修等により職員の資質向上を図る 【社協】 【福祉部関係課】	設 置 実 施						実 施
■「見守り（支え合い）活動」を「行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会」と連携し、出前講座を実施します 【社協】 【福祉部関係課】 【市民相談室】	検 討 協 議 ○	実 施	実 施				実 施
■人員の適正配置について検討・見直しを行う 【福祉部関係課】	4名増員 ○	分 析 ○	分 析 ○	見 直 し			定期的に見直しを行う
■必要に応じた研修等を実施する 【福祉部関係課】	随時実施						随時実施
■広報等による民生委員活動の周知を行う 【福祉部関係課】	広報誌等による継続的実						継続的実施
■地域との連携を支援する 【社協】 【福祉部関係課】	随時実施						随時実施
■活動に必要な情報を収集して提供する 【社協】 【福祉部関係課】	継続的な情報提供						継続的な情報提供

2 地域の人材発掘・育成の推進（社協ボランティアセンター）

基本的な考え方

社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、地域の多様な課題の解決に向けて、ボランティア・地域福祉活動の再構築を行うため、ボランティアセンターの整備を行いました。

今後、ボランティアセンターは、課題の原因等を追求し、新たなアプローチ方法により新規活動者の開拓を行います。「潜在者への働きかけ」「活動希望者への対応」「活動者への支援」を充実し、趣味、特技、意欲を持った人材の発掘・育成を行います。また、ボランティア・地域福祉活動の拠点として、活動者同士の交流促進や、情報発信、広報・啓発活動を重点的に取り組み、地域福祉活動がより身近で活発なものとなるように育成・支援を行います。ボランティアセンターはより良いボランティアコーディネートを目指し、潜在者、活動希望者、活動者それぞれに合わせた支援を提供し、総合的なサポートを行います。

地域の多様な課題の解決には、テーマ型組織として性格が強いボランティアだけではなく、地縁型組織としての性格が強い小地域福祉活動の両面からのアプローチが必要です。この両面からのアプローチが、自助・共助の力を高め、地域福祉推進の大きな役割を担います。社協ボランティアセンターは本計画における「ひとづくり」を担う位置づけとして計画に基づき事業を展開します。

～私たちのアイデア～（第1期計画策定後の地域ワークショップより）



<ボランティア・NPO>





- ★ ボランティアしたい人・必要な人が積極的に手を上げ、結びつけられるしくみをつくる。
- ★ ボランティア情報を市報に掲載する。
- ★ 日常生活支援ボランティアがほしい（出かけるときの送迎、買物代行、ゴミ出し等）。
- ★ 学生のボランティアを活用する。
- ★ 老人ボランティアグループを創設する。
- ★ 定年になった方が車の送迎をしてくれたら（NPO）。
- ★ 送迎のボランティアがあれば良い。

こうしたら
いいんじゃない？



具体的な取り組み

No.	活動名	課題・問題点等 (活動を計画するに至った理由)	活動内容	役割
				市民・地域ができること (自助・共助)
13	趣味・特技・資格・意欲を持った人を発掘します 	さまざまな趣味・特技・資格・意欲をもった人を地域の活動につなげるためのしくみが必要です。	ボランティア個人登録カードに人生で培ってきた技術や知識を明確に記入して頂きます。また、一人ひとりの得意分野や経験を詳しく聞き取り、「ボランティア活動者情報リストマップ」を作成します。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域活動・行事を通じて、互いの趣味・特技・資格（できること）をキャッチし、提供に努める ■特技を活かして、楽しみながら地域の活動に参加する ■地域の人材を活用する
14	ニーズを調査・研究し、地域で活躍できるボランティアを養成します 	どのようなボランティアが市民から望まれているのか？また、ボランティア希望者がどのような活動をしたいのか？を調査し、潜在化したニーズの掘り起こしが必要です。	地域福祉活動ネットワーク推進協議会（仮称）によるボランティア部会において、地域福祉に関する意見を求め、どのようなボランティア講座が必要なのか？などを調査・研究し、新たな地域福祉課題や市民に関心が高いテーマを発掘しボランティアの養成を行い支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ■話し合いやワークショップ等の開催・参加 ■アンケート、ニーズ調査等の協力
15	地域福祉活動に関する情報を提供し、ボランティア活動の広報・啓発を積極的に行います	地域福祉活動を支援するための情報提供の充実を様々な媒体や機会を活用し、市民に対して地域福祉活動やボランティア活動に関する情報提供を進めることが求められています。	ボランティア活動者の普及にむけて地域の情報誌や社協が発行している広報誌「ゆうあい」に情報を掲載し、年数回のボランティア情報誌「かけはし（仮）」を発行します。 また、新たなホームページを作製し、積極的に広報・啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ■ボランティアセンターを利用し、地域福祉に関する情報を地域で還元する
16	より良いボランティアコーディネートを目指し地域福祉活動をサポートします	ボランティア活動をしたい人、ボランティアを必要としている人を結びつける役割が必要です。	ボランティア活動の意味や目的、活動のオリエンテーションなどボランティア活動がしやすい状況を作り上げることを目指し市民の地域福祉活動をサポートします。	<ul style="list-style-type: none"> ■ボランティアセンターを利用し、活動の情報の整理・振り返りを行い、活動の質を高める。

分 担	年次計画						目 標
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
市・社協が取り組むこと (公助)							
<ul style="list-style-type: none"> ■「ボランティア活動者情報マップ」を作成します ■社会福祉協議会を中心に、地域の人材が活躍できる活動内容を検討する 【社協】 【福祉部関係課】 	検 討 協 議 ○	登 録 					登 録
<ul style="list-style-type: none"> ■地域でワークショップを開催する ■アンケートを実施する 【社協】 【福祉部関係課】 	検 討 協 議 ○	実 施 					現状分析・検討
<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉活動の情報を整理し、地域に情報提供する 【社協】 【地域福祉課】 	検 討 協 議 ○	実 施 					情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ■ボランティアセンター及びボランティアコーディネーターがボランティア活動者と地域をつなぐ役割を担う。 ■社会福祉協議会を中心に、資格や経験を持った人と地域ニーズを繋いでいく ■市、社協が協働して地域福祉活動の支援体制を整備する。 【社協】 【福祉部関係課】 	検 討 協 議 ○	実 施 					実 施

第3章 基本目標3 しきみづくり

1 情報提供の充実と地域の実情の把握

基本的な考え方

市民の相談事の多くは「情報」が提供されていればスムーズに解決することができるものも多く、日常生活で困ったとき等に利用できる支援・サービスの情報を、いつでも・だれでも・気軽に自分に合った方法で入手できることが大切です。

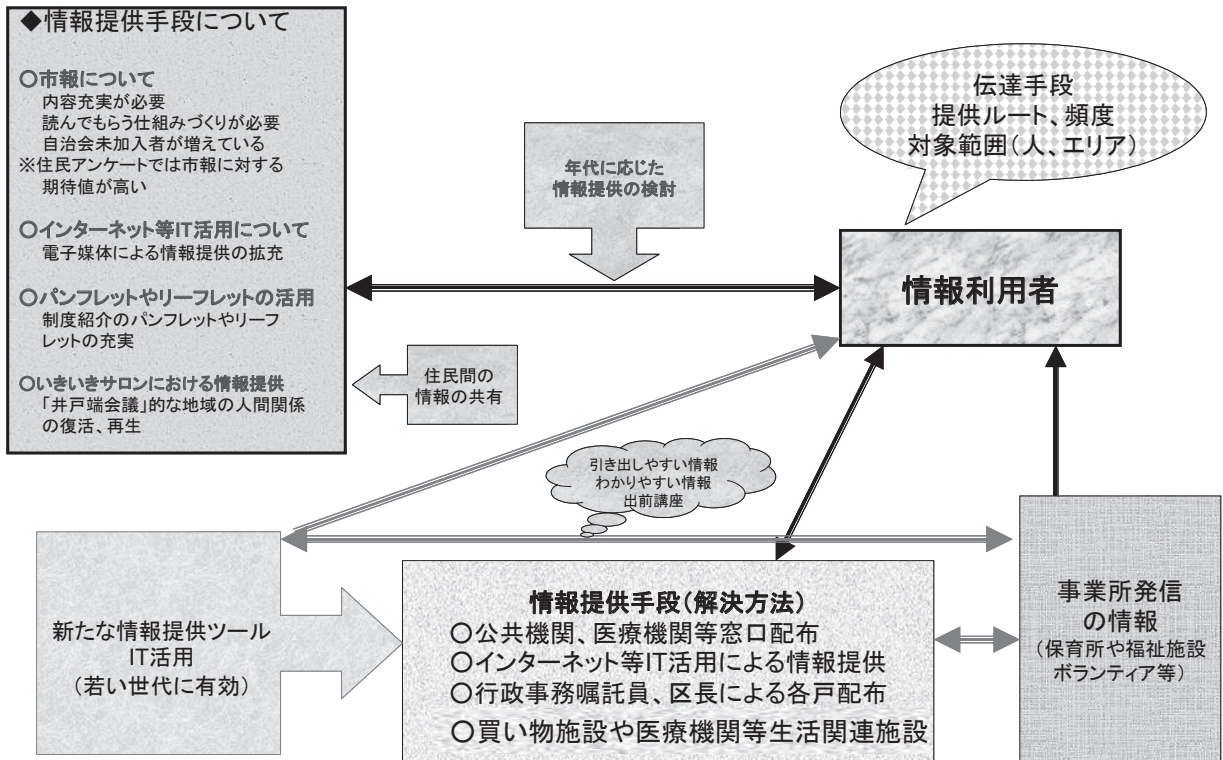
「市報ゆくはし」や「総合福祉パンフレット（福祉ナビ）」等のパンフレットによる紙媒体と市ホームページ等インターネットを活用した効果的な情報提供に引き続き取り組みます。また、高齢者や子育て世代等にとっては「ロコミ」による情報提供も有効であることから、いきいきサロンや子育てサークル等の地域の交流の場をはじめ、医療機関・商店等の多くの市民が集まる場や各種相談窓口等での人を介した情報提供の充実も図ります。

次に地域の実情を把握する手段として、行政主導型でのアンケートや地域ワークショップを活用して地域の実情を把握してきましたが、地域共生社会を進めるにあたり、地域住民が自分の地域を知ることが大切です。自分の地域を知ることによって地域の資源や課題を発見することができます。今後は、地域主導型でワークショップを開催し、地域住民も自分の地域の実情・課題を知り、課題解決策の検討と実践まで繋がるよう、地域の福祉関係機関の協力を得ながら支援して行きます。解決策の検討・実践にあたっては、地域活動の中核を担う自治会組織との連携が必要不可欠との意見が多くあがっていることから、自治会組織との連携を図っていきます。

また、地域の実情を把握する新たな方法として、市ホームページやSNSを活用して、行政や地域の情報を集約・配信できるようなしきみづくりを検討していきます。



■ 情報提供の方法 (イメージ) ■



**あなたのまちの
高齢者相談支援センターは...**

<p>行橋高齢者相談支援センター 行橋市門前町2番11号 電話：23-8222</p>	<p>中央三丁目、 西宮市(三丁目を除く)、 大塚二丁目、 東大塚、宮市町、大字宮市、 行事、大字行事</p>
<p>中央三丁目、 西宮市(三丁目を除く)、 大塚二丁目、 東大塚、宮市町、大字宮市、 行事、大字行事</p>	<p>大野井、宝山、寺野、旗本、 矢留、天生田、大字福原、 上野池、下野池、 津橋、西谷、大谷、扇田、中川、 上野田、下野田</p>
<p>今元高齢者相談支援センター 行橋市垣屋3929番地2 電話：22-1010</p>	<p>長峰高齢者相談支援センター 行橋市門前町2番11号 電話：23-8236</p>
<p>長峰、金原、今井、真旗、津田、 元永、高橋、長井、 中央一丁目、西宮市三丁目、 大塚一丁目、大字大塚、 南大塚、門前町、神田町</p>	<p>長木、二塚、百田、延永、野野 長音寺、上津原、 中津原、下津原、 前田ヶ丘、津久、 福丸、高来、入見、下郷、長原、 常松、須磨園、矢山</p>
<p>仲津高齢者相談支援センター 行橋市東徳永339番地1 電話：26-1180</p>	<p>馬場、辻垣、高橋、 津橋寺、橋本、 松原、東徳永、後池</p>

このチラシに関する問合せ
行橋市役所 介護保険課

子どもの未来を応援します

**ゆくはし
子育てガイドブック**

行橋市 2016

平成28年度版

ゆくはし いきいきガイド

～健診に関する大切なお知らせです。必ずお読みください～

重要!

- 5月18日(水)から集団健診の申込みを開始します!
- お墨田区が集団健診・個別健診どちらでも受診できます!(特定健診受診者のみ)
- 子宮頸がん検診・乳がん検診が医療機関でも受診できるようになりました!
<実施期間: 6月1日(水)～11月30日(水)>
- 10月8日(土)のがん検診は午後も実施します!(大塚・子宮・乳がん検診のみ)

あなたにぴったりの健診は?

20～39歳の女性	40～74歳	75歳以上
-----------	--------	-------

医療保険の健診は?

行橋市国民健康保険	その他
-----------	-----

お住まいのタイプ

お住まいのタイプ(Aタイプ)は、お墨田区が実施する健診です。お墨田区が実施する健診は、お墨田区が実施する健診です。お墨田区が実施する健診は、お墨田区が実施する健診です。

お墨田区が実施する健診は、お墨田区が実施する健診です。お墨田区が実施する健診は、お墨田区が実施する健診です。お墨田区が実施する健診は、お墨田区が実施する健診です。

詳しくは中面をご覧ください

**障がいのある方へ
はたらくための最初の一步
応援します!!**

お住まいの方の体験談を知りたい

はたらくまでの疑問に答えたい

障がいを伝えるメリット、デメリットを知りたい

お墨田区が実施する健診は、お墨田区が実施する健診です。お墨田区が実施する健診は、お墨田区が実施する健診です。お墨田区が実施する健診は、お墨田区が実施する健診です。

行橋市地域自立支援協議会
就労支援部会

**ゆくはしの
福祉ナビ**





あなたと一緒に
はたらくための最初の一步
応援します!!

お墨田区が実施する健診は、お墨田区が実施する健診です。お墨田区が実施する健診は、お墨田区が実施する健診です。お墨田区が実施する健診は、お墨田区が実施する健診です。

お墨田区が実施する健診は、お墨田区が実施する健診です。お墨田区が実施する健診は、お墨田区が実施する健診です。お墨田区が実施する健診は、お墨田区が実施する健診です。

お墨田区が実施する健診は、お墨田区が実施する健診です。お墨田区が実施する健診は、お墨田区が実施する健診です。お墨田区が実施する健診は、お墨田区が実施する健診です。




具体的な取り組み

No.	活動名	課題・問題点等 (活動を計画するに至った理由)	活動内容	役割
				市民・地域ができること (自助・共助)
17	市報、パンフレット、インターネット、アプリ等を活用して全ての世代に情報を提供しよう 	市報については情報提供ツールとして期待値が高く、さらなる内容充実が必要です。 自治会未加入世帯等、市報が配布されない人への対策も必要です。 健康福祉情報を掲載したパンフレットやリーフレット、チラシ等を各関係部署で作成・発行しています。 40歳代以下の若い年齢層ではホームページ等での情報提供を希望する人が多くなっています。	市報については、掲載内容の充実や分かりやすく、読みやすい紙面づくりに取り組みます。 より多くの世帯に市報が配布されるようにします。 パンフレット・リーフレット等については、定期的に最新の情報を提供できるように努めます。 ホームページやインターネットによる情報配信等のITを活用した情報提供の充実を図り、地域の情報も集約・配信できるしくみづくりを検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ■必要なパンフレット等入手する ■市報に関心を持って読む ■ホームページ等の新たな情報提供手段に関心を持ち、活用する ■地域からの情報発信の手段として、インターネットを活用する
18	地域活動・生活活動を通じて情報を広めよう  	いきいきサロンや公民館等の地域の交流の場は、健康福祉情報や地域の口コミ情報を提供・共有する場として有効です。	いきいきサロン等の地域の交流の場を活用して、地域住民への情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の交流の場に参加し、情報を得る。知っている情報を周囲の人に教える ■交流の場を作る 
		医療機関や商店等、市民が日常定期的に利用する生活関連施設を通じた情報提供も有効です。	医療機関、商店等の生活関連施設を活用した情報提供を行います。そのために、行政と関係機関双方がメリットのあるしくみづくりを検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ■医療機関や商店等は、行政情報や地域情報の提供に協力する(チラシの設置等)



分 担	年次計画						目 標
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
市・社協が取り組むこと (公助)							
■市報、パンフレット、リーフレット等の内容充実、わかりやすい紙面づくりを行う 随時実施	→						随時実施
■市ホームページを充実する 【情報政策課】 【全庁】	→						
■健康福祉情報の最新の情報提供を行う 【福祉部関係課】	毎年情報更新	→					毎年情報更新
■インターネットを活用した新たな情報提供手段を検討する 【福祉部関係課】	準備	検討	→				情報発信
■いきいきサロンや公民館等と連携し、情報提供を行う 【社協】 【教育委員会】 【福祉部関係課】	事前調査協力依頼	情報提供	→				情報提供
■医療機関や商店等にチラシ設置等の協力を依頼する 【福祉部関係課】 ■情報提供のしきみづくりを検討する 【福祉部関係課】	事前調査協力依頼	情報提供	→				情報提供



No.	活動名	課題・問題点等 (活動を計画するに至った理由)	活動内容	役割
				市民・地域ができること (自助・共助)
19	福祉分野の計画を周知し、充実を図ります 	高齢者福祉・介護サービスや障害福祉サービス、保育・子育て支援サービス、保健サービス等、各分野において市民ニーズに対応したサービスの充実が求められています。 地域でいつまでも、安全、安心、健康に過ごしていけるまちづくりが必要です。	各個別分野の計画に基づき、各種健康福祉サービスの質・量両面での充実を図ります。 インフォーマルなサービスについても検討を行い充実を図ります。 横断的サービス(情報・相談等)については市民にとってわかりやすく利用しやすいしくみづくりを行います。	—
20	継続して地域の実情を調査します 	地域ニーズを的確に把握するため市民や市民を支える関係団体の意識を継続的に調査する必要があります。地域の特性を把握するために地域毎に分析する必要があります。	住民意識や関係機関の意識の変化を把握するため、継続的な聞き取りやアンケート調査を実施します。 地域の課題を把握するため地域ワークショップを開催します。	■聞き取り調査やアンケート調査に協力する ■地域ワークショップに参加する ■地域が主導する方法を検討する 

分 担	年次計画						目 標
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
市・社協が取り組むこと (公助)							
■パンフレット等により住民への説明を行う	随時実施						随時実施
■「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」	見直し ○			見直し ○			本計画と整合性を図って見直し
■「障害福祉計画」	見直し ○			見直し ○			本計画と整合性を図って見直し
「障害者福祉長期計画」		見直し ○					
■「子ども・子育て支援事業計画」			見直し ○				本計画と整合性を図って見直し
■「地域保健計画」	見直し ○					見直し ○	本計画と整合性を図って見直し
■各計画に基づき、サービスの確保・充実を図る 【福祉部関係課】	随時実施						随時実施
■各種アンケート調査を実施し分析を行い住民ニーズを把握する	随時実施						随時実施
■地域でのワークショップ開催・運営を支援する							
■地域主導型の取組みを検討し、支援する 【福祉部関係課】							

2 権利擁護体制の確立・推進

基本的な考え方

高齢化や核家族化の進行に伴い、認知症高齢者の財産管理の問題や、子育て不安等からくる児童虐待の問題、障がい者への権利侵害や虐待の問題等、権利擁護に関わる問題が増加しており、国においても「児童虐待防止法」や「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」等の法整備が進められてきました。

本市においても、「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障害者福祉長期計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の個別計画に基づき、高齢者、障がい者、子ども等の各分野ごとに、社会福祉協議会をはじめとした各分野の関係団体と連携して、権利擁護のためのネットワーク構築に取り組んできました。

しかしながら、高齢者、障がい者、子どもに対する虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）等の課題を抱える家庭は、複数の課題が複雑にからみあっているケースが多いため、弁護士会、医師会、社会福祉士会等高度な専門機関と連携を図りながら、分野ごとではなく、市全体で、さまざまな権利擁護に対応するための組織（行橋市権利擁護ネットワーク[仮称]）の整備に早急に取り組みます。

また、権利擁護のうち、財産管理（金銭管理）サービスについては、「日常生活自立支援事業」と「福祉あんしんサービス」が行橋市社会福祉協議会で実施されています。

今後は、高齢化や核家族化のさらなる進行により権利擁護のニーズが増大することが予測されるため、市・社会福祉協議会において、権利擁護関連事業に適切に対応できるよう、組織体制の整備や人材の確保・育成に努めるとともに、権利擁護の啓発を積極的に行い、民生委員や自治会と協力しながら地域住民の理解を深めていきます。

国では今、「一億総活躍プラン」にある「地域共生社会」の実現に向けて検討を進めています。「地域共生社会」とは、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会としています。具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりや地域にある課題を地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、解決を試みる体制づくりとして地域包括支援センター等の各種福祉制度に基づく相談機関や社会福祉協議会等が地域の住民が抱える課題について分野を超え「丸ごと」の相談を受け止める場を設けていき、市町村は地域住民だけでは解決が困難な地域の課題を専門職や関係機関と協働して解決を図る「包括的・総合的な相談体制」を整備するものです。

現在、市民からのさまざまな相談事に対しては、その内容に応じて分野ごとの専門相談機関での相談活動が行われていますが、今後は国の動向に注視しながら「包括的・総合的な相談体制」の構築について、情報の収集と検討を進めていきます。

～私たちのアイデア～ (第1期計画策定後の地域ワークショップより)

<地域の相談>

- ★ 市役所内に総合相談窓口を設置する。
- ★ 何かあった時の相談場所がわからない。相談場所の周知が必要である。
- ★ 住民の意見要望を継続的に聞いてくれるところが欲しい。






<地域の相談役>

- ★ 近くに相談する人がほしい。
- ★ 地域の繋がりをつくるリーダーがほしい。
- ★ 民生委員の子分がほしい。

こうしたら
いいんじゃない?



具体的な取り組み

No.	活動名	課題・問題点等 (活動を計画するに至った理由)	活動内容	役割
				市民・地域ができること (自助・共助)
21	個人の暮らし、安心を守るためのネットワークをつくります 	高齢者、障がい者、児童ごとに権利擁護のネットワークがありますが、分野に関わりなく、総合的に権利擁護問題に対応できる体制が必要とされています。	従来の個別分野ごとの権利擁護ネットワークを整理・統合し、弁護士等の外部の関係者との連携を強化した新たな市全体での権利擁護ネットワークを構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域を支える地域のキーパーソン（自治会役員や民生委員）は虐待等を早期発見、早期に相談する ■ 虐待等の権利擁護に関わる問題を把握し、行政等の専門機関と連携して取り組む
22	権利擁護に対する理解を深めます 	権利擁護関連事業として、市社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」「福祉あんしんサービス」等の金銭管理サービスや、成年後見制度がありますが、体制整備の充実や人材育成が必要とされてきています。また、人権擁護委員の知名度や事業の認知度を高める必要があります。	これらの権利擁護関連事業について市民への周知と利用促進を図ります。また相談関係機関へも周知し、連携しながら利用促進を図ります。人権擁護委員の活動内容等についても周知を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 権利擁護関連事業の利用が必要な人を把握し、利用を勧める ■ 権利擁護事業に関心を持つ
23	総合的かつ包括的な相談支援体制を検討します  	生活困窮者の自立に向けた取り組みが必要です。 制度・分野ごとの「縦割り」による公的支援制度を受けられない「制度の狭間」にある課題解決に向けた取り組みが必要です。 地域の相談事が増加し、民生委員等の従来からの地域の相談役だけでは対応が難しくなっています。 住民が「他人事」を「我が事」と捉え、主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制が望まれています。	生活に困窮している人が生活保護に至ることなく、いち早く課題解決に結び付けられるように支援します。 「地域共生社会」の実現を目指し、我が事・丸ごとの地域づくりを目指します。 地域における住民主体の課題解決に向けた体制を築きます。 身近な地域における相談相手の選択肢の一つとして、新たな相談役を育成するしきみを検討します。 包括的・総合的な相談支援体制の確立を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域のつながりを強化する ■ 地域の課題に関心をもつ ■ 地域の資源を活かす ■ 新たな相談役になり得る人材を発掘・育成する 

分 担	年次計画						目 標
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
<p>市・社協が取り組むこと (公助)</p> <p>■ 総合的な権利擁護対応組織として「行橋市権利擁護ネットワーク(仮称)」を設置する</p> <p>【福祉部関係課】 【人権政策課】 【教育委員会】</p>	検 討 ○	設 置 ○	実 施				実 施
<p>■ 権利擁護関連事業が適切に運用できるように、組織の整備や人材の確保・育成に努める。</p> <p>■ 相談関係機関への周知と連携を図る</p> <p>【社協】 【福祉部関係課】 【人権政策課】</p>	周知及び連携 						周知及び連携
<p>■ 国の動向に注視し、情報収集に努める</p> <p>■ 相談関係機関の連携を強化する</p> <p>■ 独自の相談役を見出すしくみづくりを行う</p> <p>■ 行政各部門で情報を共有し、総合的かつ包括的相談体制の構築の準備を進める</p> <p>■ 既存の会議体を活用して関係機関・団体・福祉事業者とも情報の共有ができる体制を整備する</p> <p>【社協】 【福祉部関係課】</p>	情報収集・検討 						国の動向に注視し、2020年代初頭の実施を目指す

3 医療介護保健福祉分野の連携

基本的な考え方

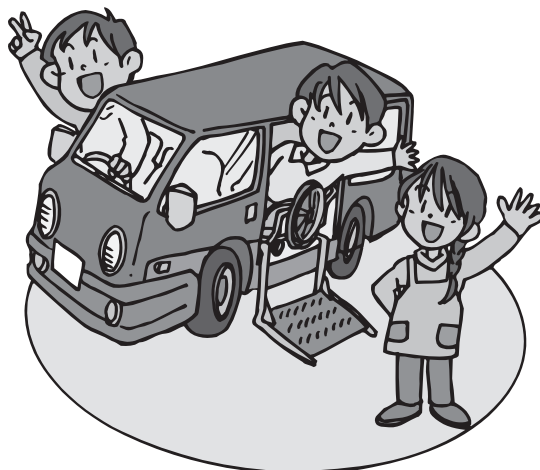
市民からのさまざまな相談事に対しては、その内容に応じて、身近な地域や行政の専門窓口等、さまざまな相談窓口で対応できる体制づくりが必要です。

各福祉分野の相談窓口については6ヶ所の高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）が設置され、地域包括ケアを目的とした高齢者の相談支援体制の充実が図られたほか、障害者基幹相談支援センターを設置し、障害者相談支援事業所との連携等、障がい者の相談支援体制も充実が図られています。子育て分野においても乳幼児健診をはじめ、地域子育て支援センターを活用しながら子どもの成長に合わせた相談体制が整備されています。また、健康づくりに関しても健診事業や栄養指導事業をとおして住民の相談に対応するなど保健福祉医療等の分野ごとの専門相談機関での相談活動が行われています。

しかしながら、近年は1つの世帯でもさまざまな分野の課題が絡み合って、複雑化・複合化するケースが増え、対応が困難なケースも起こっていることから、福祉分野の相談機関間のさらなる連携強化を図るとともに、災害対策や教育分野等、福祉以外の分野との連携についても強化していきます。

あわせて、相談事の多くは身近な地域でのちょっとした情報提供や相談機関へのつなぎ等で解決するケースが多いと考えられることから、自治会や民生委員等の地域の関係者と連携しながら身近で気軽に相談できる場づくりや新たな相談役の育成に取り組みます。

サービスの質の確保については、行政職員等の福祉関係者向けの手引きとして「福祉ナビ（プロフェッショナル）」を作成しており、これらのツールを活用しながら基礎知識の習得を促進するとともに、福祉分野の各部署・関係機関を集めた情報交換・ケース検討会議、研修会等を今後も継続して実施し、知識・ノウハウの共有や各相談対応者の資質向上を図ります。また、介護サービスや障害福祉サービス等は民間のサービス事業者により提供されているため、サービスの質・量両面の確保のための指導と支援を継続して行うとともに、サービスの外部評価（第三者評価）機関の設置についても引き続き研究・検討を進めていきます。



～私たちのアイデア～ (第1期計画策定後の地域ワークショップより)

<次世代育成、児童福祉関連サービス>

- ★ 児童館のような子どもと親がいつでも行ける場所がほしい。
- ★ 子どもが安心して遊べる公園がほしい。
- ★ 託児所を増やしてほしい。

<障がい者福祉関連サービス>

- ★ 市内に障がい者の宿泊の施設が欲しい。
- ★ 高齢者や障がい者の区別なく、いっしょに入所できる施設が欲しい。


<高齢者福祉関連サービス>

- ★ 特養や宅老所を増やしてほしい。
- ★ 病院が少ない。往診に対応してくれる病院が増えたらいい。
- ★ 空き家を改良して、周辺住民同士で生活できたらよい (他地域の施設に入るのではなく、地域内に住み替えができるように)。
- ★ 小学校の給食を老人にもあげられるようなシステム作りができないか。





こうしたら
いいんじゃない?



具体的な取り組み

No.	活動名	課題・問題点等 (活動を計画するに至った理由)	活動内容	役割
				市民・地域ができること (自助・共助)
24	医療、介護、保健、福祉の専門機関の連携を強化します	高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・保健・医療等、分野ごとの専門相談機関がありますが、それぞれ重複するケースも増えてきているため、ケース毎に対応した柔軟な連携のしきみが必要です。	家族形態はさまざまであり高齢で障がいを持つ人や同居家族に複合する事例を有するケース等さまざまです。このため各分野の相談機関が横断的に連携し、相談者にとってワンストップで問題解決するしきみづくりを行います。	—
25	各分野に携わる人の資質を高め、質の高いサービス提供に努めます 	サービスに関わる行政職員の資質向上が求められています。また職員の異動に伴い支障が生じるケースが指摘されています。 介護サービスや障害福祉サービス等は民間のサービス事業者によりサービスが提供されているため、民間の事業所やボランティア等の関係者の資質向上も必要です。 また、サービスについて客観的な基準に基づく質の評価を行う必要があります。	サービス提供に関わる職員としての心構えや接遇方法等について研修を行います。また、職員の異動があっても同様な対応が可能な職員の育成を図ります。 サービス事業者に対して、サービスの質・量両面の確保のための研修会の実施・参加を要請する等の指導・支援を行います。 また民間サービス事業者から提供されるサービスに対しての外部評価（第三者評価）制度の導入に取り組みます。	■ 提供されているサービスについての意見・要望を積極的に伝える ■ 民間事業所やボランティア等で市民からの相談に対応する人は、資質向上のための研修会に参加する
26	他分野（教育、防災等）との連携に取り組みます	校区公民館を地域活動の拠点としてさまざまな世代で活用できるしきみが必要です。 防災意識の希薄化懸念されます。 災害に対する情報共有や防災訓練など日頃からの準備が必要です。 縦割り行政のしきみを解消する必要があります（福祉部門と教育部門や防災部門との取組みの連携が取れていない）。 情報を活用するしきみが不十分です。	公民館や学校施設、空き家、空き店舗などを地域活動の拠点や交流の場として活用できるように行政内部の各部門間での連携を進め、スムーズな展開を図ります。 防災に関する情報提供や活動について福祉部門と防災担当部門での情報共有を進め、連携を強化します。	—

* ワンストップ:「ワンストップ」とは「一か所で」「一度で」という意味。行政における「ワンストップサービス」とは、市民が一度の手続きや相談で必要とする行政サービス等を受けられるように設計した相談・支援サービスのこと。

分 担	年次計画						目 標
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
市・社協が取り組むこと (公助) ■各専門相談機関の連携会議の開催や情報交換等により連携強化を図りワンストップで問題解決する仕組みづくりを行う 【福祉部関係課】	随時実施 						随時実施
■職員の資質向上のための研修や勉強会等の開催 ■異動に対応できるジョブローテーションを行う 【全庁】	随時実施 						随時実施
■サービス事業者に対して、サービスの質・量両面の確保のための指導・支援を行う 【福祉部関係課】							
■サービス第三者評価制度の先進事例を収集・研究し、導入する 【福祉部関係課】	調 査 ○	分 析 ○	実 施 				実 施
■行政内部で情報共有を行う ■連携する事業においては活動範囲や責任範囲を明確にして各部門が取り組みやすいしくみをつくる 【福祉部関係課】 【全庁】	調 査 ○ 						実 施

4 安全・安心で暮らしやすいまちづくり

基本的な考え方

高齢者や障がい者、子ども等をはじめ、すべての市民が安全・安心かつ快適に生活するためには、道路や各種施設、公共交通等がだれにとっても利用しやすい住環境であることも大切な要素です。

地域ワークショップにおいても、道路等の改善に関する要望が多数あがっています。このため、すべての人にとってやさしいユニバーサルデザインの視点に基づいて、道路や公共施設をはじめとした生活環境を計画的に整備するとともに、障がい者トイレや点字ブロック等、障がい者の利用に配慮した設備等の整備に努めます。

また、民間事業者等に対しても「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「福岡県福祉のまちづくり条例」に則して、「やさしいまちづくり」に対する理解・協力を求めています。

なお、このようなハード面の整備を行っても、市民の理解・協力がないと「やさしいまちづくり」は進みません。ワークショップでは「障がい者についてもっと市民の理解が必要」、「自転車か点字ブロックの上におかれて通行ができない」「障がい者用駐車スペースを健常者が利用している」等の指摘があることから、地域や学校等と連携して市民に対する啓発・教育を行うなど、「心のバリアフリー」に取り組み、ハードとソフトの両面でのやさしいまちづくりを進めます。

移動手段については、JR・バス等の公共交通機関が不便な地域があり、自家用車がない人の買い物や通院が難しいといった意見が寄せられています。買物弱者対策も含めた生活交通の整備については、福祉分野だけでなく、全市的な課題です。平成28年3月に策定された「行橋市地域公共交通網形成計画」に沿って、地域特性に応じた適切な移動手段のあり方について協議しながら、コミュニティバス・福祉バスや、特定地域での乗り合いタクシー（デマンドタクシー）等さまざまな手法について、交通事業者や移送サービスを行うボランティア・NPO団体等の関係者と一緒に適切な移動手段の確保を検討していきます。

* バリアフリー：

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

* ユニバーサルデザイン：

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

* バリアフリー法：

正式名称は「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」（平成18年制定）。公共交通機関、建築物、歩行空間等の一体的・連続的なバリアフリー化を促進し、バリアフリー施策を統合的に推進するための法律であり、従来の「ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）」と「交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）」を統合・拡充した内容となっている。

『第1章 地域づくり』でも整理したとおり、防災に対する市民ニーズは高く、特に高齢者や障がい者等の災害時要援護者を災害発生時に適切に把握し避難支援を行うためのしきみづくりは、重要かつ緊急の課題であるといえます。

災害時の地域に対する情報提供のあり方については、「地域防災計画」と年度策定の「災害時要援護者避難計画」に基づき、個人情報保護との関係性を整理して要援護者の情報把握と行政から情報提供する地域関係者の範囲・内容等についての方針を整理しました。また、「地域防災計画」に基づき、災害発生時の危険箇所や避難場所等の位置を整理した「ハザードマップ（防災マップ）」も全世帯に配布しており、各地区での地域防災ワークショップでも活用しています。

今後は、これらの各種関連計画を推進することで、災害に備えた体制づくりを地域と行政が一体となって推進していきます。

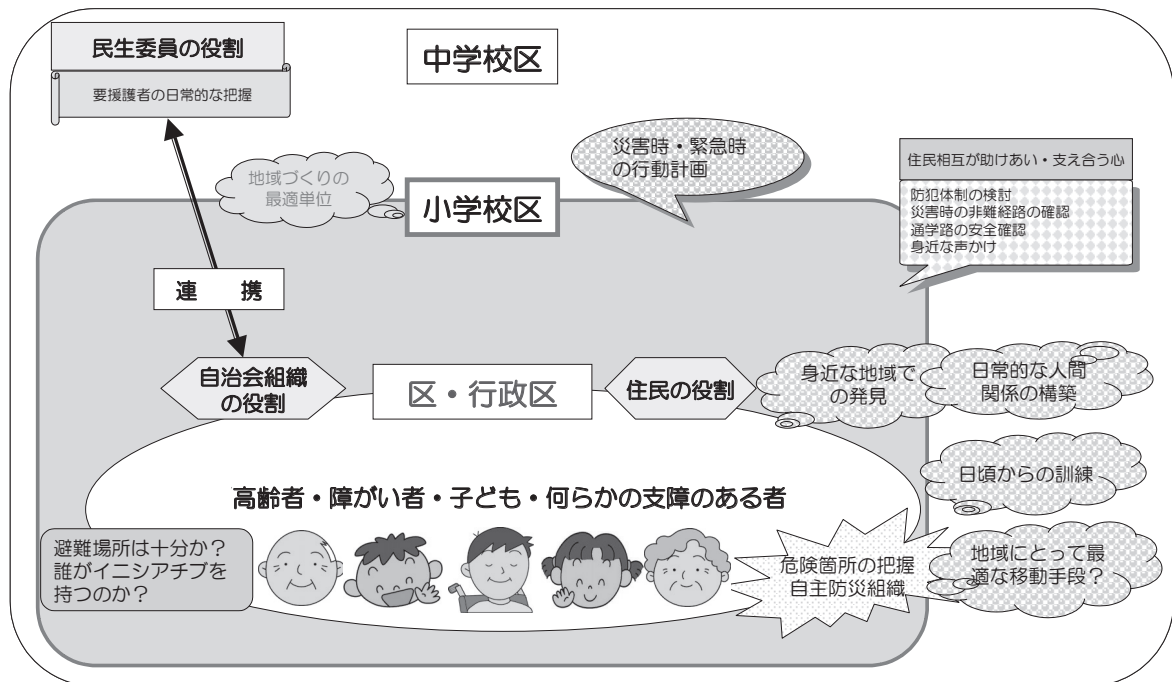
安全・安心な地域づくりのためには、防犯対策もかかせない課題です。近年では、全国的に子どもや高齢者等が被害者となる犯罪が増加しており、防犯面で不安を抱える市民も少なくありません。

また、高齢者や障がい者に対する悪質商法や振り込め詐欺等も社会問題化しており、これらの消費者被害から市民を守ることも必要です。

本市では「行橋市安全安心のまちづくり条例」（平成22年1月施行）を定め、警察や防犯組合等の地域の関係機関と連携して、犯罪や事故等から市民を守るための取り組みを進めています。今後もこの条例に基づき、安全で安心な地域づくりや防犯意識の醸成、地域での防犯活動の推進に努めます。

市民アンケートでも、防災・防犯・交通安全対策が充実した「安全・安心のまち」や暮らしやすい「住環境に優れたまち」を望む回答が上位にあがっています。

■ 地域での防災・防犯対策（イメージ） ■



～私たちのアイデア～ (第1期計画策定後の地域ワークショップより)

<道路対策>

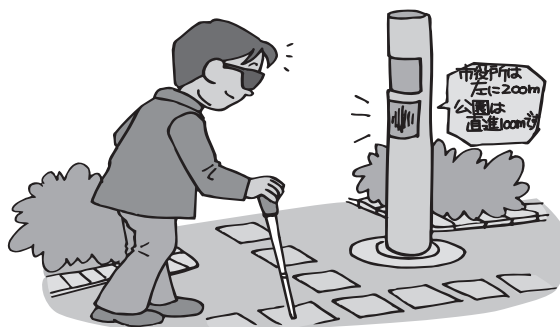
- ★ 安心して歩ける歩道が少ないので整備してほしい (子ども、高齢者が危ない)。
- ★ 見通しの悪い道にカーブミラーを設置してほしい。
- ★ 見守り隊の実績を通して、老人会・区長・学校・父母会が歩道の整備の声をあげる。
- ★ 駅の近くの歩道一杯に自転車があり、歩行の邪魔なので対策が必要である。

<公共交通対策>

- ★ 車椅子でも利用できるバスがあるといい。
- ★ 路線バスのルートを拡充してほしい。
- ★ バスが少なく、交通手段が限られているため、新たな移動手段を確保してほしい。
- ★ バス停まで遠いので、何か工夫をして、もう少し便利に乗れるようになればいい。
- ★ バスが通っていない地域でアンケートをとり、タクシー等と協力して定期コースをつくる。
- ★ タクシーの高齢者割引がほしい。
- ★ ウィズバスを有効活用してほしい。

<買物弱者対策>

- ★ 買物弱者対策として、地域にスーパーを作ったり、移動販売車を巡回させてほしい。
- ★ 乗り合いのシステムをつくる。
- ★ 集会所に買い物ポストをつくる (名前と買ってほしいものを書いた紙を入れる)。
- ★ 店の宅配システムをつくる、商業施設の共同運行バスを走らせる。
- ★ スーパーの送迎、買い物代行があればよい。



<安全・安心対策>

- ★ 子供110番の店や家をわかりやすくする。
- ★ 見守り隊は出来る人がする、腕章をつけて散歩する。
- ★ 行政が、見守り隊の備品 (腕章、帽子、首飾り、名札、たすき) 等を作ってほしい。
- ★ 夜の防犯見まわり隊を結成する。
- ★ ダイエットを兼ねた防犯パトロール隊を結成する。
- ★ 通学路に太陽光発電の外灯を設置する。
- ★ 駅前に交番を設置する。
- ★ 行橋駅が暗いので明るくする。

こうしたらいいんじゃない?



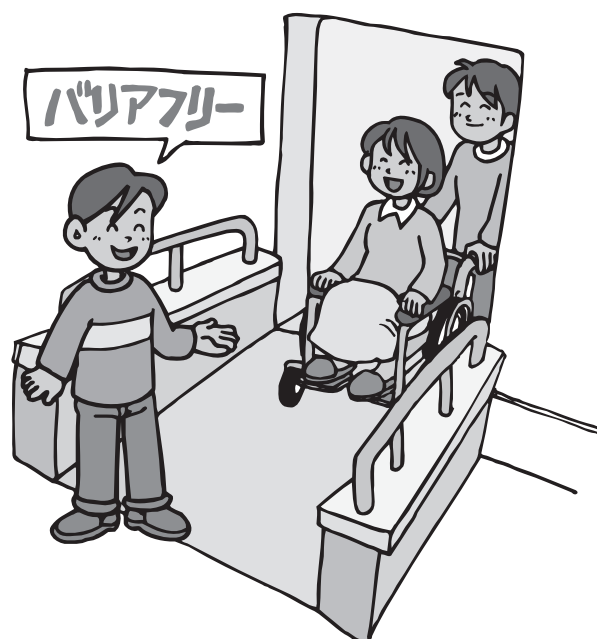
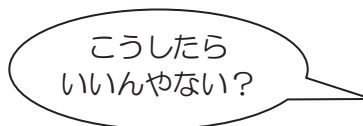
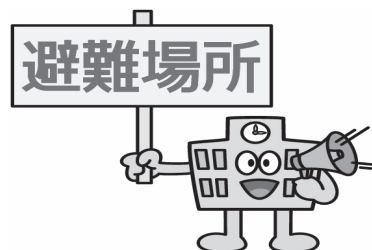
～私たちのアイデア～ (第1期計画策定後の地域ワークショップより)

<地域支援マップ>

- ★ 「福祉マップ」を地区全体で取り組む。
- ★ 地域内マップの年齢別色分けが必要。
- ★ マップの中に視覚障害者・聴覚障害者の所在地を記してほしい。
- ★ 一人暮らしの人の連絡先を近所の人のみで共有する。

<災害に対する準備>

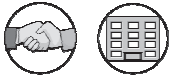
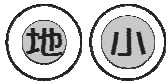

- ★ 災害時の避難場所、福祉避難所の周知が必要である。
- ★ 避難通路の周知が必要である。



具体的な取り組み

No.	活動名	課題・問題点等 (活動を計画するに至った理由)	活動内容	役割
				市民・地域ができること (自助・共助)
27	<p>地域にあった住環境（公共施設・道路・交通環境等）の整備を進めます</p> 	<p>高齢者や障がい者、子ども等が使いづらい公共施設・道路（危険箇所含む）があるとの指摘があります。</p> <p>市民生活には、医療機関や商店等の生活関連施設やJR・バス等の交通機関等が不可欠であり、これらの民間施設等のバリアフリー化も必要です。</p> <p>近年、障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、家族構成や所得状況の変化等、生活環境が変わっても安心できる住環境の整備が求められています。</p> <p>高齢者・障がい者等の交通弱者が利用する公共交通機関は重要です。JR・バス等が不便な地域があります。高齢化・核家族化の進行等により、買い物や通院等のための移送や付き添いボランティアのニーズが高まっています。</p>	<p>市庁舎や公民館等の公共施設の整備・改善を計画的に進めます。その際「バリアフリー法」、「福岡県福祉のまちづくり条例」その他の法令を遵守し総合的に推進します。道路幅員や歩道の確保等、道路・交通環境の整備・改善を計画的に進めます。</p> <p>「福岡県福祉のまちづくり条例」はもとよりその他の法令を遵守するなど民間事業者に対して施設等のバリアフリー化に対する理解・協力を求めています。</p> <p>「福岡県福祉のまちづくり条例」はもとよりその他の法令を遵守しながら高齢者や障がい者、子どもの分野での住環境の整備に取り組みます。また、様々な生活環境の変化に対応できるような住環境の整備を進めます。</p> <p>「行橋市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域の特性や利用者別（特に障がい者や高齢者）による利用しやすい移動交通を考えるとともに、交通利便性の向上や公共交通機関の空白地域への対応を検討していきます。また、交通の利便性の向上に向けて、既存の公共交通の路線や便数の確保について、公共交通機関の事業者（バス会社やタクシー会社等）と調整・協議を行います。</p>	<p>■使いづらい公共施設・道路（危険箇所含む）、生活関連施設・民間施設について改善の意見・要望を出す</p>  <p>■住環境の改善に向けた意見・要望をだす</p> <p>■住環境の改善に向けた協力をする</p> <p>■地域で必要な移動手段について関係者で考える（ワークショップ等）</p>

分 担	年次計画						目 標
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
市・社協が取り組むこと (公助)							
■市庁舎や公民館のバリアフリー化を進める 【全庁】	随時実施						随時実施
■道路・交通環境のバリアフリー化を進める 【関係各課】							
■バリアフリー新法や福岡県福祉のまちづくり条例等の普及啓発を図る 【関係各課】	随時実施						随時実施
■誰もが安心できる住環境の整備を進める 【全庁】	随時実施						随時実施
■バス会社やタクシー会社等と調整・協議を行う ■買物弱者への対策を進める 【福祉部関係課】 【都市政策課】	随時実施						随時実施
■各地域の特性、市民ニーズを把握し、各地域に応じた移動手段について研究・検討する協議会の設立を目指す。 【福祉部関係課】 【都市政策課】	検 討 ○	準 備 ○	実 施				実 施

No.	活動名	課題・問題点等 (活動を計画するに至った理由)	活動内容	役割
				市民・地域ができること (自助・共助)
28	災害に備えたしくみ・組織体制を進めます 	地域においては、行政区単位で地域支援マップの作成を行い、活用しているケースがありますが、市全域において展開されているわけではありません。	災害時要援護者の把握については、市で情報把握・整理を行います。災害時にどのような情報が必要か確認します。災害時だけでなく、日頃の見守り活動にも活用します。	■地域でルールを決めて要援護者の把握や情報共有を行う 
		行政から地域に対して、災害時要援護者に関する情報提供が十分にできていません。	災害時等の対応として要援護者の情報の収集整理を行います。この際に地域支援マップの情報を踏まえた情報整理を行います。地域と行政の情報を集約し、活用できるしくみをつくります。	—
		災害時の危険箇所や避難所を市民に周知することが必要です。	災害時の危険箇所や避難所を整理した、「ハザードマップ」を市民へ配布し周知します。	■ハザードマップで危険箇所や避難所を確認する
29	「心のバリアフリー」を進めます 	施設や道路等のハード環境の整備だけでなく、それらを利用する市民も「福祉のまちづくり」に対する意識を持つことが必要とされています。	福祉のまちづくりを推進していくには、福祉意識の醸成は重要な環境整備(ソフト的な)になります。地域や学校等、さまざまな場で、「福祉のまちづくり」に関する啓発・教育に取り組みます。	■バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を理解し、協力する(例:点字ブロック上の自転車の撤去等)

* 心のバリアフリー：

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活ができるよう、施設整備(ハード面)だけではなく、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、その社会参加に積極的に協力するために、人々が心の障壁(バリア)を取り除いていくこと。国が平成18年に制定した「バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律)」(前頁参照)では、「心のバリアフリー」を国及び国民の責務として位置づけている。

分 担	年次計画						目 標
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
市・社協が取り組むこと (公助)							
■地域での自主的な情報把握・共有を支援する(情報提供、地域支援マップ作成支援等) ■介護保険課の高齢者支援マップシステムを活用する 【防災危機管理室】 【社協】 【福祉部関係課】	推 進						推 進
■要援護者の情報の収集を行う。また「地域防災計画」「災害時要援護者避難計画」を推進する 【防災危機管理室】 【福祉部関係課】	随時連携						随時実施
■「地域防災計画」に基づき作成したハザードマップを配布し周知する 【防災危機管理室】	配布周知する						実 施
■広報や講座等で情報提供・啓発を行う 【福祉部関係課】 ■学校で児童生徒に対する教育を行う 【教育委員会】	随時実施						随時実施

第4章 推進プロジェクト

基本目標1～3で示した取り組みの中でも、市が特に重点的に進める取り組みを、『推進プロジェクト』と位置づけ、推進してきます。

推進プロジェクト1 地域の課題にみんなで取り組もう

- ▶ 第1期計画策定時、市内11小学校区でワークショップ行いました。地域特性のある様々な課題や解決方法が議論され、参加者の多くが、自分の住む地域の課題について考えることで、地域での取り組みへの意欲が高まったことを感じています。しかし、地域活動が実践されたり、成果がでるところまで至っていないのが現状です。第3期計画期間中に、11小学校区で再度ワークショップを開催します。その後も地域福祉推進のひとつの柱としてワークショップ開催を継続し、同時にワークショップが、地域活動のひとつとして住民が主体的に取り組めるよう支援を行います。
- ▶ 地域では、いきいきサロン、老人会、子ども会等色々な団体が活動していますが、それぞれ単独での活動が主で、団体間で交流する機会は多くありません。そのため、世代、団体にかかわらず気軽に参加できる地域行事等を活性化させるなど、世代間交流の機会づくりを促進していきます。

目標指標

指標名	目標（平成34年度までに）
小学校区ワークショップ開催	市内11小学校区全てで開催

■ 平成23年度地域福祉推進合同ワークショップ ■



推進プロジェクト2

社会福祉協議会を中心に住民主体とした、 地域福祉活動を進めよう（活動No.10）

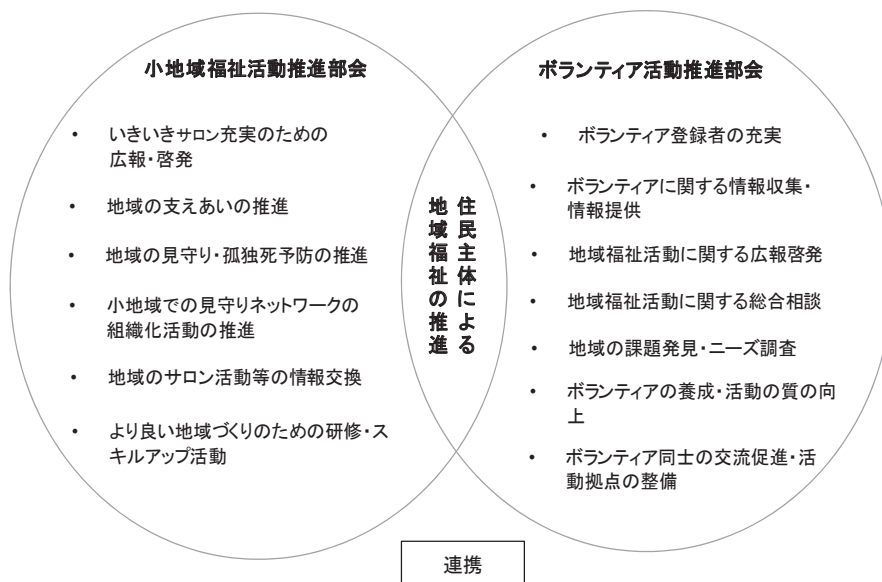
- 行橋市社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、誰もが安心して暮らし、共に支えあう地域づくりを推進するため、小地域福祉活動、またはボランティア活動の推進を実施しています。
- 今後、地域福祉活動に対する啓発・推進を図り「みんなで支えあう福祉のまちづくり」をつくりだす大きな役割と機能を果たすことを目的に、「行橋市社会福祉協議会地域福祉活動ネットワーク推進協議会」（以下「ネットワーク推進協」という。）を設置し、小地域福祉活動とボランティアの両面から地域に働きかけを行います。
- 「小地域福祉活動推進部会」では、社協が以前より取り組みを進めている「いきいきサロン」を中心に「で愛・ふれ愛・ささえ愛」のスローガンのもと、小地域の基盤づくりを行い、地域ボランティアの育成に努めます。

「ボランティア活動推進部会」では、地域の課題解決に向けてボランティア・地域福祉活動の再構築を行うため、整備された社協ボランティアセンターを中心に、地域の課題やニーズに合わせたボランティア活動者の養成や広報・啓発活動を通じて、ひとづくりを推進します。
- ネットワーク推進協では、各部会の取り組みを連携し、住民主体による地域づくりの推進に総合的に取り組んでいきます。

目標指標

指標名	目標（平成34年度までに）
社協ボランティアセンター登録数	登録団体 30団体 登録者数 2,000人

■ 行橋市社会福祉協議会 地域福祉活動ネットワーク推進協議会 ■



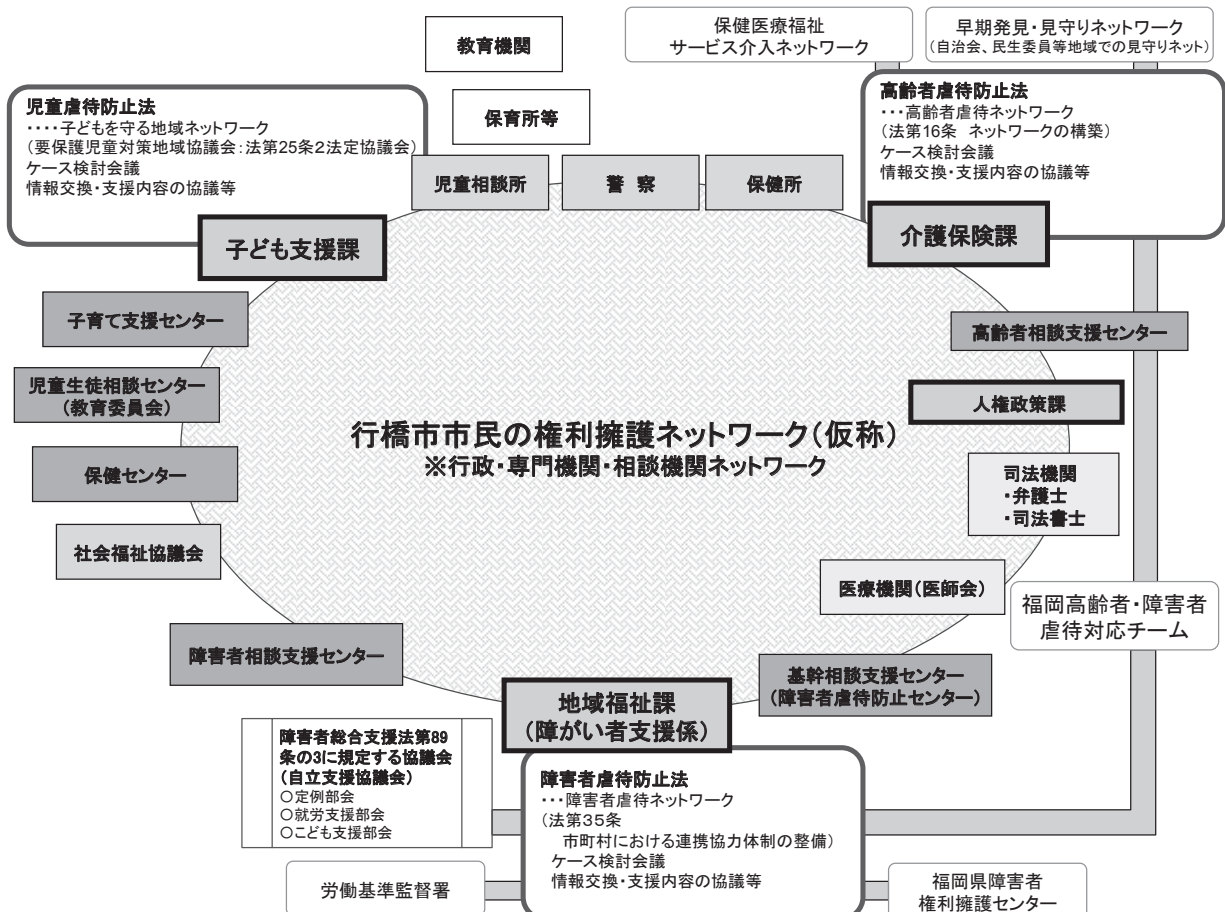
推進プロジェクト3 権利擁護ネットワークの構築（活動No.22）

- 高齢者、障がい者、子どもその他の権利擁護に総合的に対応する組織として、司法関係者（弁護士、司法書士等）や警察等の外部組織も参画した「行橋市権利擁護ネットワーク（仮称）」の設置に向けて取り組みを進めます。
- 行政や関係機関には様々なネットワークが存在しており、それらを集約したり、不足している機能や社会資源を検討しながら、様々な困難ケースに対応できる組織作りを進めます。
- 困難ケース・複合ケースでは、高齢者・障がい者・子どもなど福祉のそれぞれの分野を超えた対応や連携が必要です。総合的な権利擁護ネットワークの構築を目指します。

目標指標

指標名	目標（平成34年度までに）
「行橋市権利擁護ネットワーク（仮称）」の設置	設置及び定期開催

■ 権利擁護ネットワーク（イメージ） ■



第3部 計画の推進方法

1 計画内容や進捗状況の周知

本計画を推進するためには、市民や関係団体等に計画の内容を知っていただき、行動してもらうことが必要です。

また、計画の進捗状況についても、市の説明責任として市民等に定期的に知らせていくことも重要です。

このため、市報やパンフレット、ホームページ等の媒体を使った広報や出前講座等により、計画の周知・浸透を図ります。

2 協働による計画推進

基本的視点にも示したとおり、本計画に基づき、福祉のまちづくりを推進するにあたっては、市民・関係団体等との協働が不可欠です。

このため、市民をはじめ、地域のさまざまな関係団体・機関や事業者等と連携・協働し、地域に根ざした取り組みを進めていきます。



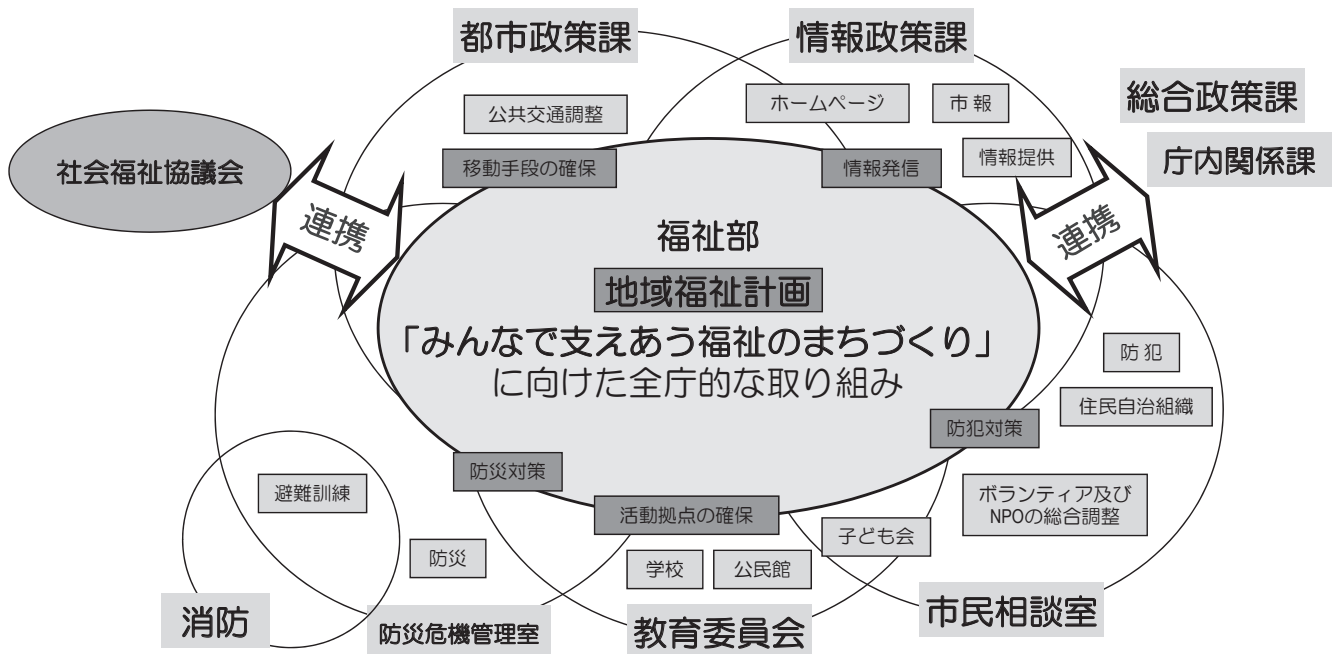
3 計画推進に適した庁内体制の整備

この計画は、健康福祉施策に関わる個別分野の計画に共通する、地域福祉全般に関わる理念や基本方針を定めた計画であり、推進に際しては、市の関係各部署が連携し、同一の方向性を持って進めていくことが必要です。

第3期計画でも、地域福祉の推進を図るため、防犯・防災や公共交通、情報発信、まちづくり、教育等の福祉分野以外との連携は特に重要と考えます。

このため、総合政策課や情報政策課、都市政策課、防災危機管理室（総務課）、市民相談室（総合窓口課）、教育委員会、消防等の他分野の所管課とのさらなる連携強化を図り、計画を推進していきます。

■ 行橋市役所全庁での計画推進連携図（イメージ） ■



4 計画の実践と進行管理

本計画については、第2部各論で整理した各活動の年次計画に基づいて、順次段階的に取り組みを進めていきます。

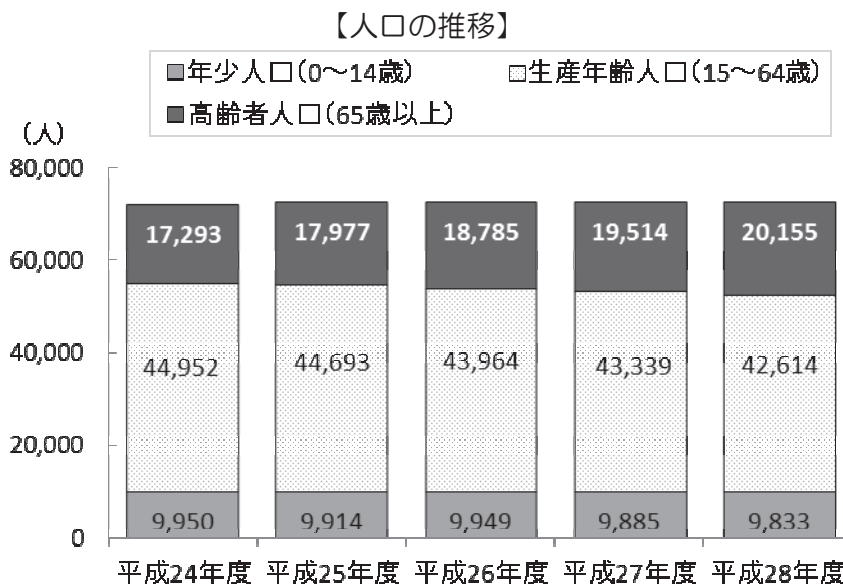
また、この計画の推進と進行管理については、「推進委員会」「推進実務者会議」の2つの組織で、地域福祉推進に向けた検討を行うとともに、年度ごとの進捗状況や評価方法について検討していきます。

資料編

1 地域福祉に関わる基礎データ

(1) 人口・世帯の状況

- 総人口は平成28年4月1日現在で72,602人、65歳以上の高齢者人口が20,155人で市民の3.6人に1人が高齢者（高齢化率27.8%）となっています。



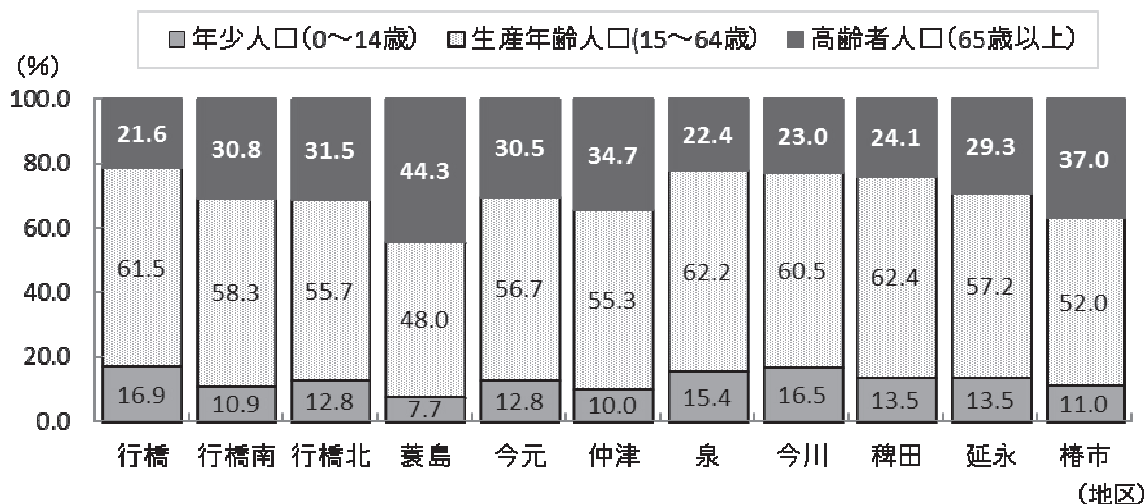
(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総人口	72,195	72,584	72,698	72,738	72,602
年少人口 (0~14歳)	9,950 13.8%	9,914 13.6%	9,949 13.7%	9,885 13.6%	9,833 13.5%
生産年齢人口 (15~64歳)	44,952 62.3%	44,693 61.6%	43,964 60.5%	43,339 59.6%	42,614 58.7%
高齢者人口 (65歳以上)	17,293 23.9%	17,977 24.8%	18,785 25.8%	19,514 26.8%	20,155 27.8%

資料／住民基本台帳・外国人登録（各年4月1日現在）

- 高齢化率は菟島地区(44.3%)が最も高く、次いで椿市地区(37.0%)、仲津地区(34.7%)、行橋北地区(31.5%)、行橋南地区(30.8%)、今元地区(30.5%)と11地区中6地区で3割を超えました。一方、市街地の行橋地区(21.6%)が最も低く、市内で地域差があります。

【地区別人口】



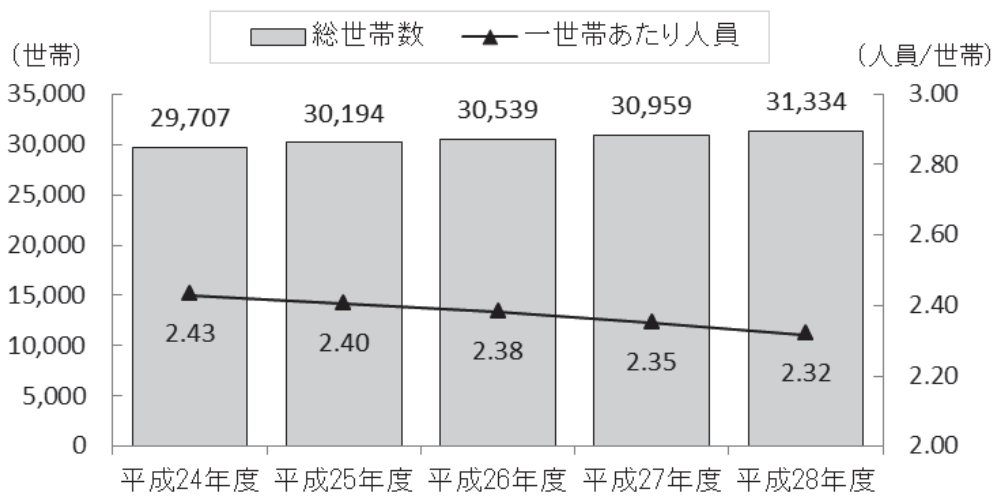
(単位：人)

	行橋地区	行橋南地区	行橋北地区	養島地区	今元地区	仲津地区	泉地区	今川地区	稗田地区	延永地区	椿市地区	合計
総人口	8,762	6,998	6,823	855	5,680	9,296	14,027	5,477	3,943	8,988	1,832	72,681
年少人口 (0~14歳)	1,484	765	875	66	728	927	2,160	903	533	1,209	202	9,852
生産年齢人口 (15~64歳)	5,384	4,081	3,799	410	3,221	5,141	8,724	3,312	2,462	5,141	952	42,627
高齢者人口 (65歳以上)	1,894	2,152	2,149	379	1,731	3,228	3,143	1,262	948	2,638	678	20,202
	21.6%	30.8%	31.5%	44.3%	30.5%	34.7%	22.4%	23.0%	24.1%	29.3%	37.0%	27.8%

資料/住民基本台帳・外国人登録(平成28年4月末現在)

- 本市の総世帯数は、平成28年4月1日現在31,334世帯で、1世帯あたりの世帯人員は平均2.32人となっています。近年、世帯数は増加していますが、世帯人員は減少しています。

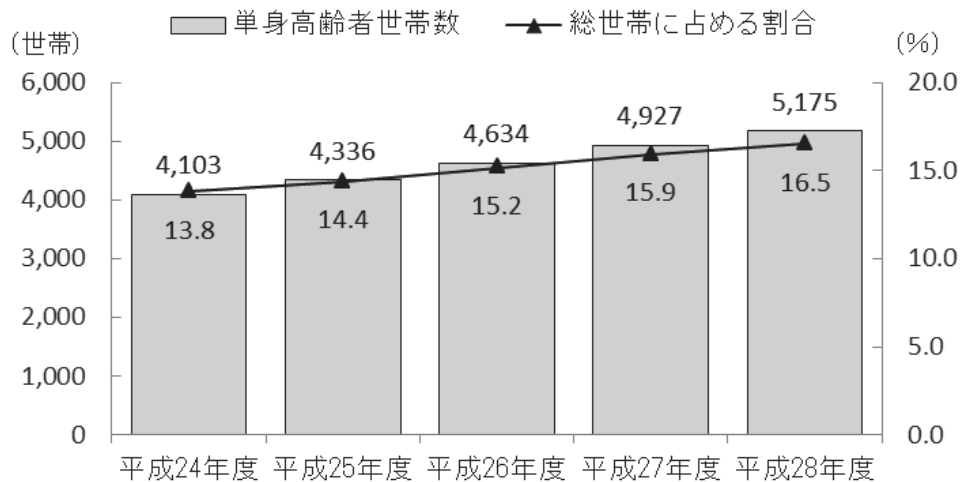
【総世帯数と一世帯あたり人員の推移】



資料/地域福祉課(各年4月1日現在)

- 単身高齢者世帯数は、平成24年4月1日時点で4,103世帯と4,000世帯を超え、平成28年4月1日現在で5,175世帯と4年間で1,072世帯増加しており、今後も増加傾向が続くと見込まれます。

【単身高齢者世帯数と総世帯数に占める割合の推移】



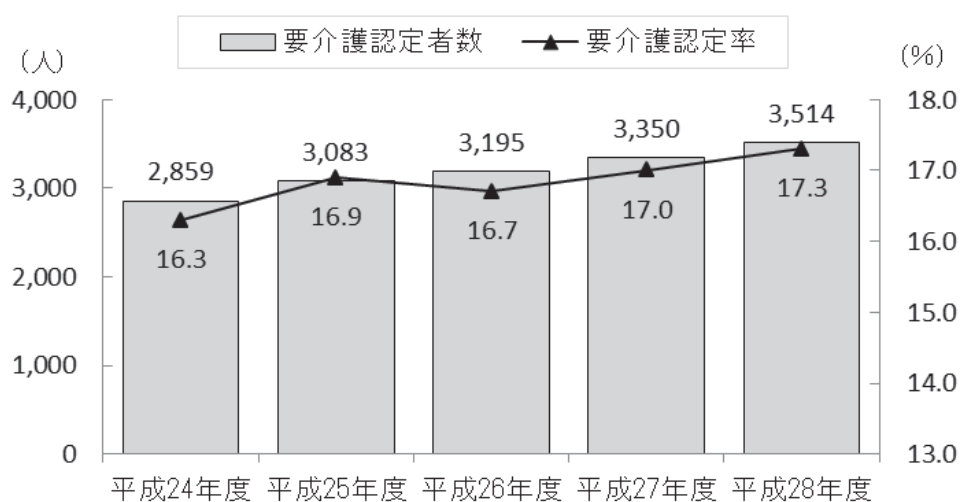
資料/地域福祉課(各年4月1日現在)

(2) 支援を要する人等の状況

① 高齢者の状況

- 介護保険の要介護認定者数は、平成24年8月31日時点で2,859人（要介護認定率16.3%）、平成28年8月31日現在では3,514人（要介護認定率17.3%）と年々増加し、平成27年度には要介護認定率が17%を超えました。

【要介護認定者数の推移】

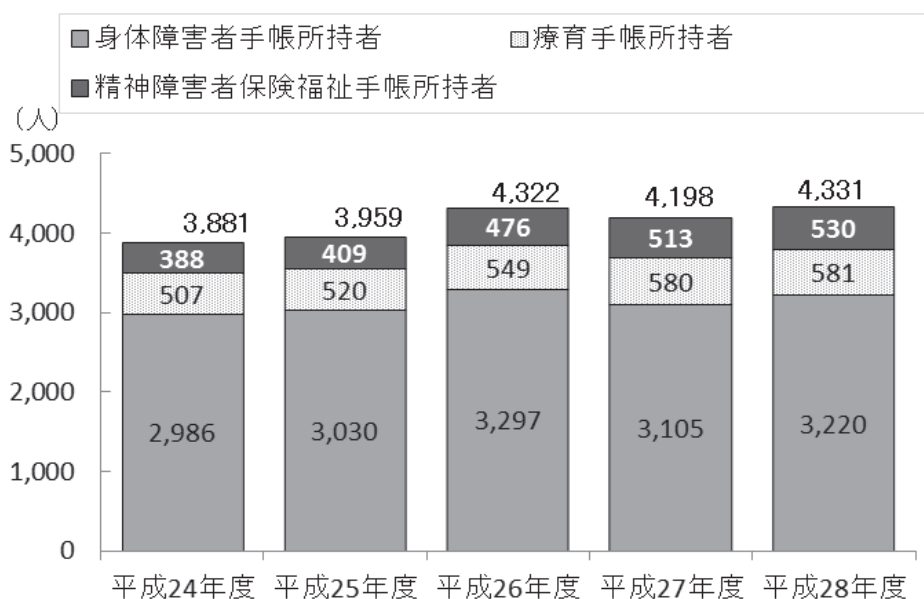


資料/介護保険課（8月31日現在）

② 障がい者の状況

- 障がい者（手帳所持者）は、平成24年4月1日時点で3,881人、平成28年4月1日現在で4,324人と443人増加しており、総人口の6%を占めています。

【障がい者手帳所持者数の推移】



【障がい者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳所持者	2,986	3,030	3,297	3,105	3,220
総人口に占める割合	4.1%	4.2%	4.5%	4.3%	4.4%
療育手帳所持者	507	520	549	580	581
総人口に占める割合	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%
精神障害者保険福祉手帳所持者	388	409	476	513	530
総人口に占める割合	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%
計	3,881	3,959	4,322	4,198	4,331
総人口に占める割合	5.4%	5.5%	5.9%	5.8%	6.0%

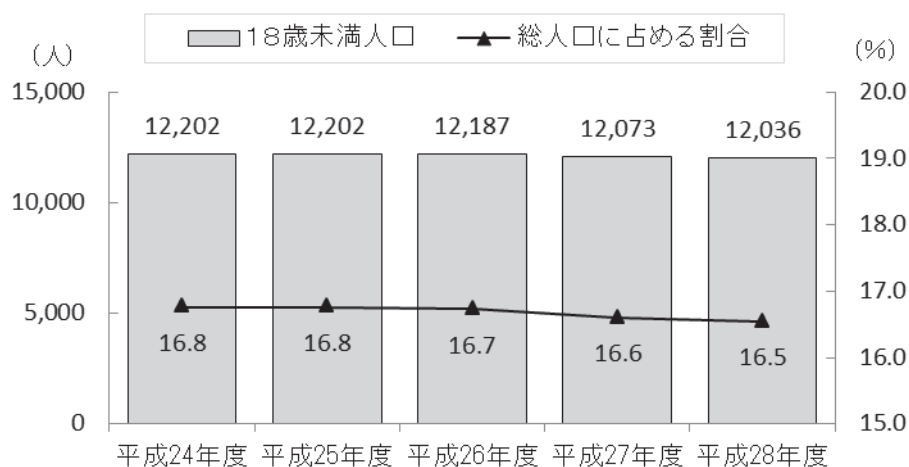
資料／地域福祉課（4月1日現在）

※合計は内訳の合計であり、各手帳の重複所持者は除いていない。

③ 子ども・子育て家庭の状況

- 18歳未満の児童人口は、12,000人台で推移しており、平成28年8月31日現在で12,036人となっています。総人口に占める割合は低下しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

【児童人口の推移】



資料／住民基本台帳・外国人登録（8月31日現在）

- ひとり親家庭は800世帯台で推移しており、平成28年4月1日現在で824世帯（一般世帯の2.63%）となっています。

【ひとり親家庭世帯の推移】

(単位：世帯)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般世帯	29,707	30,194	30,539	30,959	31,334
ひとり親家庭世帯	874	893	856	862	824
	2.94%	2.96%	2.80%	2.78%	2.63%

資料／地域福祉課（各年4月1日現在）

④ 外国人の状況

- 本市の外国人登録人口は、平成28年8月31日現在で446人と400人を超えました。国籍別にみると、大韓民国や朝鮮民主主義人民共和国の人が多いのがわかります。

【外国人の状況】

(単位：人)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
外国人登録人口		388	383	394	393	446
国籍別内訳	大韓民国・朝鮮民主主義共和国	142	137	131	127	119
	中華人民共和国	92	79	82	81	90
	ブラジル連邦共和国	9	10	8	10	14
	フィリピン共和国	79	79	81	83	88
	その他	66	78	92	92	135

資料／総合窓口課（各年4月1日）

⑤ 生活保護世帯等の状況

- 生活保護世帯は1,100世帯台で推移しており、平成28年8月31日現在で1,136世帯(1,460人)、保護率は20.7%となっています。

【生活保護世帯等の状況】

(単位：世帯)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
生活保護世帯		1,181	1,165	1,152	1,142	1,136
	高齢者世帯	592	612	626	641	666
	ひとり親世帯	88	84	72	54	55
	傷病・障がい者世帯	353	330	315	312	301
	その他の世帯	148	139	139	135	114
保護人員（人）		1,632	1,618	1,564	1,509	1,460
保護率(%)		23.3	22.9	22.1	21.3	20.7

資料／生活支援課（8月31日現在）

(3) 地域団体等の状況

① ボランティア団体の状況

- 本市の地域で福祉分野をはじめとした各種活動等を行うボランティアの状況をみると、平成28年4月1日現在のボランティア団体は34団体、登録者数は1,162人となっています。

【ボランティア団体の状況】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ボランティア団体	団体数(団体)	22	31	34	35	34
	登録者数(人)	760	1,104	1,155	1,245	1,162
個人ボランティア数(人)		32	6	7	12	6

資料/行橋市社会福祉協議会(各年4月1日)

② 地域活動団体の状況

- 本市の地域活動団体の状況をみると、平成28年4月1日現在、自治会：184団体、民生委員・児童委員：133人、老人クラブ：101団体、いきいきサロン：99団体となっています。いきいきサロンの団体数、登録者数は増加傾向にあります。

【地域活動団体の状況】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自治会	団体数(団体)	182	183	183	184	184
民生委員・児童委員	人数(人)	127	133	133	133	133
老人クラブ	団体数(団体)	100	100	100	100	101
	登録者数(人)	6,531	6,374	6,321	6,143	6,431
いきいきサロン	団体数(団体)	85	86	89	94	99
	登録者数(人)	2,617	2,591	2,653	2,870	3,062

資料/市民相談室、地域福祉課、介護保険課、行橋市社会福祉協議会(各年4月1日)

2 市民アンケート調査結果

2-1 調査の概要

- 平成28年5月27日～6月10日に行橋市内在住の3,000人（20歳以上）を対象に、住民基本台帳等から無作為に抽出し、郵送による配布・回収で実施しました。
- 有効回収数：1,011サンプル（有効回収率 33.7%）

2-2 アンケート結果

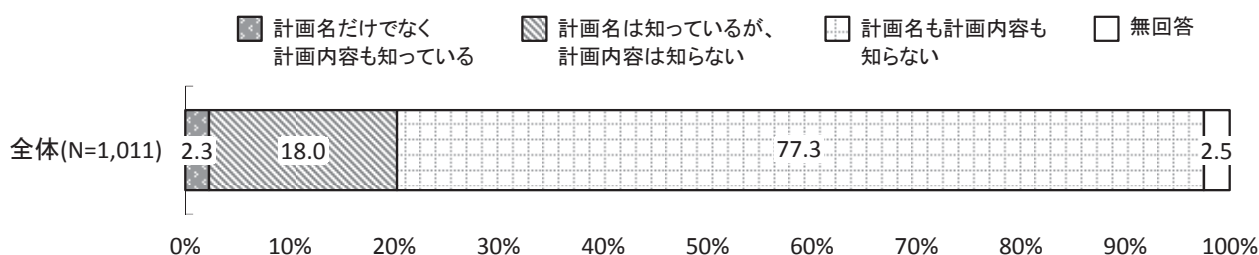
(1) 「行橋市地域福祉計画」の認知度

「行橋市地域福祉計画」を熟知している人は2.3%、計画名も計画内容も知らない人は77.3%

「行橋市地域福祉計画」の認知度について、「計画名も計画内容も知らない」という人は77.3%を占めており、認知度の低い結果となっています。

年齢別にみると、年齢層が低いほど認知度も低いことがわかりました。

【問】 「行橋市地域福祉計画」を知っていますか。



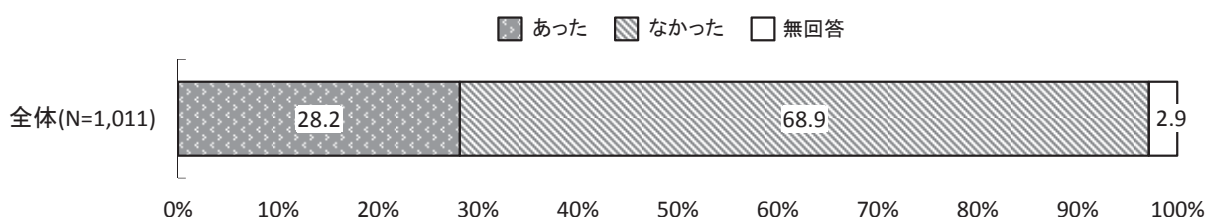
(2) 保健福祉情報の必要性

市の保健福祉情報を必要としたことが「あった」人は28.2%、「なかった」人は68.9%

これまで市の保健福祉情報を必要としたことがあったか尋ねたところ、「あった」と回答した人は28.2%、「なかった」と回答した人は68.9%となっており、福祉情報を必要とした経験がない人が約7割を占めています。

校別にみると、福祉情報を必要としたことが「あった」人の割合が最も高かった校区は「今川」（39.1%）で、次いで「行橋南」（32.5%）、「稗田」（31.1%）と続く。対して、福祉情報を必要としたことが「なかった」人の割合が最も高かった校区は「菟島」で約9割の回答者が福祉情報を必要とした経験がないと回答しています。

【問】 これまで保育サービス、高齢者や障がい者への福祉サービス、健康づくりに関する情報などの、市の保健福祉情報を必要としたことがありましたか。



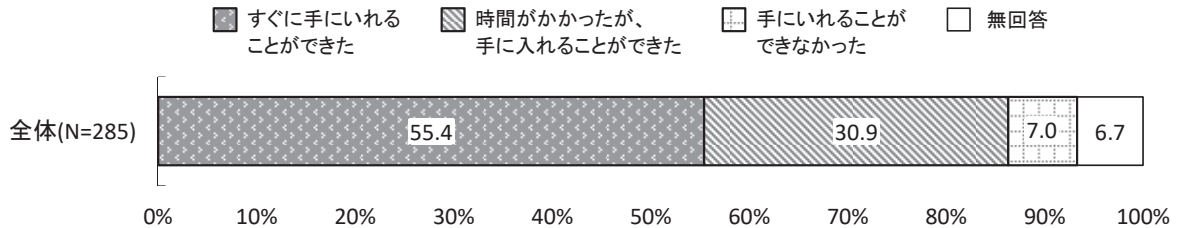
(3) 保健福祉情報の入手状況

保健福祉情報を必要としたときに「すぐに手に入れることができた」人は55.4%

市の保健福祉情報を必要とした人のうち、その情報が「すぐに手に入れることができた」人は55.4%と半数を超えています。

年齢別にみると、最も年齢層の若い「20-24歳」で「手に入れることができなかった」と回答した人が4割を超えており、他の年齢層と比べて特に高い割合となっています。

[問] 保健福祉情報を必要としたときにすぐに入手できましたか。



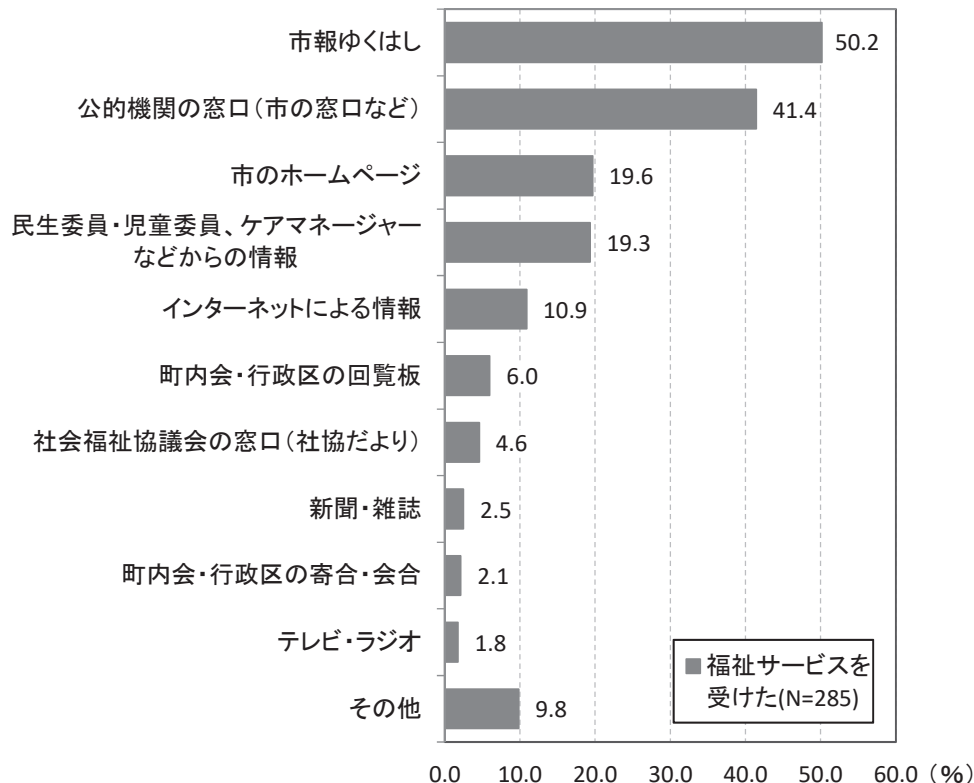
(4) 保健福祉情報の入手先

保健福祉情報の入手先は、「市報ゆくはし」(50.2%)、「公的機関の窓口」(41.4%)が高い

市の保健福祉情報を必要とした人のうち、その情報の入手先を尋ねたところ、「市報ゆくはし」(50.2%)と「公的機関の窓口」(41.4%)の2つが主な入手先となっています。

年齢別にみると、「市のホームページ」「インターネットによる情報」の項目において年齢が若い層の割合が高い。逆に、「民生委員・児童委員ケアマネジャーからの情報」と回答した人は年齢の高い層の割合が高くなっています。

[問] 保健福祉情報をどこで入手しましたか。



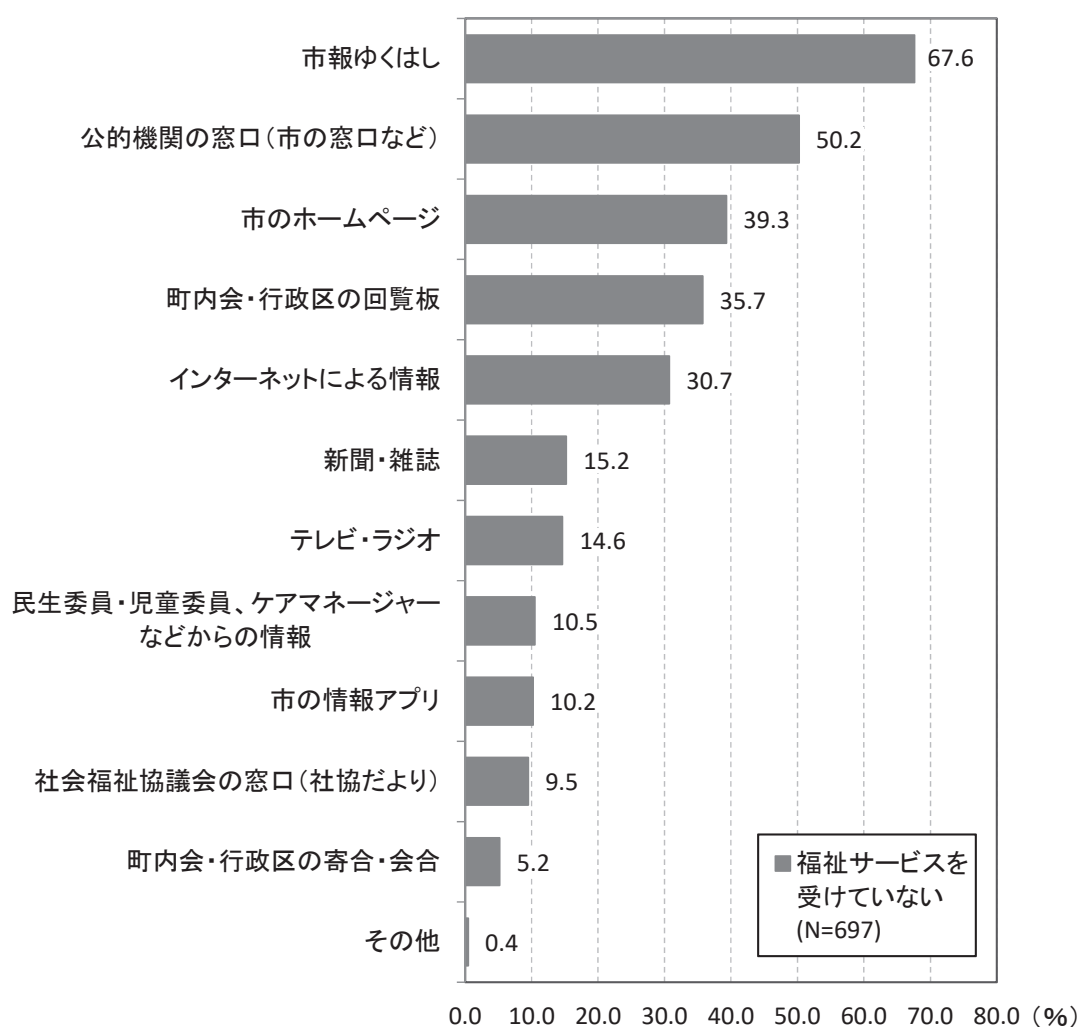
(5) 保健福祉情報の入手手段の意向

保健福祉情報を「市報ゆくはし」（67.6%）で入手したい人が最も高い

市の保健福祉情報を必要としなかった人のうち、その情報をどのように入手したいか尋ねたところ、「市報ゆくはし」が67.6%で最も割合が高くなっています。次いで、「公的機関の窓口」（50.2%）、「市のホームページ」（39.3%）、「町内会・行政区の回覧板」（35.7%）、「インターネットによる情報」（30.7%）と続いています。

年齢別にみると、「市のホームページ」「インターネットによる情報」では40歳代以下年齢の若い層の割合が高くなっています。

[問] 保健福祉情報をどのような方法で入手したいですか。



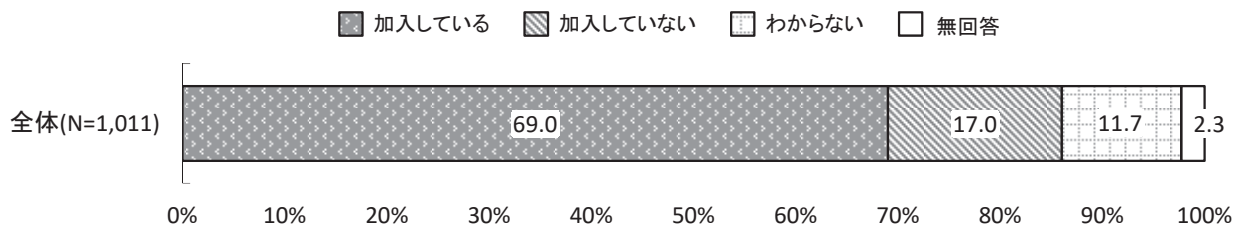
○ 地域コミュニティ

(1) 自治会への加入状況

自治会へ「加入している」人は69.0%で約7割いる

地域の自治会への加入状況について、「加入している」人が全体の約7割を占めています。年齢別にみると、年齢層が上がるほど自治会への加入の割合は高くなっています。校区別にみると、自治会へ「加入している」割合が高い校区は順に「稗田」（82.2%）、「菟島」（81.8%）、「仲津」（80.6%）、「泉」（78.7%）となっています。対して、「加入している」割合が最も低い校区は「行橋」で50.6%と加入状況が半数に留まっています。

[問] 地域の自治会（区）に加入していますか。

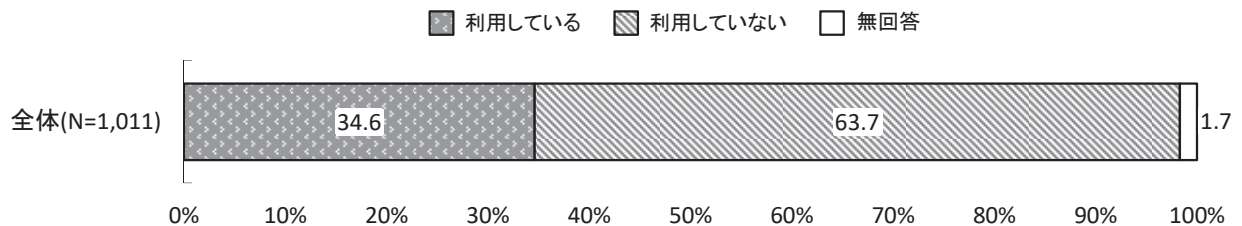


(2) 公民館の利用状況

公民館を「利用していない」人は63.7%で6割を超えている

地域の公民館の利用状況について、公民館を「利用している」人は34.6%、「利用していない」人は63.7%で、未利用者が6割を超えています。年齢別にみると、年齢層が上がるほど公民館の利用率は高くなっています。

[問] 地域の公民館を利用していますか。



(3) 公民館の利用目的

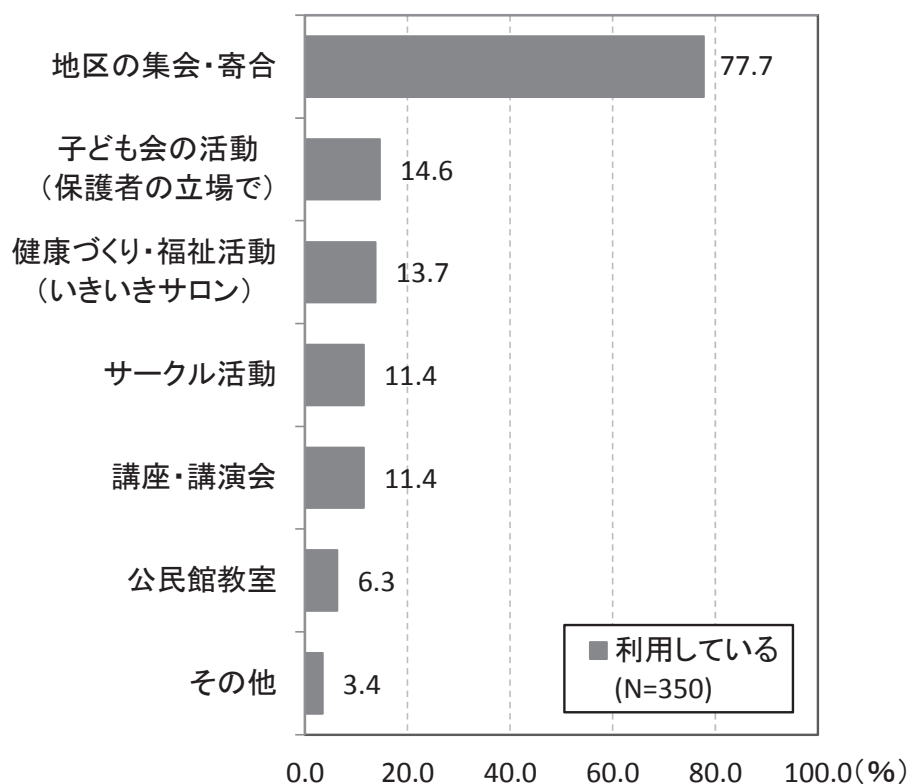
公民館を利用する目的は「地区の集会・寄合」（77.7%）が最も高い

公民館の利用者のうち、公民館の利用目的を尋ねたところ、最も多かった回答が「地区の集会・寄合」（77.7%）となっています。

年齢別にみると、「地区の集会・寄合」については年齢層の偏りはあまりみられないが、「子ども会の活動」では20歳代～40歳代で回答が集中しており、「健康づくり・福祉活動」「講座・講演会」では60歳代以上の高齢者に回答が集中しています。他に、「サークル活動」「公民館教室」などにおいては20歳代の利用割合も高くなっています。

校区別にみると、「子ども会の活動」では「行橋北」（38.1%）、「行橋南」（22.6%）、「行橋」（20.4%）の利用の割合が高くなっています。

[問] 公民館を何の目的で利用していますか。



(4) 地域のつながりを感じる時

地域のつながりを感じることは「日常、地域の人とあいさつを交わすとき」(75.2%)が最も高い

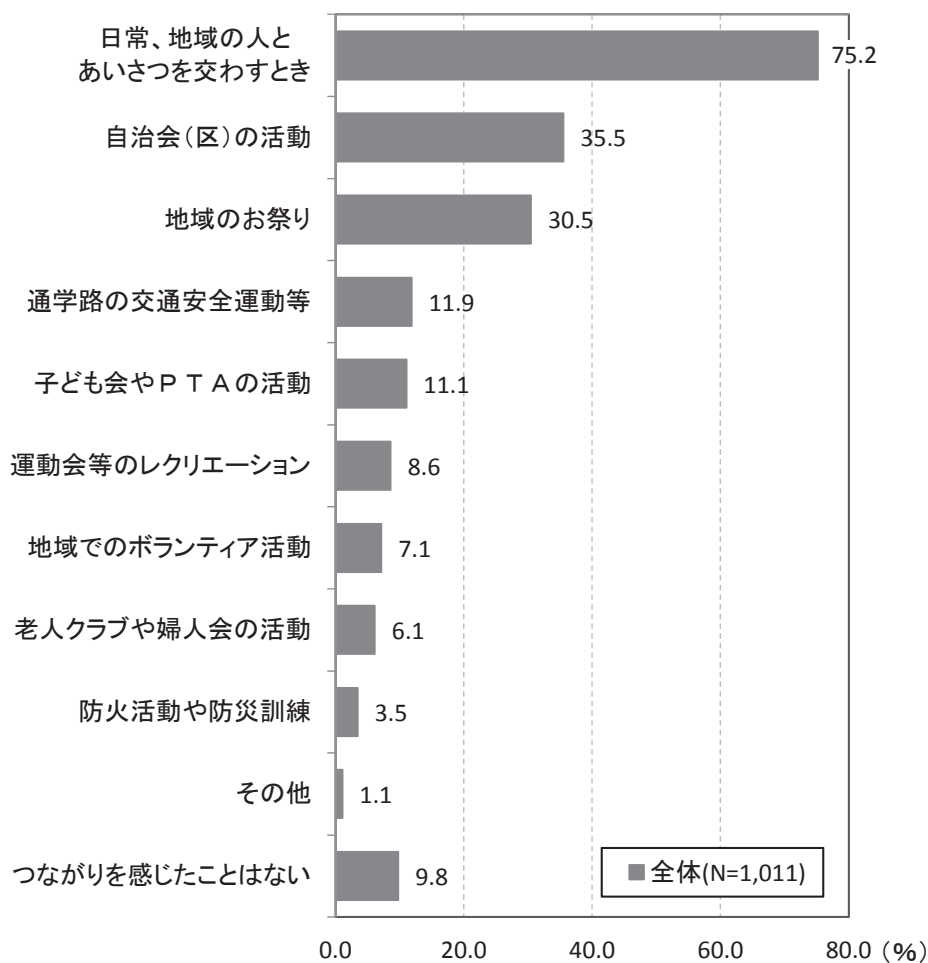
地域の人とのつながりをどのようなときに感じるか尋ねたところ、最も割合が高かった回答は、「日常、地域の人とあいさつを交わすとき」(75.2%)、次いで「自治会の活動」(35.5%)、「地域のお祭り」(30.5%)と続いています。対して、全体の約1割が「つながりを感じたことはない」と回答しています。

男女別にみると、「地域のお祭り」「地域でのボランティア活動」「自治会の活動」などの項目では男性の割合が高く、「子ども会やPTAの活動」「日常、地域の人とあいさつを交わすとき」などの項目では女性の割合が高くなっています。

年齢別にみると、「日常、地域の人とあいさつを交わすとき」「自治会の活動」「地域のお祭り」「地域でのボランティア活動」「老人クラブや婦人会の活動」においては、年齢の高い層に回答の割合が高くなっています。また、「通学路の交通安全運動等」「子ども会やPTAの活動」では40歳代以下の年齢の若い層での回答の割合が高い傾向にあります。

校區別にみると、「日常、地域の人とあいさつを交わすとき」では、「稗田」(86.7%)、「今元」(82.6%)、「椿市」(80.0%)の校区で割合が高くなっています。また、「葦島島」においては、「地域のお祭り」(72.7%)、「地域でのボランティア活動」(18.2%)の項目で、他の校区に比べ特に高い割合となっています。

【問】 地域の人とのつながりをどのようなときに感じますか。



(5) 近隣住民との付き合い方

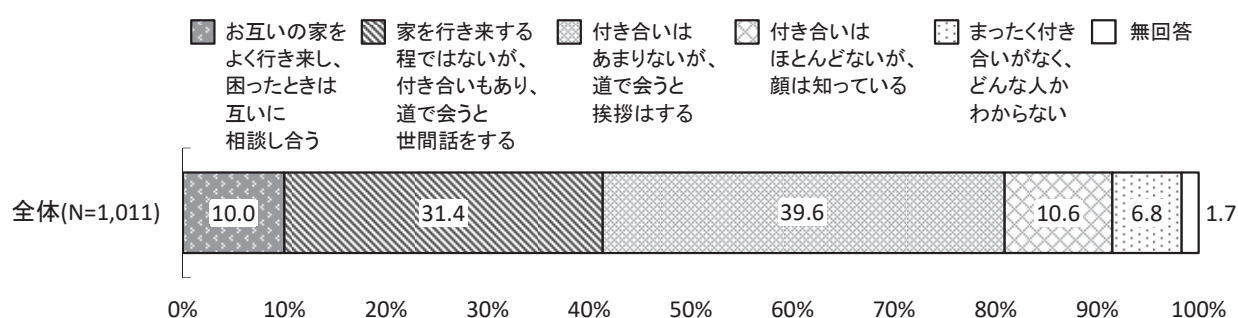
近隣住民とは、「付き合いはあまりないが、道で会うと挨拶はする」程度の付き合いが、約4割を占めている

近隣住民との付き合い方について、「付き合いはあまりないが、道で会うと挨拶はする」(39.6%)の割合が最も高く、その次に「家を行き来する程ではないが、付き合いもあり、道で会うと世間話をする」(31.4%)となっています。「お互いの家をよく行き来し、困ったときは互いに相談しあう」といった密な付き合いをするという回答者は、全体の1割程度となっています。

年齢別にみると、「お互いの家をよく行き来し、困ったときは互いに相談しあう」といった密な付き合いをする回答者は、「75歳以上」35.5%が最も割合が高く、64歳以下の年齢層では、すべての年齢層で回答が1割以下となっています。対して、「まったく付き合いがなく、どんな人かわからない」では、20歳代～30歳代に回答が集中している。年齢が高いほど近隣住民との関係は密であるのに対し、年齢が若いほど近隣住民との関係は希薄になっていることが分かります。

校區別にみると、「お互いの家をよく行き来し、困ったときは互いに相談しあう」の回答で最も割合が高い校区は「樺市」(24.0%)で他の校区と比べ高い割合となっています。対して、「まったく付き合いがなく、どんな人かわからない」では、「行橋」(13.8%)の割合が高くなっています。

[問] 近隣の人と、どの程度の付き合いがありますか。



(6) 付き合いが希薄な理由

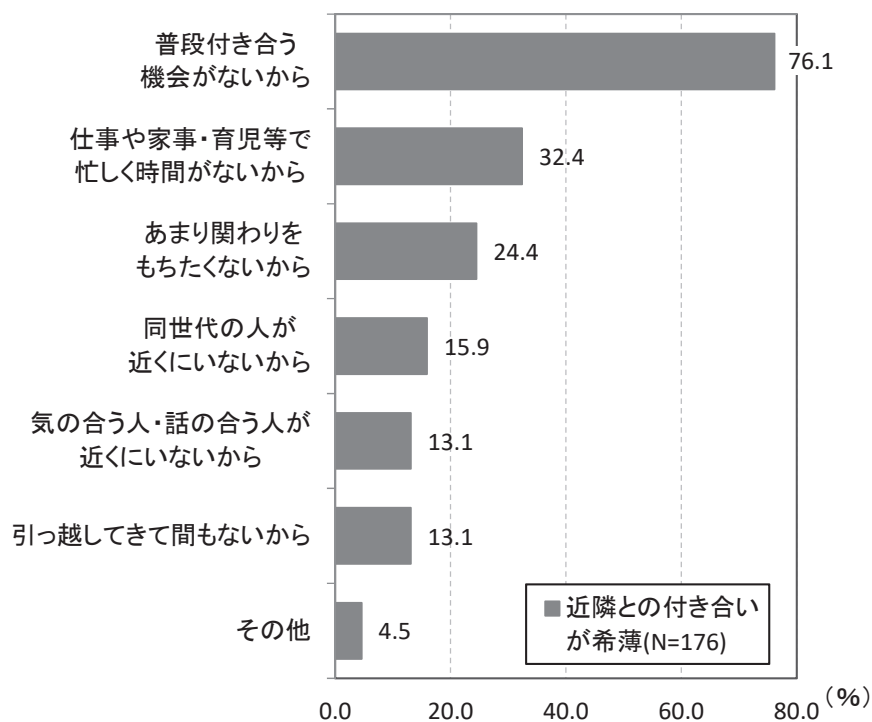
付き合いが希薄な理由は、「普段付き合う機会がないから」（76.1%）が最も高い

近隣住民との関係が希薄な人において、その理由と尋ねたところ、「普段付き合う機会がないから」が76.1%で最も割合が高く、次いで「仕事や家事・育児等で忙しく時間がないから」（32.4%）、「あまり関わりを持ちたくないから」（24.4%）と続いています。

男女別にみると、「普段付き合う機会がないから」は男性の方が割合が高く、「同世代の人が近くにいないから」「仕事や家事・育児等で忙しく時間がないから」「あまり関わりを持ちたくないから」などの項目では女性の割合が高くなっています。

年齢別にみると、「普段付き合う機会がないから」では、20歳代～30歳代での回答の割合が特に高くなっています。

[問] 付き合いがない理由は何ですか。



(7) 地域活動への参加状況

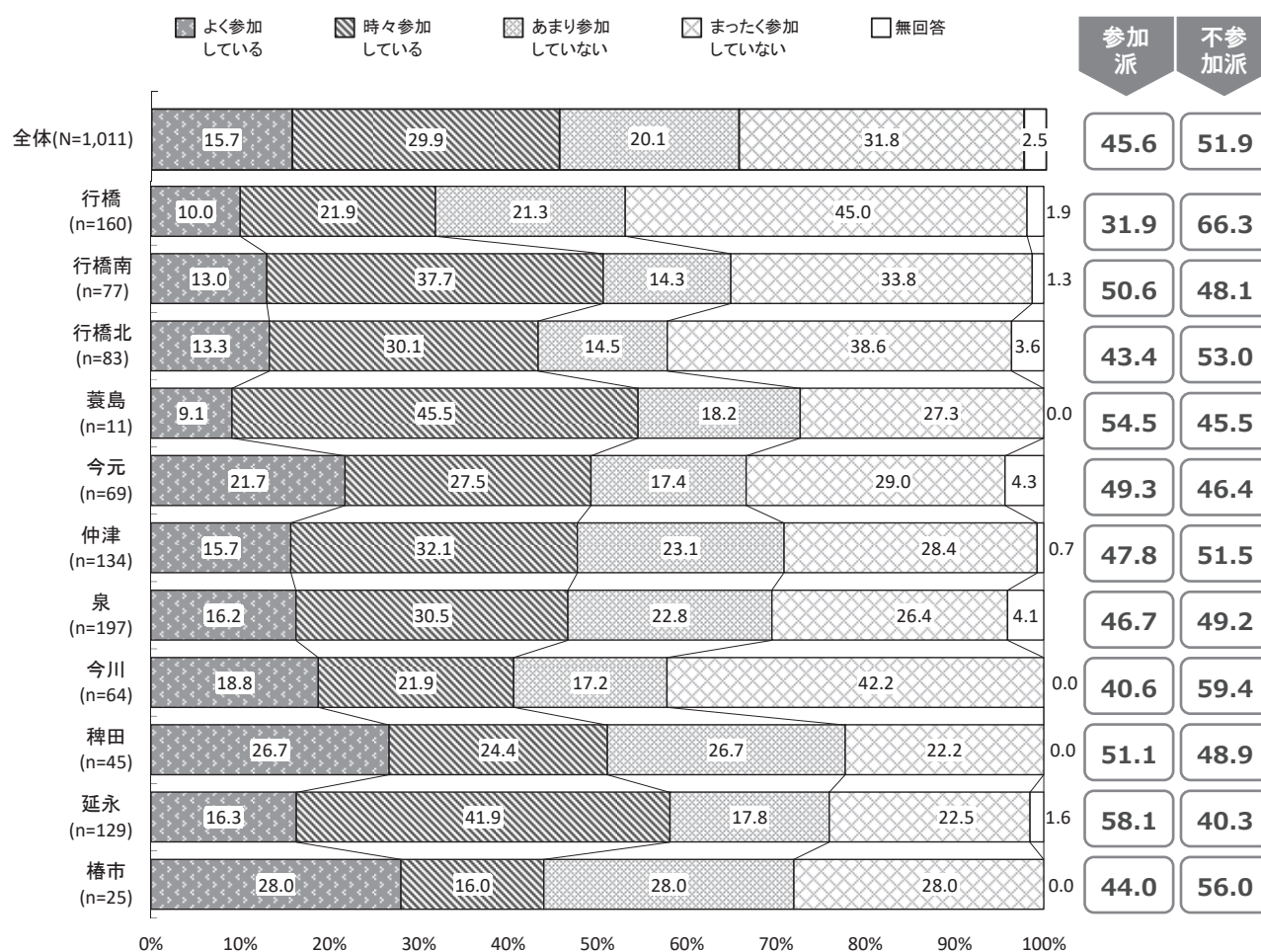
地域の活動への参加状況は、『参加派』が45.6%、『不参加派』が51.9%と、不参加が半数を超える

地域活動への参加状況について、『参加派』（「よく参加している」「時々参加している」の計）の割合は45.6%、一方、『不参加派』（「まったく参加していない」「あまり参加していない」の計）の割合は51.9%で、『不参加派』の割合がやや高くなっています。

年齢別にみると、65歳以上の年齢層で『参加派』が6割を超えており、年齢層が高くなるほど、地域活動に参加する割合が高くなっています。

校区別にみると、『参加派』の割合が高い校区は、順に「延永」（58.1%）、「葦島」（54.5%）、「稗田」（51.1%）、「行橋南」（50.6%）となっています。対して、『不参加派』の割合が高い校区は、順に「行橋」（66.3%）、「今川」（59.4%）、「椿市」（56.0%）、「行橋北」（53.0%）となっています。

〔問〕 地域の活動に、どの程度参加していますか。



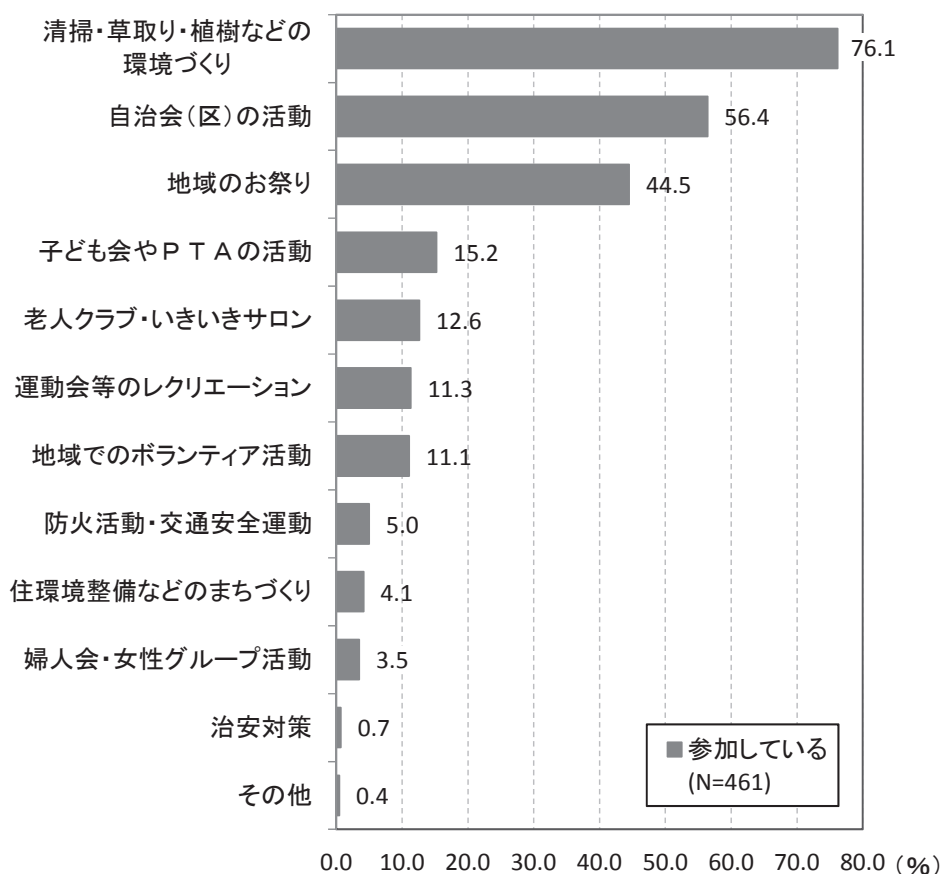
(8) 地域活動の内容

地域活動の内容は、「清掃・草取り・植樹などの環境づくり」(76.1%)が最も高い

地域活動に参加している回答者において、その活動内容を尋ねたところ、「清掃・草取り・植樹などの環境づくり」(76.1%)の回答が最も割合が高く、次いで「自治会の活動」(56.4%)、「地域のお祭り」(44.5%)と続いています。

男女別にみると、「自治会の活動」「地域のお祭り」「地域でのボランティア活動」などの項目で男性の回答の割合が高く、「子ども会やPTAの活動」「婦人会・女性グループ活動」「老人クラブ・いきいきサロン」などの項目では女性の回答の割合が高くなっています。

[問] どのような地域活動に参加していますか。



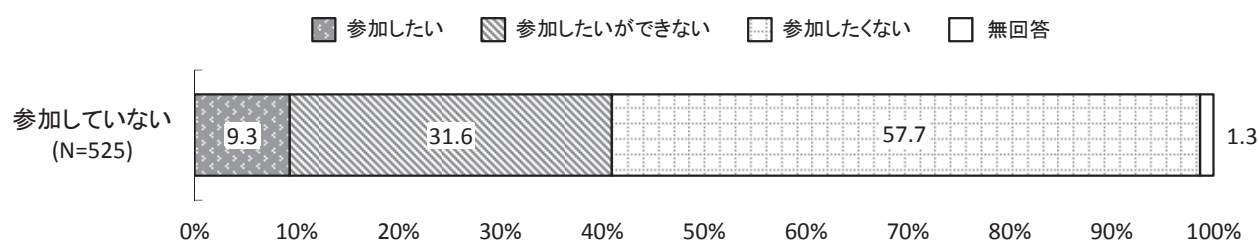
(9) 地域活動への参加意向

地域活動をしていない人の参加意向は、「参加したくない」が約6割を占める

地域活動に参加していない回答者において、今後地域活動に参加する意向があるか尋ねたところ、「参加したくない」が57.7%と約6割を占めています。次いで、「参加したいができない」が31.6%、「参加したい」が9.3%となっています。

年齢別にみると、「参加したい」では、60歳代や75歳以上の回答者でその割合が高くなっているが、対して「参加したくない」では40歳代以下の年齢の若い層で割合が高くなっています。

【問】 今後地域活動に参加したいですか。



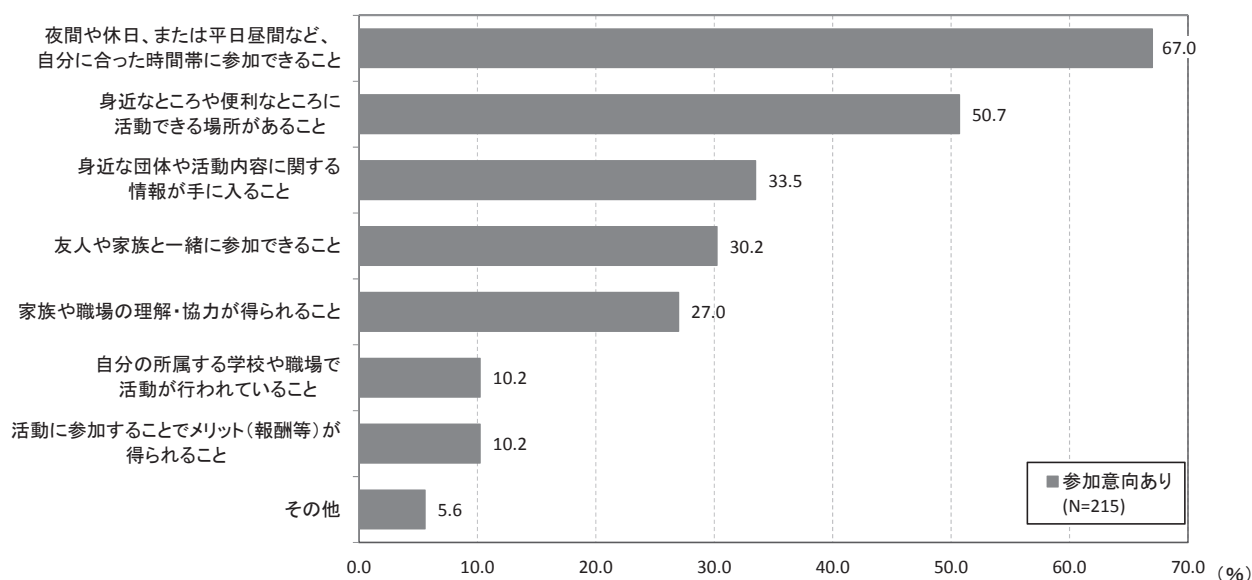
(10) 地域活動への参加条件

地域活動への参加条件は、「夜間や休日、または平日昼間など自分に合った時間帯に参加できること」(67.0%)が最も高い

地域活動への参加意向がある回答者において、その参加条件を尋ねたところ、「夜間や休日、または平日昼間など自分に合った時間帯に参加できること」(67.0%)の回答が最も割合が高く、次いで「身近なところや便利なところに活動できる場所があること」(50.7%)、「身近な団体や活動内容に関する情報が手に入ること」(33.5%)、「友人や家族と一緒に参加できること」(30.2%)、「家族や職場の理解・協力が得られること」(27.0%)に続いています。

年齢別にみると、「夜間や休日、または平日昼間など自分に合った時間帯に参加できること」については、20歳代から50歳代の層で回答の割合が比較的高くなっています。

【問】 今後、どのような環境や条件が整えば活動に参加できますか。



(11) 地域住民から受きたい支援内容

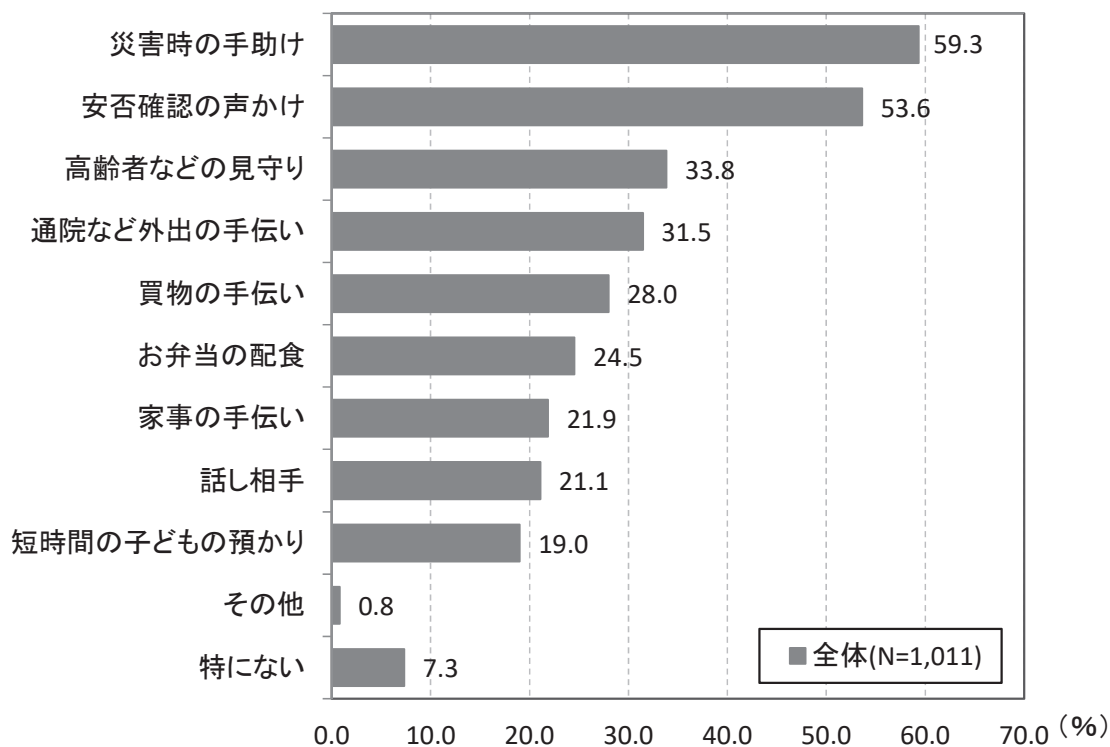
地域住民から受きたい支援内容は「災害時の手助け」（59.3%）、「安否確認の声かけ」（53.6%）の回答が高い

地域住民から受きたい支援内容について、「災害時の手助け」（59.3%）が最も割合が高く、次いで「安否確認の声かけ」（53.6%）、「高齢者などの見守り」（33.8%）、「通院など外出の手伝い」（31.5%）と続いています。

年齢別にみると、「安否確認の声かけ」は比較的60歳以上の高齢者における割合が高くなっています。また、「短時間の子どもの預かり」では30歳代以下の年齢の若い層で回答が集中しています。

校区別にみると、「葦島」校区では、「災害時の手助け」「高齢者などの見守り」「通院など外出の手伝い」「買い物の手伝い」「お弁当の配食」「家事の手伝い」などの項目において、他の校区と比べて特に割合が高くなっています。

[問] あなたや家族が、日常生活が不自由になったとき、地域でどのような手助けを受けたいですか。



(12) 地域住民へ可能な支援内容

地域住民へできる支援内容は、「安否確認の声かけ」(69.3%)、「災害時の手助け」(52.5%)の回答が最も高い

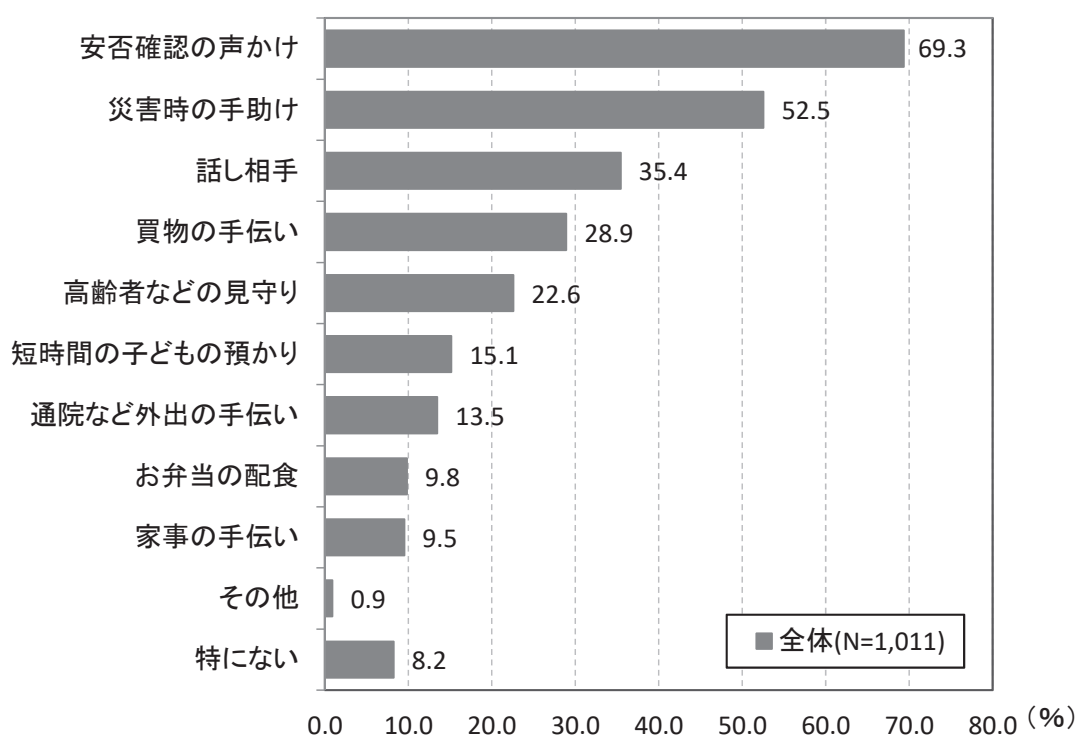
地域住民への可能な支援内容について、「安否確認の声かけ」(69.3%)が最も割合が高く、次いで「災害時の手助け」(52.5%)、「話し相手」(35.4%)、「買い物の手伝い」(28.9%)続いています。

男女別にみると、男性は女性よりも「災害時の手助け」が、女性は男性よりも「話し相手」と回答している割合が高くなっています。

年齢別にみると、「安否確認の声かけ」では、40歳代～60歳代の年齢層の回答の割合が高くなっています。「災害時の手助け」では30歳代の回答の割合が最も高くなっています。

校区別にみると、「安否確認の声かけ」では「稗田」(80.0%)、「椿市」(80.0%)の校区において回答の割合が高くなっています。

[問] 困っている近隣住民へ、あなたはどのような手助けができますか。



○ 保健福祉に関する機関

(1) 地域福祉に関する機関の認知度

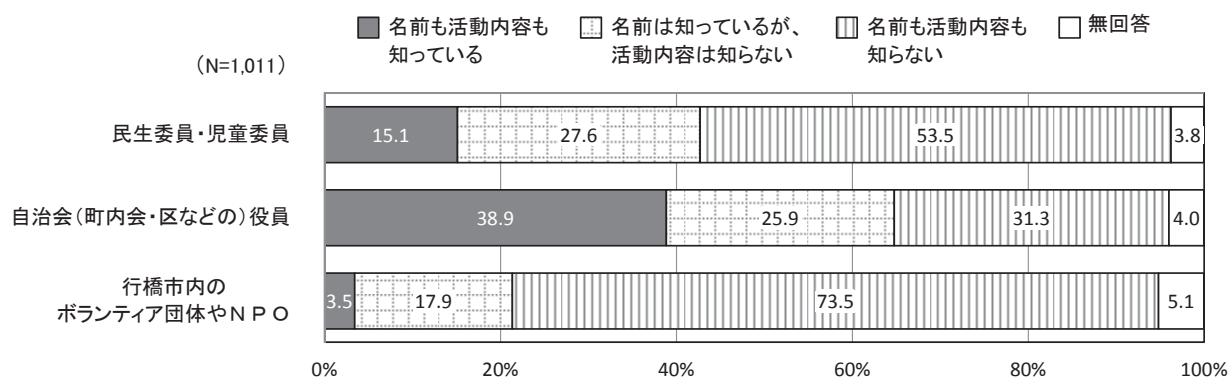
① 身近な地域の世話人

- ・ 「民生委員・児童委員」の「名前も活動内容も知らない」人が半数以上を占める
- ・ 「自治会の役員」の「名前も活動内容も知っている」人は約4割を占める
- ・ 「行橋市内のボランティア団体やNPO」の「名前も活動内容も知らない」人は7割以上を占める

地域福祉に関する機関（身近な地域の世話人）の認知度について、「民生委員・児童委員」の「名前も活動内容も知らない」人が53.5%となっており、全体の半数以上を占め、「自治会の役員」の認知度は他の項目に比べて高く、「名前も活動内容も知っている」人は38.9%と約4割を占めています。「行橋市内のボランティア団体やNPO」は最も認知度が低く、「名前も活動内容も知らない」人は73.5%と7割以上を占めています。

年齢別にみると、どの機関も年齢の高い層において、「名前も活動内容も知っている」「名前は知っているが、活動内容は知らない」と回答する割合が高く、年齢が上がるほど認知度が高い傾向になっています。

[問] 地域福祉に関する機関があることを知っていますか。

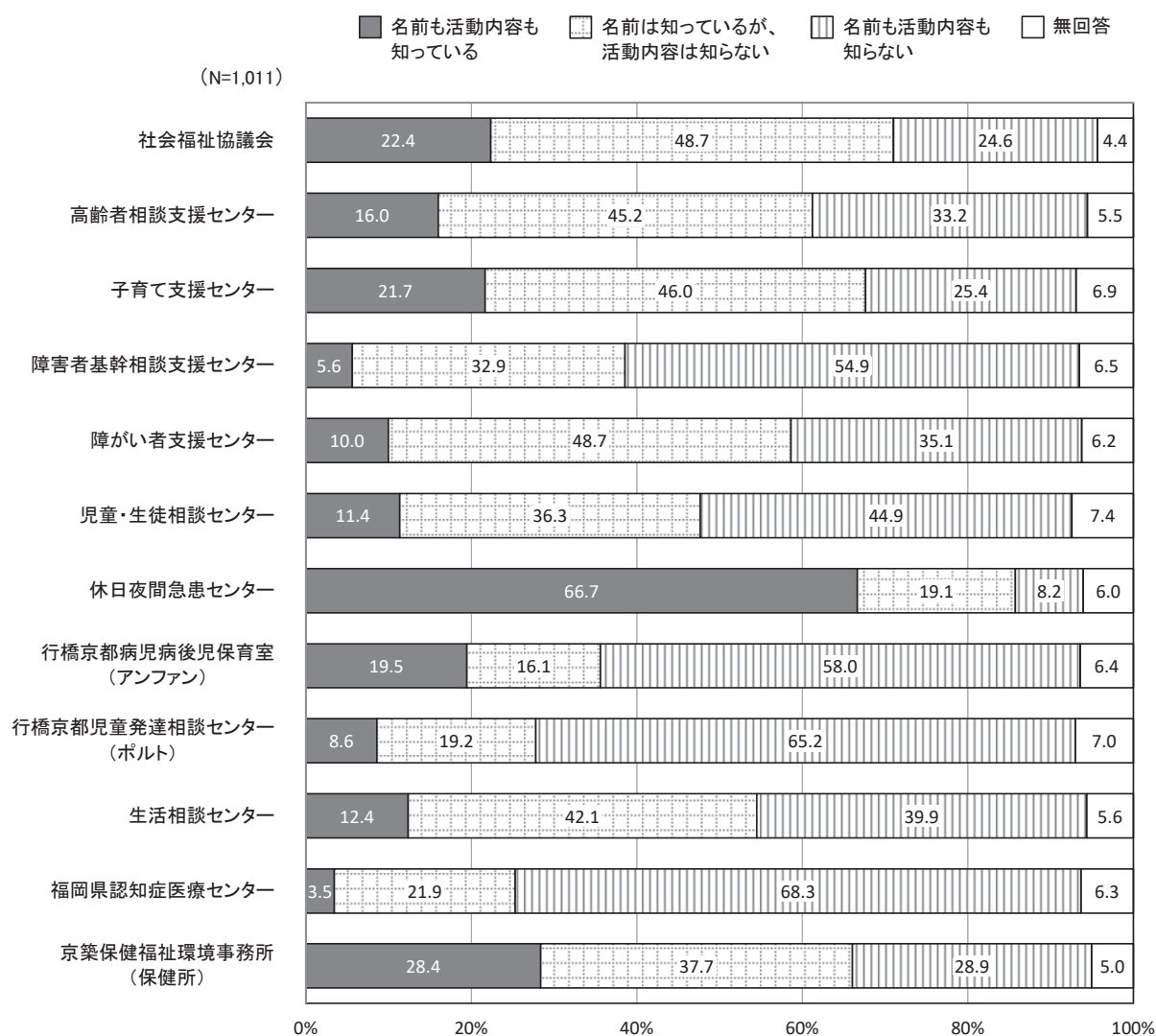


② 市全域を対象とした組織・機関

- ・「福岡県認知症医療センター」「行橋京都児童発達相談センター（ポルト）」「行橋京都病児病後児保育室（アンファン）」「障害者基幹相談支援センター」の「名前も活動内容も知らない」割合が半数以上
- ・「休日夜間救急センター」は「名前も活動内容も知っている」が66.7%と最も認知度が高い

年齢別にみると、「社会福祉協議会」「高齢者相談支援センター」などの項目で60歳代以上の高齢者の認知度が高くなっています。「子育て支援センター」「行橋京都病児病後児保育室（アンファン）」「行橋京都児童発達相談センター（ポルト）」などの子育てに関する組織・機関においては、他の年齢層と比較して30歳代～40歳代の層での認知度が高くなっています。また、いずれの組織・機関においても「名前も活動内容も知らない」と回答する20歳代の割合は高くなっています。

[問] 地域福祉に関する機関があることを知っていますか。



○ まちづくり

(1) 健康・安心を実感できるまちづくりに重要なこと

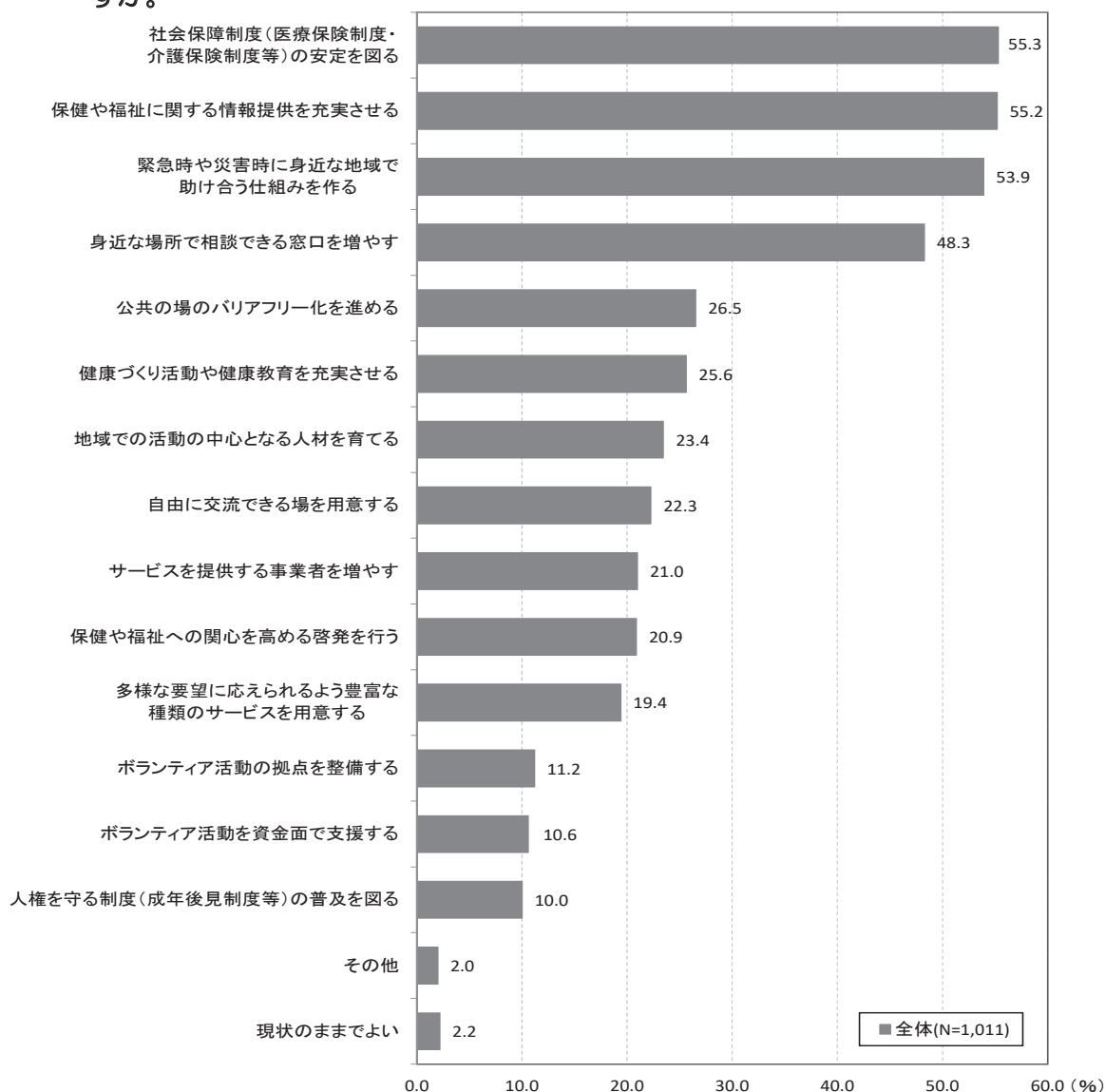
健康・安心を実感できるまちづくりに重要なことの上位4つは、「社会保障制度の安定を図る」「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」「緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みを作る」「身近な場所で相談できる窓口を増やす」となっている

健康・安心を実感できるまちづくりに重要なことについて、「社会保障制度の安定を図る」(55.3%)が最も割合が高く、次いで「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」(55.2%)、「緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みを作る」(53.9%)、「身近な場所で相談できる窓口を増やす」(48.3%)と続いています。

男女別にみると、特に「身近な場所で相談できる窓口を増やす」において男性よりも女性の方が12.9ポイントも上回っており、男女の回答に開きがみられます。

年齢別にみると、「社会保障制度の安定を図る」においては年齢が上がるほど回答の割合が高くなる傾向にあり、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」においては、50歳代、60歳代での回答の割合が高くなっています。

[問] 健康で安心を実感できるまちづくりに向けて、どのような取り組みが重要だと思いますか。



【参考資料】めだか学級児童41人ワークショップ

第3期計画策定時の会議の場で「本当に子どもの望んでいることは、子ども達に聴いてみてはどうか」という意見をいただきました。今までの地域福祉計画を見直してみると、子どもについての議論は会議やアンケート等、全て親や教育機関関係者等、つまりは大人の意見でしか語られていないことがわかります。今回、社会福祉協議会が夏休みに行っている「めだか学級」を訪問して簡単なワークショップ形式で子ども達の意見を聴く機会を頂きました。少し多めにシール貼り過ぎてしまう子もいましたが、子ども達の率直な意見や実情が表れているのではないのでしょうか。データとしての活用は難しいですが、子ども達の本当の気持ちということで参考資料として掲載させていただきました。

めだか学級ワークショップ基本ルール

- 1つの質問に対して当てはまるもの（項目）に1人3個までシールをはる。
- 同じもの（項目）にシールを貼ってはいけません。
- 自分の意見で選ぶ。

Q.1 学校のあと・お休みの日はどこでなにをしていますか？

おうち			おそと	
ゲーム・パソコン ●●●●●●●●	あばれる ●●●●●●●●		こうえん・がっこう・じんじゃ どうろ・ちゅうしゃじょう	
おもちゃで遊ぶ ●●●●●●●●	おえかき・ぬりえ ●●	テレビを見る ●●●●●●●●	自転車・一輪車・キックスケーター ●●●●	おにごっこ ●●●●●●●●
おりがみ ●	工作 ●	将棋 ●●●●●●●●	ドッジボール ●●●●●●●●	スケートボード ●●●●
	たのたの あそぶ	宿題 読書	サッカー ●●●●	ローラーシューズ・スケート ●●●●●●●●
ならいごと			バドミントン・テニス ●●●●●●●●	はなび ●●●●●●●●
くもん ●●●●	サッカー ●●●●●●●●	しゅうじ ●●●●		
バレーボール ●	おりょうり ●	バレエ ●●		
りくじょう ●	ずいえい ●●	からて ●●		
ダンス ●	えいご ●●●●	たいこ ●		
そろばん ●	ピアノ ●●	マラソン ●●●●●●●●		

みんないろいろな習い事で大忙し！おそとよりおうちの中で遊ぶ子達が多いよ！



Q.2 なにをしているときがたのしいですか？

パソコン・ゲーム ●●●●●●●●●●	サッカー ●●●●●●●●●●	兄弟・姉妹-いとこと あそぶ ●	テレビをみる ●	えいがをみる ●●●●●●
やきゅう ●●	おにごっこ ●●●●●●●●●●	はなび ●●●●●●●●●●	りょうり ●●●●●●	寝る ●
ピアノ ●●●●●●	べんきょう ●●●●●●	ゆうえんち ●	ドッジボール ●	ペットとあそぶ ●●●●●●
たいこ ●	カラオケ ●●●●●●	りょこう ●●●●●	学校 ●●●●	工作をする ●
プール ●●●●●●●●	ならいごと ●	外であそぶ	おいしいものを たべる ●	スイカわり ●

やっぱり、ゲーム・パソコンは楽しいね！



Q.3 ちかくにあったらいいなとおもうものはありますか？

えいがかん ●●●●●●●●●●	イオンみたいな お店 ●●	
ゆうえんち ●●●	おしろ ●●●●●●●●●●	あそべる プール ●●●●●●●●●●
ゆくはしタワー ●●●	はくぶつかん すいぞくかん どうぶつえん ●●●●●●●●●●	おんせん ●●●●●●●●●●

おんせんやおしろ、ゆくはしタワーもほしいな～♪



3 計画策定の経緯

年度	期日	内容
平成22年度	平成22年6月25日	第1回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> 推進委員会の位置づけについて 行橋市地域福祉計画推進のスケジュールについて 福祉パンフレットの作成について 実務者会議の進行状況及び今後の推進委員会の審議予定について
	平成22年7月9日	第1回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 <ul style="list-style-type: none"> 実務者会議の位置づけについて 行橋市地域福祉計画推進のスケジュールについて 推進委員会の進行状況及び今後の実務者会議の審議予定について
	平成22年9月9日	第2回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 <ul style="list-style-type: none"> ワークショップについて 総合福祉パンフレット素案について 市民意識調査（団塊世代アンケート）内容の検討 情報の提供（地域のホームページ）について 権利擁護ネットワークの構築について 今後の地域福祉計画推進のスケジュール及び審議予定について
	平成22年10月14日	第3回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 <ul style="list-style-type: none"> ワークショップについて 団塊世代の生活に関するアンケート調査について 総合福祉パンフレットについて
	平成23年1月17日～2月14日	団塊の世代に対するアンケート調査
	平成23年3月3日	第4回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画推進状況の報告 平成22年度に行った主な事業についての報告 来年度以降の取り組みについて
	平成23年3月3日	第2回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画推進状況の報告 平成22年度に行った主な事業についての報告 来年度以降の取り組みについて
平成23年度	平成23年7月14日	第1回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> 行橋市地域福祉計画推進のスケジュールについて 実務者会議の進行状況及び今後の推進委員会の審議予定について
	平成23年7月19日	第1回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 <ul style="list-style-type: none"> 行橋市地域福祉計画推進のスケジュールについて 推進委員会の進行状況及び今後の実務者会議の審議予定について
	平成24年3月22日	第2回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度地域福祉計画推進状況について その他の福祉施策の状況について 平成24年度の地域福祉計画見直しの体制とスケジュールについて
	平成24年3月29日	第2回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度地域福祉計画推進状況について その他の福祉施策の状況について 平成24年度の地域福祉計画見直しの体制とスケジュールについて

年度	期日	内容
平成24年度	平成24年8月2日	第1回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・地域福祉計画見直しの方針について
	平成24年8月31日	第2回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・グループディスカッション
	平成24年9月	いきいきサロン活動者アンケート
	平成24年9月～10月	地域ワークショップ参加者アンケート（地域福祉に関するアンケート）
	平成24年11月15日	第3回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・WS参加者アンケート及びいきいきサロンアンケート結果について ・地域福祉計画の見直しに対する考え方
	平成24年12月17日	第1回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会 ・行橋市地域福祉計画の見直しについて ・次期行橋市地域福祉計画の活動に対する考え方について ・今後の推進委員会の審議予定について
	平成25年1月10日	第4回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・地域福祉計画の素案について
	平成25年1月21日	第2回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会 ・地域福祉計画の素案について
	平成25年2月1日～22日	計画原案に対するパブリックコメント
平成25年度	平成25年10月28日	第1回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・第2期行橋市地域福祉計画の推進について ・ワークショップについて
	平成25年12月25日	第2回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・空き家対策プロジェクトの状況について
平成26年度	平成26年10月28日	第1回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・第2期行橋市地域福祉計画の推進について
平成27年度	平成27年6月5日	第1回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・第2期行橋市地域福祉計画の推進について
	平成28年3月28日	第2回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・第3期行橋市地域福祉計画について
平成28年度	平成28年5月10日	第1回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・第3期行橋市地域福祉計画策定に向けて
	平成28年5月18日	みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり実務者会議検証ワークショップ（1回目）
	平成28年5月27日～6月10日	市民アンケート
	平成28年6月7日	みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり実務者会議検証ワークショップ（2回目）
	平成28年6月27日	第2回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・第2期行橋市地域福祉計画の評価について
	平成28年8月8日	第3回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・アンケート結果について ・第2期行橋市地域福祉計画の評価について
	平成28年8月29日	めだか学級児童ワークショップ
	平成28年12月6日	第4回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・計画の体系について
	平成29年1月30日	第1回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進会議 ・行橋市地域福祉計画の見直しについて ・次期計画の活動について
	平成29年2月28日	第5回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 第3期行橋市地域福祉計画（案）について
	平成29年3月3日～21日	計画原案に対するパブリックコメント

4 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会等 設置要綱・名簿

（設置）

第1条 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）及び行橋市地域福祉計画（以下「計画」という。）に基づき、地域福祉を推進し、計画の進行管理及び計画の見直しを行うために次の組織を設置する。

（1） みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）

（2） みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議（以下「実務者会議」という。）

（3） 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第55条の2第6項に規定する住民その他の関係者の意見聴取に必要な会議体（以下「地域協議会」という。）

（委員会）

第2条 委員会は、条例及び計画に基づき地域福祉の推進、進行管理及び外部評価並びに計画の見直しを行う。

2 委員は、別表1に掲げる団体等から市長が委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

（実務者会議）

第3条 実務者会議は、条例及び計画に基づく地域福祉の推進及び計画の見直しのための情報の収集、調査研究等を行い、地域福祉推進について総合的に進行管理する。

2 実務者会議の委員は、別表2に掲げる部署団体等から、市長が任命又は委嘱する。

3 実務者会議に議長を置く。

4 実務者会議の議長は、委員の互選により選出する。

5 議長は、実務者会議を代表し、会務を総括する。

6 実務者会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

7 実務者会議の検討結果は、委員会へ報告するものとする。

（地域協議会）

第4条 地域協議会は、法第24条第2項に規定する事業（以下「地域公益事業」という。）を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、次に掲げる事項について討議する。

（1） 地域の福祉課題に関すること。

（2） 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること。

（3） 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関すること。

（4） その他地域公益事業に関すること。

2 前条第2項から第5項までの規定は、地域協議会について準用する。この場合において、「実務者会議」とあるのは「地域協議会」と読み替えるものとする。

（任期）

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（庶務）

第6条 委員会、実務者会議及び地域協議会（以下「委員会等」という。）の庶務は、地域福祉課において処理する。

（協力の要請）

第7条 委員会等は、必要があると認めるときは、関係者に対して、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、当該委員会等の委員長及び議長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月29日告示第20号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第40号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第66号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月1日告示第18号）

この告示は、公布の日から施行する。

<別表 1>

【みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会委員（8人）】

	団体名	氏名
委員長	京都医師会 会長	大原 紀彦
副委員長	福岡県立大学 人間社会学部社会福祉学科 准教授	村山 浩一郎
委員	産業医科大学 公衆衛生学教室 教授	松田 晋哉
委員	行橋市老人クラブ連合会 会長	西江 淳
委員	行橋市民生委員児童委員協議会 副会長	末松 友子
委員	市民代表（延永小 PTA 会長）	原 俊行
委員	京築保健福祉環境事務所 所長	海出 勝己
委員	行橋市社会福祉協議会 事務局長	菅本 孝

＜別表 2＞

【みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議委員（15人）】

団体・部署名	氏名	備 考
福岡県立大学	村山 浩一郎	福岡県立大学人間社会学部社会福祉学科 准教授
行橋市民生委員 児童委員協議会	霍田 陽吉	行橋北校区民生委員児童委員 行橋市「在宅介護を支えあう会」副会長
行橋市地域自立 支援協議会	三上 常嘉	障がい者通所施設「あんだんて」施設長 行橋市地域自立支援協議会 委員
行橋市保育協会	坪井 大輔	認定こども園コスモス 園長
北九州リハビリ テーション学院	森光 洋子	北九州リハビリテーション学院 作業療法学科 学生部長
市民代表	植村 敏満	会社役員
行橋市社会福祉 協議会	原口 貴志	行橋市社会福祉協議会 地域福祉係長
地域福祉課	前田 元	健康づくり推進係長
	松本 裕二郎	障がい者支援室 障がい者支援係長
子ども支援課	土肥 正典	子ども未来係長
	石橋 加奈子	子育て支援係（保健師）
介護保険課	田邊 正典	介護保険係長
	中畑 万里子	高齢者支援係長（理学療法士）
	山田 浩	高齢者支援係
生活支援課	大西 丈和	管理係長

＜事務局＞

地域福祉課	橋本 明	地域福祉課長
	上原 亮司	福祉政策係長
	吉元 大祐	福祉政策係
	友松 潔彦	福祉政策係

第3期 行橋市地域福祉計画

発行 行橋市 平成29年3月
〒824-8601
行橋市中央一丁目1-1
電話 (0930) 25-1111

編集 行橋市 福祉部 地域福祉課 福祉政策係
